

令和6年第1回大多喜町議会定例会

## 3月会議会議録

令和6年 3月5日 開会

令和6年 3月19日 散会

大 多 喜 町 議 会

令和六年 第一回定例会〔三月会議〕

大多喜町議会議録

令和六年 第一回定例会〔三月会議〕

大多喜町議会議録

令和六年 第一回定例会〔三月会議〕

大多喜町議会議録

令和六年 第一回定例会〔三月会議〕

大多喜町議会議録

## 令和6年第1回大多喜町議会定例会3月会議会議録目次

### 第 1 号 (3月5日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	2
開議の宣告	3
行政報告	3
諸般の報告	6
会議録署名議員の指名	11
一般質問	11
森        久  君	11
山  田  久  子  君	26
根  本  年  生  君	46
報告第3号の上程、説明	64
同意第1号～同意第10号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	65
同意第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	69
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	71
議案第10号の上程、説明、質疑	76
動議提出	81
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	82
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	85
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	90
散会の宣告	93

### 第 2 号 (3月6日)

出席議員	95
欠席議員	95

地方自治法第 1 2 1 条の規定による出席説明者	95
本会議に職務のため出席した者の職氏名	95
議事日程	96
開議の宣告	97
議事日程の報告	97
議案第 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	97
議案第 1 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	100
議案第 1 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	103
議案第 1 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	105
議案第 1 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	107
議案第 1 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	111
議案第 2 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	114
答弁の訂正	116
議案第 2 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	116
議案第 2 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	117
議案第 2 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	119
議案第 2 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	143
議案第 2 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	145
議案第 2 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	148
議案第 2 7 号～議案第 3 2 号の一括上程、説明	151
散会の宣告	179

### 第 3 号 (3月19日)

出席議員	181
欠席議員	181
地方自治法第 1 2 1 条の規定による出席説明者	181
本会議に職務のため出席した者の職氏名	181
議事日程	182
開議の宣告	183
行政報告	183

諸般の報告	184
議事日程の報告	185
議案第27号の質疑、討論、採決	185
議案第28号の質疑、討論、採決	190
議案第29号の質疑、討論、採決	191
議案第30号の質疑、討論、採決	192
議案第31号の質疑、討論、採決	192
議案第32号の質疑、討論、採決	193
日程の追加	194
発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	195
休会について	197
散会の宣告	198
署名議員	199

第 1 回大多喜町議会定例会 3 月会議

( 第 1 号 )

令和6年第1回大多喜町議会定例会3月会議会議録

令和6年3月5日(火)

午前10時00分 開議

出席議員(12名)

1番	渡辺善男君	2番	麻生勇君
3番	野村賢一君	4番	末吉昭男君
5番	根本年生君	6番	吉野僖一君
7番	山田久子君	8番	渡辺八寿雄君
9番	山口定夫君	10番	森久君
11番	吉野一男君	12番	渡邊泰宣君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	平林昇君	副町長	西郡栄一君
教育長	佐久間靖夫君	総務課長	麻生克美君
企画課長	米本敏克君	財政課長	君塚恭夫君
税務住民課長	西川栄一君	健康福祉課長	長野国裕君
建設課長	市原芳則君	農林課長	秋山賢次君
商工観光課長	渡邊陽二君	環境水道課長	小高一哉君
財政課主幹	木島丈佳君	会計室長	須藤明実君
教育課長	吉野正展君	生涯学習課長	和泉陽一君
代表監査委員	滝口延康君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	宮原幸男	書記	市原和男
書記	佐藤さおり		

## 議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 報告第 3号 専決処分の報告
- 日程第 4 同意第 1号 大多喜町農業委員会委員の任命について
- 日程第 5 同意第 2号 大多喜町農業委員会委員の任命について
- 日程第 6 同意第 3号 大多喜町農業委員会委員の任命について
- 日程第 7 同意第 4号 大多喜町農業委員会委員の任命について
- 日程第 8 同意第 5号 大多喜町農業委員会委員の任命について
- 日程第 9 同意第 6号 大多喜町農業委員会委員の任命について
- 日程第10 同意第 7号 大多喜町農業委員会委員の任命について
- 日程第11 同意第 8号 大多喜町農業委員会委員の任命について
- 日程第12 同意第 9号 大多喜町農業委員会委員の任命について
- 日程第13 同意第10号 大多喜町農業委員会委員の任命について
- 日程第14 同意第11号 大多喜町教育委員会委員の任命について
- 日程第15 議案第 9号 指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第10号 指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第11号 大多喜町第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の策定について
- 日程第18 議案第12号 大多喜町高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画の策定について
- 日程第19 議案第13号 大多喜町災害関連地域防災がけ崩れ対策事業分担金徴収条例の制定について

---

◎開議の宣告

○議長（渡邊泰宣君） それでは、改めておはようございます。

本日は、令和6年第1回議会定例会を招集しましたところ、議員各位をはじめ、町長及び執行部職員の皆様、また、滝口代表監査委員におかれましてはご出席をいただきまして、誠に苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

ただいまから令和6年第1回大多喜町議会定例会を再開します。

これより3月会議を開きます。

(午前10時00分)

---

◎行政報告

○議長（渡邊泰宣君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（平林 昇君） それでは、令和6年第1回議会定例会3月会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げさせていただきます。

なお、2月の頭に舌の切除手術をした結果、いまだに「たちつと」と「らりるれろ」があまりうまく言えませんので、ちょっとお聞き苦しい点があるかもしれませんが、ご容赦願いたいと思っております。

本日は、令和6年第1回議会定例会3月会議を開催させていただきましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

行政報告につきましては、お手元に配付させていただきました報告書のとおりでございますので、これによりご了承賜りたいと思っております。

昨年は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行し、これまでの行動制限がなくなり、日々の生活も徐々に通常に戻ったと感ずることができた年でございます。また、9月の台風13号の豪雨災害につきましては、災害救助法の適用、激甚災害の指定を受けたところでございます。国、県、関係機関のご指導、ご協力もいただきながら、現在も職員と一丸となって、復旧に向けた対応をさせていただいているところでございます。

このような中ではありますが、コロナ禍で得た貴重な教訓や災害で得た経験などを、町民の皆様と共に、今後の本町のまちづくりに活かしてまいりたいと考えておりますので、議員

各位におかれましても、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、本日から始まる第1回議会定例会3月会議でございますが、令和6年度の各会計の当初予算を提案させていただきますので、予算編成方針などについて、若干ご説明をさせていただきますたいと思います。

我が国経済は、コロナ禍の3年間を乗り越え、改善しつつあり、令和6年度の経済財政運営の基本的態度として、引き続き、新しい資本主義の旗印の下、民間需要主導の持続的な成長と、またデフレからの脱却、成長と分配の好循環の実現を目指すとされております。

このような状況の中、国は令和6年度地方財政において、極めて厳しい地方財政の現状、現下の経済情勢等を踏まえ、地方団体が住民のニーズに的確に応えつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、令和5年度地方財政計画の水準を下回らないよう、地方財政対策を講ずることといたしました。

本町の令和6年度一般会計予算は、国の経済対策や地方団体の状況を踏まえた地方財政計画を基に、税收や交付金などの歳入を見積り、歳出におきましては第3次総合計画・後期基本計画及び第2期総合戦略との整合性を図るとともに、昨年9月の記録的な豪雨により被災した道路、河川、農地等の復旧事業を最優先に予算を編成させていただきました。

また、全ての事業について、その必要性、緊急性、費用対効果を十分に検討することを予算編成の基本方針とさせていただきました。

令和6年度の歳入における自主財源については、町税が3年に一度の評価替えなどの影響により1.2パーセント減の10億9,049万8,000円。その他、寄附金、諸収入の増額等により、自主財源総額は6.4パーセント増の25億4,075万7,000円となりました。

依存財源につきましては、地方財政計画を基に積算し、地方交付税は普通交付税の増により7パーセント増の19億9,856万9,000円を見込み、国庫及び県支出金や災害の充当財源として町債も増額となり、総額は前年度より18.3パーセント増の39億3,224万3,000円となりました。

一方、歳出において、総務費は本町合併70周年記念事業、本町議会議員選挙、継続費として執行予定の多目的庁舎建設事業及び総合計画戦略策定事業、また、電子地域通貨事業などを計上させていただいております。

民生費は、高齢者及び障害者福祉事業、少子化対策事業、子ども医療費助成、児童手当支給、保育園及び児童クラブ運営費、国民健康保険等の特別会計への繰り出しに伴う事業費を計上いたしております。

衛生費は、各種健康診査や健診、産後ケア等、子育ての支援事業、高齢者のインフルエンザ、肺炎球菌感染症や乳児等の予防接種事業、合併処理浄化槽設置補助、ごみ収集や処理委託料、上水道高料金対策補助、斎場運営事業等を計上いたしております。

農林水産業費は、有害鳥獣の駆除や被害防止対策事業、たけんこ橋耐震補助などの基幹農道の整備、集落の農地維持活動の支援事業、間伐等森林保全のための森林環境譲与税事業、不耕作農地等の活用事業、災害に強い森づくり事業等を計上しております。

商工費は、商業施設及び商工観光施設の管理運営、商業振興事業、中瀬遊歩道整備、動画コンテストの実施等の観光PRの経費などを計上しております。

土木費は、町道紺屋横山線の白山橋の橋梁長寿命化事業、町道維持管理事業、地籍調査事業、町営住宅管理事業などを計上しました。

続いて消防費は、広域常備消防の負担や地域の消防団運営、町の防災対策事業などで、消防車両の更新などの予算を計上しております。

教育費は、学校施設管理、学校給食費補助金、児童生徒の送迎バス運行費、生涯学習課所管施設の管理運営費と大多喜小学校の駐車場整備及びグラウンドの排水工事、中央公民館の空調施設の更新、海洋センタープールの改修工事などを計上いたしております。

そして、昨年9月の記録的な豪雨により被災した農地、農業施設、町道、河川の災害復旧工事で昨年度より大幅に増額となり、4億2,647万2,000円を計上いたしております。

これら一般会計の予算総額は、過去最高の前年度よりさらに13.3パーセント増の64億7,300万円となりました。特別会計と企業会計は、それぞれの会計の目的に沿った予算編成を実施させていただいております。

このようなことから、令和6年度予算の一般会計と特別会計の合計額は、前年度より6.6パーセント増の89億5,967万8,000円となりました。

以上、令和6年度当初予算編成について申し上げさせていただきましたが、円安の影響などによるエネルギー・食料価格の高騰など、経済状況も不透明なところであり、今後の状況により必要な予算を措置するなどの対応をしまいたいと存じますので、各議案とも十分ご審議をいただき可決くださいますようお願い申し上げます。

最後に、今回の定例会の会議事件でございますが、本日は一般質問が行われ、その後、日程記載のとおり、多くの案件が予定されてございます。どうか各案件ともよろしくご審議の上、可決賜りますよう心からお願い申し上げ、会議冒頭の挨拶とさせていただきますと思います。

誠にありがとうございました。

○議長（渡邊泰宣君） これで行政報告を終わります。

---

### ◎諸般の報告

○議長（渡邊泰宣君） 次に、諸般の報告であります。令和6年第1回議会定例会1月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願いたいと思います。

なお、このうち、2月9日に第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されました。この件につきまして、2番麻生勇君から報告を願います。

2番麻生勇君。

○2番（麻生 勇君） それでは、令和6年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告をさせていただきます。

本定例会では、発議が1件、また議案8件が一括上程され、全て原案どおり同意、可決されました。

発議案第1号は、千葉県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてで、全員協議会を会議規則に規定し、公務と定め、報酬及び費用弁償を支給するとともに、委員会提出議案の撤回または訂正の請求方法を規定し、あわせて条番号等の整理を行うものです。

議案第1号は、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、職員の給料、期末手当及び勤勉手当の改正を行うものです。

議案第2号は、千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員の勤勉手当に関する規定を整備するためのものです。

議案第3号は、千葉県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正するもので、交通の利便性の向上等の社会情勢の変化に応じ、実態に即した旅費制度の運用を図ることができるよう所要の改正を行うものです。

議案第4号は、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するもので、令和6年度及び令和7年度の保険料率を改正し、医療保険制度の改正に伴う所要の規定の整備を行うものです。

議案第5号は、令和5年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）で、

歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億2,689万4,000円を減額し、歳入歳出の予算をそれぞれ29億3,423万円とするものです。

議案第6号は、令和5年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ54億7,824万8,000円を追加し、歳入歳出の予算をそれぞれ7,567億9,322万2,000円とするものです。

議案第7号は、令和6年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億4,529万5,000円とするものです。前年度と比較して、3億3,289万円の増額となります。

議案第8号は、令和6年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,762億7,603万4,000円とするもので、前年度と比較して、316億5,363万5,000円の増額となります。

次に、請願第1号 令和6年度・7年度の後期高齢者医療保険料を引き上げないよう求める請願が提出され審議しましたが、反対多数で不採決となりました。

最後に、一般質問が行われ、3名の議員が登壇いたしました。

なお、議案の抜粋をお手元に配付してありますが、詳細な議案をご覧になりたい方は、議会事務局に備え付けてありますので、ご確認をお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

次に、2月19日に第1回夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会定例会が開催されました。この件につきまして、11番吉野一男君から報告を願います。

11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） それでは、令和6年第1回夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会定例会が2月19日10時に広域の会議室において招集され、野村賢一議員、私と2人で出席したので、報告をさせていただきます。

開会前に報告がありまして、御宿町議会議員の任期満了による改選が行われ、・井茂夫議員、滝口一浩議員、田中とよ子議員が組合議会議員に選出されました。

次に、議案第1号 専決処分の承認を求めることについては、夷隅郡市広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、同条第3項の規定によりその報告を行い、承認を求めるものであります。

内容につきましては、蓄電池設備に関わる基準の見直し等で、令和6年1月1日までに所

要の措置を講ずる必要があり、やむを得ず条例の一部改正を専決処分したものであります。

続いて、議案第2号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合組織条例の一部を改正する条例の制定については、本組合同規約中の共同処理する事務に、水道事業の統合、広域化に関することが追加されることに伴い、組織体制を整備するため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、事務局に新たに水道事業統合推進課を設置し、その事務所掌として、関係市町水道事業の統合、広域化に関することを規定するものであります。

続いて、議案第3号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和5年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じた改正及びその他所要の改正をするものであります。

続いて、議案第4号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防手数料条例の一部を改正する条例の制定については、令和5年12月6日に、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置に係る消防手数料の額を改正するものであります。

続いて、議案第5号 令和5年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ380万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億5,247万7,000円にするものであります。

内容であります。千葉県新型コロナウイルス感染症対策事業補助金が交付されることとなったため、歳入に追加するほか、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じて、職員の給料、期末手当、勤勉手当の改定等に必要な額の増額及び組替えを行うものであります。

繰越明許費につきましては、消防本部空調設備改修工事において、内部配管の調査及び設計等に時間を要し、年度内での工事完了が見込めないことから、1,364万円を翌年度に繰り越すものであります。

続いて、議案第6号 令和6年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算については、本組合を構成する2市2町の財政状況は物価の高騰や人口減少、災害への対応等により、厳しい状況にあると推測されます。このような状況の中で、一般会計においては、歳入全体の92パーセントを各市町の分担金に依存していることから、予算編成に当たっては、従来の予算内容及び前年度決算を踏まえ、国・県の交付金、補助金等を最大限に活用し、歳入予算の確保を図りながら、本組合で担う事務事業の重要性、費用対効果、効率的な運用を考慮し、

各種事業費を計上いたしました。

第1には、広域常備消防の充実と強化を図ることであります。第2には、地域医療体制の充実であります。第3には、令和7年度の事業統合を目指しております夷隅地域の水道事業において、2市2町にとってよりよい水道事業体となるよう、当組合事務局に水道事業統合推進課を設け協議を進めてまいります。また、新たな事務所の開設のため、令和6年度に本広域事務所の改修工事等を実施いたします。

一般会計の予算規模は23億2,850万円で、対前年度2億8,706万9,000円、14.1パーセントの増となりました。

続いて、議案第7号 監査委員の選任につき同意を求めることについては、議会選出の監査委員、・井茂夫氏が令和5年9月30日をもって任期満了となったことから、後任に御宿町議会副議長の田中とよ子氏を選任いたしました。

全議案とも全員賛成で可決されました。

以上で、令和6年第1回夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会定例会の報告といたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

次に、3月1日に第1回夷隅環境衛生組合議会定例会が開催されました。これにつきまして、6番吉野僖一君から報告を願います。

6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） 報告いたします。

去る3月1日、夷隅環境衛生組合定例会がありました。本町からは平林町長さん、渡邊議長さん、そして私が出席いたしました。

それでは、令和6年第1回夷隅環境衛生組合議会定例会の報告をさせていただきます。

本定例会では、議案3件が上程され、全て原案どおり可決されました。内容を説明します。

議案第1号は、夷隅環境衛生組一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正するもので、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、職員の給料、期末手当及び勤務手当の改正を行うものでした。

議案第2号は、令和5年度夷隅環境衛生組合会計補正予算（第1号）で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ250万1,000円を減額し、歳入歳出予算をそれぞれ4億4,542万5,000円とするものです。

そして、議案第3号は、令和6年度夷隅環境衛生組合会計予算で、歳入歳出予算の総額を

歳入歳出それぞれ4億7,009万4,000円とするもので、前年度と比較して4,083万2,000円の減額となります。

そのほかに、その他として勝浦市のほうから、夷隅は2つあるんですね。夷隅環境衛生組合と勝浦は自前でやっているんですけども、勝浦のほうが老朽化したので、ちょっと夷隅環境衛生組合と一緒にさせてくれという要望がありました。今後の課題でございます。それに関しては、やっぱり地震が多いので、夷隅郡内範囲が広いので、もう1か所ぐらいどこかつくったほうがいいんじゃないですかと言いましたんですけども、会長であります太田市長さんが、人口が減っているんで、その辺は1つでいいんじゃないかということで、そういうあれで進んでまいります。

なお、議案の写しはお手元に配付してありますので、確認をお願いします。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

ただいまの報告の中に、勝浦市からの要請があったことについてちょっと補正したいと思いますが、かねてから勝浦市からの要望があったんですが、まだ継続ということでありまして、今回初めて正式に要請がありました。

今の夷隅環境衛生組合につきましては、処理能力につきましては、勝浦市が汚泥だけの処理ということなので、全部の施設ではなくて処理だけのことなので、そういう内容で要請があったということでございます。令和8年度をめぐりに、夷隅環境衛生組合に依頼をしたいということで通知がありました。正式に組合員としてのあれではなく、処理のみのお願いということでございますので、その処理の費用については負担していただくということで、組合員としての正式なあれではないので、これは間違いないようにひとつお願いしたいと思います。

以上でございます。

次に、監査委員から、2月26日に実施しました例月出納検査の結果の報告がなされております。お手元に配付の報告書の写しにより、ご了承願いたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

次に、本3月会議の審議期間ですが、本日から3月19日までとします。本会議の審議は、本日と明日6日、そして19日とし、この間、12日と13日に総務文教・福祉経済合同の常任委員会協議会を開催する予定です。

12日には総務文教委員会所管事務、13日には福祉経済常任委員会所管事務について、新年  
度予算の内容説明を受けることとしています。執行部の皆様には、よろしくお願いいたします  
ます。

議員の皆様申し上げます。

事前に議案とともに配付しました参考資料ですが、これはあくまで議案を審議するための  
参考資料ですので、議案書により質疑をされるようお願いいたします。

なお、議会報編集のため、議会事務局職員による写真撮影及び質問者の自己の質問時間の  
み録音を許可したので、ご承知願います。

それでは、お配りしています議事日程に従い、議事を進めてまいります。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（渡邊泰宣君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

2番 麻 生 勇 君

3番 野 村 賢 一 君

を指名します。

---

### ◎一般質問

○議長（渡邊泰宣君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

---

### ◇ 森 久 君

○議長（渡邊泰宣君） 初めに、10番森久君の一般質問を行います。

10番森久君。

○10番（森 久君） 10番森でございます。議長のお許しを得ましたので、通告に従い、  
3つの質問をさせていただきます。

なお、本日も過去の一般質問と同様に、読み上げる原稿を配付させていただきました。入  
念にチェックしたつもりですが、依然としてワープロミスが多数残っており申し訳ござい  
ません。また、2市5町1村の地域経済循環図も併せてお届けしました。この地域循環図だけ

をご覧いただきながら、私の質問を聞いていただいたほうが分かりやすいかもしれません。

私は、今までに6回の質問をさせていただきました。一般質問の準備をする中で私は、議員としての自らの役割の中心は、大多喜町経済の活性化についての皆様との認識共有、問題提起であると考えてに至りました。もちろん一人の議員としてでありますので、誠に微力ではありますが、大多喜町経済の活性化に向けて尽力したいと考えております。

本日は、3つの質問をさせていただきます。そして、その土台になっている考え方は、大多喜町の町民や企業が獲得している所得はできるだけ町内での支出に向け、その結果として、町内での生産イコール付加価値額の創出に還流すべきであり、町外に流出させてしまうことは可能な限り減少させるべきであるということでもあります。内容的には、第4回目の地域経済についての一般質問と類似していますが、今回は他の市町村との比較や、年による変化も分析しておりますので、別の視点からの新たな質問であるをご理解いただければ幸いです。

今回は、多くの図表を使いますが、説明を裏づけるための資料ですので、読み飛ばしていただいて結構です。私も時間の関係で、データの詳細な説明は省略させていただきます。また、主として比率を対象としますが、別とじでお配りしている地域経済循環図のほうが分かりやすいこともありますので、必要に応じてご覧いただければと思います。

3ページが一番上でございます。

本日の私の一般質問の土台となっている考え方を分かりやすく表現しているものが、枝廣淳子氏が紹介している図表1のような漏れバケツモデルです。この図は、現在の地域経済に対して新たに観光客の使うお金、政府からの補助金・交付金、企業誘致があったときに、そのお金を地域外に流出させてしまっている状態を表しています。枝廣淳子氏は、この漏れバケツモデルにより、せっかく新たに地域内に流入してきたお金が地域外に流出してしまうと、地域経済の力を高める効果が限定的であるということを示しているのです。

4ページが一番下にまいります。

本日の一般質問の土台となっている考え方は、この漏れバケツモデルにのっとりたものがございます。地域経済にとって重要なことは、せっかく地域で獲得した所得は地域外への支出として流出させずに、地域内での支出に向け、そして地域での生産につなげるべきであるということでもあります。言い換えると、バケツの漏れを阻止し、バケツの中の水量を増やすべきであるということです。この観点から、第3の質問をいたします。

支出の地域外への流出が大きな問題とはいえ、地域経済の循環にとって生産（付加価値額）、分配（所得）の増大も重要な問題であり、この観点から、第1の質問と第2の質問を

いたします。

これは、言わばバケツにいかにして多くの水を入れるのかという質問であります。本日は、大多喜町経済がどの程度漏れバケツ状態にあるかを、RESASというデータベースの中の地域経済循環図を使用して分析します。

下にまいります。

地域経済循環図とは、生産・分配・支出という3つの経済活動を通じて、その地域のお金の循環、経済活動を把握するためのものです。生産・分配・支出の循環については、次ページ図表の2、地域経済循環の例えにとじ込んであるような説明がなされています。

まず、生産では原材料費を除いて年間1,000万円を稼いで、1,000万円の付加価値を生産したことになります。今、6ページの一番上を読んでおります。分配では、1,000万円の付加価値のうち、家計に400万円、事業資金に600万円回され、町外でのパート収入、助成金合計で1,400万円の所得となります。支出では、1,400万円の所得のうち、町内での消費が500万円、設備投資が500万円、町外での消費が100万円、町外での設備投資が300万円で、町内での合計1,000万円が生産の1,000万円のもととなっています。これらが1年間で循環することになります。

以上の説明を循環図の形にしたものが、次ページにとじ込んである図表3、地域経済循環図です。この地域経済循環図を分析することにより、地域外への流出という観点から見て、この地域経済循環図のどこに問題があるかを分析します。

図表3の地域経済循環図では、生産（付加価値額）、分配（所得）、支出のチェックポイント例が示されています。ここでは、さらに地域経済循環率も示されています。地域経済循環率は、生産（付加価値額）割る分配（所得）で計算され、獲得された所得のうち、どれほどが町内での生産につながっているか、還流しているかを表し、地域経済の自立度をはかるものです。

本日の質問では、この地域経済循環率に注目することになりますが、その高低の原因は支出の地域外流出にあり、この点についての問題提起が本日の一般質問の最大のポイントであります。本日の一般質問では、大多喜町の地域経済循環図だけでなく、近隣のいすみ市、勝浦市、長南町、御宿町、睦沢町、さらに山梨県忍野村、北海道東川町も取り上げることにいたします。ただし、時間の関係で、忍野村と東川町についての説明は、原則として注で述べることにいたします。

7ページの下のほうになります。

なお、経済規模を把握する前提となりますので、対象としている2市5町1村の人口の変化を調査したところ、図表4のような結果が判明しました。大多喜町を含む2市4町は減少していますが、忍野村と東川町は増加しています。

8ページにまいります。

また、今回の質問では、他の市町村との比較だけでなく、特に2010年と2018年を比較し、必要な場合にはさらに経年変化も見ていくことにいたします。

本日の第1の質問は、第2次産業のさらなる振興と第3次産業1人当たり付加価値額の増大のためには、どのような経済対策があり得ると考えているかというお尋ねであります。

この第1の質問については、大きく3つに分けて説明させていただきます。第1番目に、大多喜町における第2次産業と第3次産業の規模について確認いたします。第2番目に、第2次産業の状況を把握します。第3番目に、第3次産業の低迷を明らかにいたします。

それでは、まず第1番目に、大多喜町における第2次産業と第3次産業の規模についてであります。地域経済循環図の左下では、とじ込んであります地域経済循環図の一番上に大多喜町がございますので、ご覧いただければと思います。

第1次産業、農業など、第2次産業、製造業など、第3次産業、サービス業などの生産（付加価値額）を示しています。そして、この付加価値額は、企業でいえば粗利益の部分であり、大ざっぱに言うと、売上げから仕入れや外注費等の費用を差し引いた額であり、地域の稼ぎを分配する前のもうけの総額を示しています。また、経済産業省及び内閣官房では、同じ内容を若干厳密に、生産（付加価値額）では、地域が生産した商品やサービス等を販売して得た金額から、原材料費や外注費といった中間投入額を差し引いた付加価値額を把握することができますと説明しています。

1段落飛ばしまして、図表5は、2018年の2市5町1村の産業別付加価値額と、その合計額を示したものです。

図表5からは、まず、大多喜町を含む2市4町は、いずれも第1次産業の付加価値額の低いことが分かります。第2次産業と第3次産業については10ページにまいります。長南町だけは、第2次産業の付加価値額のほうが第3次産業のそれより大きいですが、大多喜町を含む2市3町は反対で、第2次産業より第3次産業のほうが大きいです。大多喜町としては、第2次産業と第3次産業のバランスの問題はありますが、いずれも第1次産業よりも圧倒的に規模が大きく、両方の振興に努力すべきなのは確かであります。

大多喜町における第2次産業と第3次産業の規模が分かりましたので、次に説明の第2番

目として、第2次産業の状況を把握することにします。第2次産業に焦点を当て、2市5町1村の1人当たり付加価値額について、2010年と2018年を比較してみます。見ると、図表6のようになります。次ページにございます。

図表6から分かりますように、2018年の大多喜町の第2次産業1人当たり付加価値額は、近隣2市3町よりも高くなっています。そして、8年間の変化を見ますと、大多喜町が32.1パーセントの増加、いすみ市が30.2パーセントの増加であるのに対して、長南町は13.2パーセントも減少しています。注11でも述べていますが、総額でも、大多喜町が8.7パーセントの増加であるのに対して、長南町は21.7パーセントも減少しています。

12ページにまいります。

大多喜町と長南町の第2次産業の1人当たり付加価値額を2010年と2018年で比較してみますと、金額及び全国1,741市区町村中の順位ともに逆転しており、大多喜町の拡大傾向と長南町の衰退傾向が明らかであります。大多喜町は、2市4町の中では、第2次産業の振興に総体的に最も成功しているのであり、この状態をさらに継続・発展させなければなりません。

次に、第1の質問の最後の説明として、第3次産業の低迷を明らかにいたします。2市5町1村の第3次産業の1人当たり付加価値額について、2010年と2018年を比較したものが図表7です。

13ページの中段下にまいります。

第3次産業の2018年の1人当たり付加価値額は、全体としては2010年に比べて、金額的にも、全国順位的にも高くなっています。しかし、全国順位は2市4町の中では最高でも御宿町の1,243位、最低は大多喜町の1,674位であります。いずれにしろ、2市4町は全国1,741市区町村の中では下位にあり、この地域全体が第3次産業について問題を抱えていると言えます。大多喜町としては、他の2市3町との連携も視野に入れつつ、対策を講じなければならないと思われまます。

以上を踏まえて、本日の第1の質問であります。

第2次産業のさらなる振興と、第3次産業1人当たり付加価値額の増大のためには、どのような経済対策があり得ると考えているのでしょうか。簡潔にご説明くださるようお願いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 森議員のご質問につきまして、商工観光課からお答えさせていただきます。

ご質問のRESASの地域経済循環マップは、地域のお金の流れを生産（付加価値額）と分配（所得）、そして支出の3段階で見える化することにより、お金の流出・流入の状況を把握して、地域経済の課題を分析し、所得循環構造の適正化を図ろうとするものでございます。

ご説明のありましたとおり、本町の第2次産業の1人当たり生産（付加価値額）の2010年は864万円でしたが、2018年は1,141万円と、2市4町の中でも著しく増加しております。1人当たりの順位も1,741市区町村中454位と高い順位となっております。

ご質問の第2次産業のさらなる振興につきましては、町内事業者への各種工事等の発注が考えられます。また、天然ガス発祥の地として、天然ガス関連企業と連携し振興を図ることや、本町の特徴の一つとして昼間人口比率が高いこともございますので、企業誘致をさらに推進し、振興を図っていきたいと考えております。

もう一つのご質問の第3次産業の1人当たり付加価値額の増大のためには、移住者の増加、特に子育て世代の移住者の増加を図ることも重要だと考えております。移住による地域外からの所得流入や地域内における民間消費額の増加により、地域内の第3次産業の付加価値額の増加を見込むことができます。

ほかには、観光客の誘致による消費額の増加が挙げられると考えます。町としましても、本年度外国人観光客の誘致事業を、町観光協会と町内に施設を有する法人で施行しましたので、引き続き、観光関連事業者と協同し、外国人観光客の誘致も推進したいと考えております。

なお、農林業関係につきましては、この後、担当課からお答えさせていただきます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 森議員のご質問に、農林課からお答えさせていただきます。

この地域では、千葉県の中でも早期に米作りが始まったとの文献もあり、米作りに適した耕地を有していたことから、長期にわたり主幹産業となってきました。そのような中、新たに獣害に強い作物の試験栽培を実施しており、中でもローゼルについては本年度14名の方が栽培をされています。

そのほか、遊休農地を活用したハーブパークの開設や食香バラの植栽を通し、農業の活性化に加え都市部との交流人口の増加を図り、飲食業や宿泊業などを中心とした第3次産業の活性化につなげることを目指しています。

また、新規作物の利用について、今後、町内事業者へ働きかけを予定しており、6次化製品の製造・販売など、第2次産業や第3次産業との連携を図り、将来的に6次産業化も期待しています。

林業においては、町の70パーセントを占める山林を活用し、林業の活性化を目指し、林業の地域おこし協力隊を任用し、新たな市場の模索を始めております。

以上のことから、ご質問の第2次産業、第3次産業の1人当たりの付加価値額の増大のための方策について、第1次産業の活性化が一助になるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 10番森久君。

○10番（森 久君） ご説明ありがとうございました。ここから第2の質問に入ります。

第2のお尋ねは、1人当たりの雇用者所得とその他所得を増加させるためには、どのような方策があり得ると考えているかということであります。この第2の質問についてのご説明は前半と後半に分け、前半では1人当たりの雇用者所得とその他所得の水準について、後半では雇用者所得、その他所得の流入と流出についてご説明させていただきます。

まず、1人当たりの雇用者所得とその他所得の水準を取り上げます。地域経済循環図の左下で示されている生産（付加価値額）は、雇用者に支払われたり、企業所得となったりして分配されることとなります。地域経済循環図の左上の矢印が、このことを示しています。そして、地域経済循環図の中央には、その結果が分配（所得）として示されています。

分配（所得）は、大きく雇用者所得とその他所得に分かれます。雇用者所得とは、雇用者に支払われたものであり、住民の労働の対価として受け取る賃金や給料とも説明されています。そして、2市5町1村の地域経済循環図をご覧いただければ分かりますが、雇用者所得には、地域外からの流入と地域外への流出の2つの場合があります。前者の雇用者所得の地域外からの流入とは、この地域の方々が地域外に勤務して、給料等をこの地域に持ち帰っている状態を示しています。典型的には、郊外のベッドタウンなどがこれに該当します。また、後者の地域外への流出とは、この地域に勤務する方々が地域外に給料等を持ち帰っている状態とのことです。こちらの典型としては、昼間は多くの方々が勤務しているビジネス街などがあります。

私は、大多喜町でこの状態に陥るのを防ぐために、役場、農協、商工会などの方々にはぜひとも大多喜町に住んでいただき、さらには採用年齢を引き上げて、大多喜在住を希望するUターン者を優先的に採用していただきたいと心より願っております。

人口1人当たり雇用者所得は、生産（付加価値額）から所得へ分配されたものに、15ページ一番上です。地域内への流入を加算したり、地域外への流出を減算したりして算出します。

もう一つの所得であるその他所得の内容は、雇用者所得以外の所得であって、財産所得、企業所得、交付税、社会保障給付、補助金等と説明されています。また、例えば地域の住民の財産所得や配当の受け取り、企業の所得や内部留保金、自治体の税収等という表現がされることもあります。

その他所得にも、地域外からの流入と地域外への流出の2つの場合があります。その他所得の地域外からの流入とは、他地域の企業からの配当や、他地域で納税された税金の再配分等を通じて、この地域にお金が入っている状態のことです。また、地域外への流出とは、配当や財政の再配分等を通じて、他の地域にお金が出ている状態を表しています。人口1人当たりその他所得も、生産（付加価値額）から所得へ分配されたことに対して、地域内への流入を加えたり、地域外への流出を差し引いたりして計算します。

それでは、大多喜町を含む2市5町1村の雇用者所得の水準はどの程度なのでしょう。それを示したものが図表8であります。次ページをご覧ください。

図表8を見てみますと、金額的には、2010年の1人当たり雇用者所得に対して、2018年のそれは、大多喜町を含む2市4町の全てで上昇しています。しかし、長南町を除いて他の2市3町の全国順位は、いずれも低い状態にあります。大多喜町も、金額的には2010年の175万円から2018年には185万円に増加していますが、全国順位は1,099位から1,398位へと後退しています。長南町は2市4町の中ではよい状態です。しかし、金額的には、2010年の196万円に対して2018年は212万円と増加していますが、全国順位は774位から909位へと大きく下がっています。

16ページの下にまいります。

図表9は、2市5町1村の1人当たりその他所得を示したものです。図表9から分かりますように、1人当たりその他所得についても、金額的には2市4町の全てで上昇しています。しかし、金額的に最も増加しているのが長南町の24.9パーセントであるのに対して、最も低いのが大多喜町で8.4パーセント増にしかすぎません。全国的にも長南町は大きく上がっているのに対して、反対に大多喜町は大幅に低くなっており、2010年と2018年では、金額、全国順位ともに逆転しています。大多喜町が悪い状態になっているということでございます。大多喜町の一つの問題はここにあります。

18ページにまいります。

以上により、第2の質問の前半部分、すなわち1人当たりの雇用者所得とその他所得の水準についてご説明しました。

そこで、次に後半部分、すなわち雇用者所得とその他所得の流入と流出についてご説明させていただきます。

もちろん、本日の一般質問の土台となっている考え方は漏れバケツモデルですので、原則として流入が望ましく、流出は減少させるべきであります。地域外からの流入、地域外への流出の状況を分析するために、言わば分配（所得流出率）、以下では単に分配流出率という、ともいうべきものを独自で計算してみました。地域外からの流入は所得を増加させ、地域外への流出は所得を減少させますので、分母を生産（付加価値額）から所得へ分配された金額とし、分子を地域外からの流入、プラスあるいは地域外への流出、マイナスとします。

分数で示すと次のようになります。前者は、地域外から雇用者所得とその他所得として流入した金額が、地域内での生産から分配された所得に対してどれくらいの割合かを示します。プラスの割合が高ければ、それだけ多くの所得が地域外から流入してきており、その分だけその地域の所得が高くなります。そしてさらに、その分だけ地域内での支出に向かう金額が増えます。このことは、地域経済循環図では中央の分配（所得）から右下の支出に向かう矢印が示されており、これは地域の所得が地域内外で支出されることになることを示しています。

それに対して後者は、マイナスの割合が高ければ、地域で得られた付加価値が地域外にその分だけたくさん流出してしまうことになります。せっかく地域で得られた一部が地域外へ流出してしまい、地域内での支出には向かわないことになります。

図10は、2010年の分配流出入率、図表11は2018年のそれを示したものです。雇用者所得の分配流入率を2市4町でいいますと、いすみ市、勝浦市、御宿町、睦沢町は、地域外で所得を得ている割合の高いことが分かります。これらの市町は地域外からの所得流入に大きく支えられているのであります。この傾向は2010年と2018年で変わりません。

20ページの中段にまいります。

しかし、2018年の大多喜町は唯一流出状態にあり、長南町も2010年から2015年までは流出状態でした。雇用者所得の地域外からの流入は、地域外で働くことを意味していますので、地域内に働き場所がある場合には、分配流出率が低い、あるいはマイナスになります。ですから、大多喜町の状況は悪いわけではないと思います。つまり、大多喜町が流出状態になっ

ているのは、大多喜町外から大多喜町内に働きに来ている人がたくさんいて、その結果として雇用者所得の分配流出率がマイナスになっていると考えられます。

次に、その他所得の分配流入率を検討してみます。図表11の2018年について見ますと、いすみ市は62.3パーセント、御宿町は68.9パーセント、そして睦沢町は何と129.3パーセントと、生産からの分配に対して著しく高くなっています。言い換えますと、地域内で生み出して獲得したその他所得に対して、地域外から獲得してきたその他所得がとても多いのです。

大多喜町は49.6パーセントで、その他所得の増大に向けて努力する余地があるように思われます。

21ページの下のほうにまいります。

ここで、図表10と図表11より、その他所得の分配流出率の変化を把握してみました。その結果が図表12です。大多喜町は、その他所得の流入が著しく減少しています。2010年の105.1パーセントが22ページです。2018年には49.62パーセントまで低下しているのです。これは重大な事態であると思います。図表12で、大多喜町だけがマイナス55.5パーセントと、突出して悪くなっていることが分かります。

大多喜町の場合には、1人当たり雇用者所得が低いことばかりでなく、それ以上に大きな問題がその他所得の分配流出率にあります。図表12から明らかなように、2010年から2018年までの8年間で、その他所得の流入率が大多喜町ほど減少してしまったところは他にありません。もちろん比率ですから、分子と分母の変化がどの程度かによります。その他所得のうち地域内で獲得した所得は、2010年が99億円、2018年が127億円で増加しており、流入したその他所得は、2010年が104億円、2018年が63億円と大きく減少しています。地域外から流入したその他所得は、2010年から2018年にかけて大きく減少しているのです。これはやはり大きな問題であると思われま。

したがって、分配（所得）についての大多喜町の課題は、その他所得の増大にあります。その他所得は、財産所得、企業所得、交付税、社会保障給付、補助金等ですから、大多喜町の課題は、これらのどれをどのように増やしていくかであると考えられます。

以上の分析を踏まえて、本日の第2の質問であります。

大多喜町の1人当たりの雇用者所得とその他所得を増加させるためには、どのような方策があり得ると考えているのでしょうか。簡潔にご説明くださるようお願いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 質問の第2についてご答弁させていただきます。

雇用者所得は、主に労働者が労働の対価として得る賃金や給料等で、その他所得は財産所得、企業所得、交付税、社会保障給付、補助金等、雇用者所得以外の所得でございます。

1人当たりの雇用者所得を増加させるためには、先ほどお答えさせていただきました企業誘致や6次化産業など、生産（付加価値額）の増加を図ることにより雇用者所得も増加すると考えております。

また、雇用者所得は町外からの流入の増加を図ることも必要であります。若者の移住者の増加を図るため、空き地を含む空き家バンクを充実することや、通勤圏が拡大する中、都市部への就業者の増、さらに在宅勤務、リモートワークやテレワークが増加していますので、在宅での就業やサテライトオフィスなども重要だと考えております。

次に、1人当たりのその他所得の増加は、外国人を含む観光客の増加を推進することにより、観光関連産業の雇用者所得だけではなく、企業所得の増加も見込むことができます。これと同様に、6次化産業に取り組んだ企業・団体についても、雇用者所得、企業所得の増加を図ることができます。また、ふるさと納税や地域通貨制度についても、地域外からの所得流入として、その他所得の増加に寄与していると考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 10番森久君。

○10番（森 久君） ご説明ありがとうございました。ここから第3の質問に入ります。

第3のお尋ねは、地域経済循環率を高めるために、民間投資額とその他支出の大多喜町外への流出を減少させるためには、どのような方策があり得ると考えているかということであります。

獲得された所得は、何らかの形で支出されることとなります。地域経済循環図の中では、それが中央に示されている分配（所得）から右下への矢印で示されています。右下の支出によって、地域内の住民、企業等に分配された所得がどのように使われたかを知ることができます。

支出は、3つに分けられています。住民の消費等を示す民間消費額、企業の設備投資等を示す民間投資額、政府支出、地域内産業の輸出入収支額等を示すその他支出の3つであります。なお、政府支出には、市役所や国の出先機関等からの発注額なども含まれています。

次ページにまいります。

2市5町1村の民間消費額を見ると、民間消費が地域外から流入している場合と、地域外へ流出している場合のあることが分かります。前者の地域外からの流入が大きい地域として

は、観光地や大型商業施設の存在するところが考えられ、後者の地域外への流出が大きい地域は、郊外のベッドタウンや商店街が衰退した過疎地域などです。

民間投資額についても、地域外からの流入と地域外への流出の場合があります。地域外からの流入が存在する場合には、生産面でも好調な場合が多く、企業の投資が生産・販売の増加に結びつくという好循環が生じます。反対に、地域外への流出が存在する場合には、地域の労働生産性も低いなど生産面が芳しくなく、投資が域外に流出し、地域経済が縮小するという負の循環に至る可能性があります。

地域外からの流入と地域外への支出の状況を把握するために、地域経済循環図では、支出流出率というものが示されています。この支出流出率は、地域で示された所得から、私が添えました。地域内に支出された金額に対する地域外に流出した金額の割合です。分数で示すと次のようになります。

この支出流出率がプラスの場合には、地域が獲得した所得を支出することに加えて、地域外からの支出があるということです。そして、その分だけ支出による生産への還流に回るお金が増加することになり、高ければ高いほどよいこととなります。逆にマイナスの場合には、地域で獲得した所得が地域外へ漏れているということであり、その分だけせっかく所得を得ても、流出分だけ支出による生産への還流にお金が回らなくなってしまうということになります。ですから、マイナス幅は小さければ小さいほどよいこととなります。

最初に述べましたように、本日の一般質問の土台となっている考え方は、地域で獲得された所得をいかに地域外に流出させないようにするかが、地域経済にとって重要であるということでもあります。この支出流出率は、流入と流出の状況を直接はかる尺度でありますので、その次にその分析をすることにいたします。

図表13は、2市5町1村の支出流出率を2010年と2018年で比較したものでございます。

26ページにまいります。

まず、民間消費額について見てみます。2市4町は全体としてはプラスで、民間消費については地域外から流入してきています。大多喜町は2市4町の中で最もよい状態にあり、全国順位は、2010年が21位、2018年が39位です。しかし、2010年と2018年を比較すると、長南町はほぼ同水準ですが、他の2市3町の全てで低くなっています。睦沢町の下落率は特に著しく、48.9パーセント減であり、2018年は民間消費が地域外に流出する事態になっています。御宿町も31.0パーセント減という状態にあります。

大多喜町としては、全国順位に満足するのではなく、8年間で23.3パーセント減という事

態を重く受け止めるべきであると思います。

次に、民間投資額ですが、全体としてマイナス傾向にあり、所得が民間投資に支出されても、そのうちの一部は地域外に流出しています。2010年と2018年を比較してみますと、長南町を除いて他の2市3町はマイナス幅が小さくなっており、民間投資の地域外流出が減っています。状況としてはよくなっているということであります。ただ、長南町だけは反対に15.0パーセントも減少してしまっています。

2市4町の中で最もよい状態にあるのが大多喜町です。改善幅が大きく、流出率も総体的に最低水準にあるのが大多喜町です。大多喜町としては、引き続き民間投資を町内で行うような施策が求められています。

27ページの中段にまいります。

最後に、その他支出を取り上げます。全体としてマイナス傾向にあり、望ましくない状態です。しかし、2010年と2018年を比較してみますと、大多喜町はマイナス184.2パーセント、1,721位からマイナス127.5パーセント、1,043位へと56.7パーセントも改善しており、その改善度は82.8パーセントの御宿町に続いています。2市4町の中で唯一、13.9パーセントも悪化しているのが長南町ですが、それでも大多喜町の支出流出率マイナス127.5パーセントより、総体的にはとてもよい状態、マイナス79.2パーセントを維持しています。

28ページにまいります。

大多喜町としては、支出流出率をさらに引き下げ、でき得るならばプラスにしていくという施策が求められています。例えば、大多喜町役場からの発注は、たとえ割高になっても町内業者。しかも、町民を雇用している業者に発注すべきであり、あえて競争入札にこだわることなく、随意契約の範囲を大きく拡大してもよいと思います。また、企業間取引については、町外からの購入をできるだけ少なくするような政策、例えば有力購入先企業の誘致、並びにそこでの町民の雇用の奨励というような政策を取るべきであると思われる。

大多喜町経済の循環にとって最大の課題は、地域経済循環図を見ると明瞭に分かりますが、このその他支出の流出の改善であります。所得からの支出が362億円ありますが、このその他支出で115億円が町外に流出してしまい、民間投資の12億円の流出と併せ、支出による生産への還流を減少させてしまっています。

大多喜町の支出について概括するならば、次のようになります。大多喜町は、民間消費額は悪くなっているとはいえ、全国的には極めてよい水準にあります。また、民間投資額は流出状態にあり、地域外流出のさらなる低下が求められています。その他支出については流出

の傾向が著しく、その点を改善すべきであります。ただ、8年間を見ると、顕著な低下傾向にありますので、これをさらに継続させ、できればプラスにするような施策が求められています。

本日の一般質問の土台となっている考え方は、地域で獲得した所得は地域外に流出させずに、地域内で支出し、地域内での生産（付加価値額）に還流すべきであるということであり、そして、支出による生産への還流を増やすためには、大多喜町は、その他支出の流出入率を改善すべきであり、大多喜町経済の循環にとっての最大の課題はここにあります。

地域経済の循環の水準を示す指標が、地域経済循環率と言われているものです。これは所得からの支出による生産への還流の割合であり、内閣官房では地域経済循環率を生産（付加価値額）割る分配（所得）により算出するとしています。そして、この地域経済循環率は、地域経済の自立度を表しています。2市5町1村の経済循環率を2010年と2018年で対比したものが図表14です。

次ページにまいります。

大多喜町を含む近隣2市4町は全て100パーセント以下ではありますが、大多喜町の地域経済循環率は、2010年の73.1パーセントから2018年には82.9パーセントになり、その上昇率9.8パーセントは2市4町の中で最高であります。その原因は、民間消費額の支出流出入率が悪くなっているとはいえ、民間投資額とその他支出、とりわけその他支出の支出流出入率が大きく改善されたからであります。

大多喜町の地域経済循環率をさらに上げていくためには、支出の分析で述べましたように、民間消費額支出流出入率の悪化傾向を食い止めること、民間投資額支出流出入率をさらに改善すること。そして何よりも、8年間でもとてもよくなっているとはいえ、その他支出の支出流出率の改善が必要です。

以上を踏まえて、第3の質問をいたします。

地域経済循環率を高めるために、民間投資額とその他支出の大多喜町外への流出を減少させるには、どのような方策があり得るとお考えでしょうか。簡潔にご説明くださるようお願いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） それでは、第3の質問について答弁させていただきます。

地域経済循環図の最新データの支出から、大多喜町での民間消費額については269億円で、大多喜町においては民間所得額のうち町内の消費額は172億円で、さらに地域外からの流入

は97億円でございますが、2市4町の中では町内で多く消費されていることが分かります。

大多喜町においては、町内の地域に根づいた店舗があることや、また国道297号線に大型店舗、大型ショッピングセンターが整備されていることから、買物の利便性が高い環境にあることが消費額の維持につながっていると推測されます。

民間投資額については、2018年の町内での投資額は62億円で、地域外への流出は12億円でございますが、2010年との比較では、町内事業者間での投資額が減少傾向にあると推測されます。

ご質問の民間投資額の地域外へ流出を減少させるには、近年の傾向としてコロナ禍が落ち着き、設備投資に係る支援制度の相談や、本町への起業に係る相談もございますので、支援制度の活用や起業場所の紹介を図るとともに、起業準備段階において設備投資をする際に町内事業者からの調達先を紹介するなど、町内への投資誘導に努めていきたいと考えております。

次に、その他支出については、支出流出率がプラスであれば、地域外からお金が流入しているということですが、マイナスの場合は地域外にお金が流出しているということでございます。大多喜町においてはマイナスであるが、改善傾向にございます。

ご質問のその他支出の地域外への流出を減少させるには、その他支出の構成内容にもある政府支出、具体的には公共工事等の発注に関連し、できるだけ町内事業者へ発注し、その契約においても、できるだけ町内事業者間取引を行うことが地域外への流出の減少の一助になると考えております。実際に発注内容によりますが、町の方針として、町内事業者の育成の観点からも、町内事業者を中心に発注することに努めていることから、今後も継続していきたくて考えております。

最後に、大多喜町の2018年の経済循環率は、2010年の71パーセントから82.9パーセントに改善されており、おおむね自立していることが分かります。今後も、生産の向上による町内への所得分配、得た所得を町内の支出に努め、生産への還流の循環構造をしっかりと機能することにより、大多喜町の経済循環率の維持・向上に期待できると思っておりますので、今の産業を生かし、地域間の交易を活性化することなど、関連企業などの形成の充実を図ることが必要と考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 10番森久君。

○10番（森 久君） ご説明ありがとうございました。

本日は、大多喜町経済への好循環をもたらすためには、地域で獲得した所得は地域外へ流出させずに、地域内での生産に還流すべきであるという観点から3つの質問をしました。生産段階での付加価値額の増大、分配段階での地域外からの流入をいかにして実現するかは、もちろん大多喜町経済の好循環にとって重要であります。したがって、第1の質問と第2の質問はそれらを取り上げました。そして、この2つに成功しても、支出段階で地域外に流出してしまえば、大多喜町経済の好循環は実現できません。そこで、本日の最も重要な質問として第3の質問をした次第です。

本日の私の一般質問が、大多喜町経済の循環について皆様と認識を共有でき、さらに問題提起ができたのであれば、誠に幸いです。

これにて私の一般質問を閉じることにいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

以上で森久君の一般質問を終了します。

一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

再開は11時35分から行いますので、よろしくをお願いします。

(午前11時25分)

---

○議長（渡邊泰宣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時35分)

---

#### ◇ 山田久子君

○議長（渡邊泰宣君） 次に、7番山田久子君の一般質問を行います。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 7番山田久子でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本日は、大綱2点にわたり質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

なお、大変恐縮でございますが、花粉症でありまして、ちょっとお聞き苦しい、はなをすったりとかあるかもしれませんが、お許しいただければと思います。申し訳ございません。

初めに、大綱1、大多喜町中央公民館周辺の交通安全対策について伺います。

町中央公民館周辺には、B & G海洋センター関連施設や大多喜城博物館などがございます。コロナ禍以降、各種イベントの開催や子供さんたちの関連施設の利用、社会福祉事務所への

来訪者も増えてきております。

町では、このような利用者の方々の交通上の安全を考え、道路標示の書き直しや新設、注意看板の設置などを進めていただいていたまいりましたが、依然、より一層の交通安全対策を望むお声がありますことから、町公民館周辺の交通安全対策に対する町の考えをお伺いさせていただきます。

初めに、町は、現在の状況における町中央公民館周辺の交通安全対策について、どのように認識をしているのか伺います。

○議長（渡邊泰宣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（和泉陽一君） 中央公民館周辺ということで、生涯学習課のほうからお答えさせていただきます。

町中央公民館周辺の交通安全対策について、どのように認識しているかというご質問ですが、山田議員が言われるとおり、中央公民館周辺ではコロナ5類以降後、イベント等が開催される際、あるいは土曜日、日曜日には来訪者が増えているところであります。

施設周辺の交通安全対策につきましては、現在、海洋センター入り口と中央公民館入り口の2か所に、減速を促す注意看板を設置しています。また、来訪者が多くなるイベント開催時には、主催者側で交通誘導員を配置し、交通安全対策に努めているところでありますけれども、今後も必要に応じまして、来訪者や車を運転される方に対して注意喚起を図っていきたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 本当に、イベントなどでも交通整理員の方などもつけていただいている様子も見受けられるんですけども、やはり見ていますと、通り抜けの車がかなりスピードを出してあそこを通り抜けて、近道というんでしょうか、そういった状況が見られましてちょっと危ないかなというふうに感じる場所もございますので、できましたら、この辺の対策も今後何か、注意看板を立てていただくことができるのかどうか。その辺も含めまして、構内の安全対策をもうちょっとまた図っていただけたらよろしいかなと思います。実際、利用者さんの方はそんなにスピードも出さないです、皆さんよくご存じなのでね。通り抜けの車が飛ばして危ないなというところが見受けられますので、またお願いすることができればと思います。

次にいかせていただきますけれども、次に横断歩道の設置についてでございますが、町道

中野大多喜線と中央公民館入り口の丁字路のところ、それから城下駐車場の周辺と、町道中野大多喜線と町道大多喜城線の丁字路の付近では、歩道と主要施設が反対側に位置しているため、横断をしなければいけない状況にあります。カーブであったり、坂道であったりと、見通しが決してよい状況ではありません。横断歩道が必要ではないかとお声がございますが、設置に対する町の考えをお伺いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 建設課長。

○建設課長（市原芳則君） 山田議員のご質問に建設課からお答えいたします。

横断歩道は、横断歩行者数や交通量等を総合的に判断して、歩行者の安全を確保する必要のある場所に、公安委員会、警察のほうで設置しております。

山田議員のご指摘のとおり、中央公民館周辺の町道中野大多喜線や、大多喜城に向かう町道大多喜城線では横断歩道が設置されていませんので、設置について大多喜幹部交番にお話を伺ったところ、通学路状況、事故発生状況、あと交通量等の要件を満たしていないことから、中央公民館周辺で設置はできないというようなお話がありました。警察庁の交通規制基準におきましても、横断歩道は勾配の急な坂、もしくは坂の頂上付近または見通しの利かない道路の曲がり角やその付近では、原則として設置しないこととされていますので、ご承知いただければと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） そうしますと、私も調べまして、あそこが実際問題、歩道の設置場所になるにはなかなか厳しいものがあるのかと思いましたので、課長のご答弁はご理解させていただくところがあります。

しかし、一方、観光客の方も非常にあそこは利用されているところで、逆にカーブであったり、坂道であったりということ危ないというのは、これは認識的に皆さん感じていらっしゃるのではないかなと思っております。歩道がないので、逆に言いますと、注意しながらどこでも横断していいんだよという、そういった捉え方ができるのかなとは思いますが、これだけでいいのかどうかというところは、ちょっと私としては非常に心配なんです。やはりこれから多くのお客様が見えてきていただいて、やっぱり観光客の方からも、町民の方からも、これ横断歩道必要ないんですか、どこ渡っていいんですかというお声いただくんです。場合によっては、この辺で渡っていただけたらいいねというような目印というか、ポイントというか、そういうものでもあるといいかなというような思いもするんです、横断歩道の設置が難しいということであれば、ちょっとそんなふうにも思ったりするんです。

けれども、そういうものは難しいのでしょうか。考えられない部分なのかというところですね。

例えば、交差点の名前で言うと長くなっちゃうので、例えば某工房さんがあるところなんかは、ちょっとスクランブルみたいな形になっちゃいますよね。スクランブルで渡るような感じの渡り方になってしまうと思いますし、後ろの駐車場のところは駐車場、それから公民館から出てくる車とか、本当にばばばって人がばらけて渡っている感じになりますね。頂上のところは本当に見通しが悪いというところもありまして危ないので、やはり何かこれ対策が必要じゃないかと思うんですけれども、考えられる、検討していただくことができないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 建設課長。

○建設課長（市原芳則君） ただいまのご質問ですけれども、横断歩道のない道路で歩行者が横断する場合というのがあって、道路交通法を見ますと、一応横断歩道のない交差点付近の横断は、歩行者が優先されるものとされています。しかし、同じく横断の禁止という部分もありまして、車両等の直前または直後で道路を横断してはならないというのも定められています。

このようなことから、中野大多喜線と大多喜城線の交差点付近であるとか、駐車場から出てきたところであるとか、そういったところにつきまして横断するに当たっては、歩行者の方が優先されるという部分もございしますが、いずれも見通しの悪い部分が多いので、横断には十分注意していただきまして、交通ルールを守って、運転される方も歩行者に十分注意いただいで走っていただければと思うんですが。

どうしたらいいかという件でございしますが、今後もほかの事例等も確認しながら、取り入れられる内容がありましたら対応していきたいというふうに考えます。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） よろしくお願ひします。ちょっとお金かかっちゃうかもしれないんですけども、たまたまあそこ町道なので、あの辺の近くで歩行者注意という道路標示してもらおうとか、その辺、町でやれるようなところから、これも警察の関係があるのかどうか分からないんですけども、やれるようなところから。歩行者も気をつけなくちゃいけないと思いますし、運転者の方にも気をつけてもらえるようなものを検討していただくことができればと思うんですけども、この辺は課長、難しい部分でしょうか。道路標示していただくという部分で。

○議長（渡邊泰宣君） 建設課長。

○建設課長（市原芳則君） 道路標示につきましては、町のほうで交通安全という部分につきまして、これまでも路面標示しているところもございます。なので、大多喜高校の入り口の付近であるとか、あの辺にも路面標示させていただいております。なので、その辺も今後、状況を見ていきたいというふうには思います。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ぜひよろしく願いいたします。

続いて3点目になりますけれども、同じような場所で大変恐縮なんですけど、町道中野大多喜線と中央公民館入り口の丁字路の安全対策でございます。頂上のところでございますけれども、ここには本当にはみ出しちゃいけませんよ、ここまではきちっと上まで上がってから曲がってくださいねというような表示なども、本当に新規でやっていただきました。

しかしながら、まだまだ危ないという声をいただいております。さらなる視認の確保や注意認識の強化対策ができないものかとお声があります。町として何か対策をお考えいただくことができないものでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 建設課長。

○建設課長（市原芳則君） ただいまのご質問でございます。中野大多喜線から中央公民館入り口の丁字路付近、あちらは坂道の頂上付近の見通しの悪い部分になりますけれども、ちょうど中野大多喜線の中央公民館入り口付近ですけれども、令和3年度に交通安全施設の設置工事といたしまして、対向車への注意喚起を促す小型標識の設置と、あと区画線の引き直しなど、安全対策にこれまで努めております。

ご質問にありますさらなる強化対策としては、やはり先ほどもお話に出た内容なんですけど、通行する車両に対して減速等を促す路面標示など、そういったものも今後、計画していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。本当に看板設置から何から、本当にやっていただいているというふうな思いは私も十分持っているんですけど、それでもやはり特に私のような女性で高齢になってきますと、道路標示の意味も分からなくなっているというような運行の仕方なんかもしている人も増えておりますので、できるだけまた別の角度での視認性というか、安全対策も検討していただければと思いますので、どうぞよろしく願いいた

します。

次に、大綱2、防災・減災・発災時対策について質問をさせていただきます。

初めに、能登半島地震でお亡くなりになられました方々にお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

さて、昨年の台風13号や能登半島地震をはじめ、ここ最近の群発地震に不安を感じ、改めて個人の備えについても考えさせられるところがあるところでございます。

そのような中、先般、内閣府が全市区町村を対象に、2022年12月末時点での備蓄状況の調査を実施したとの報道がございました。本町の状況はどうであったのか、お伺いをいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまのご質問につきまして、総務課からお答えさせていただきます。

ご質問いただいた調査の結果を踏まえたものではございませんが、本町の備蓄品整備につきましては、千葉県が作成した災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画を参考とし、また、令和元年房総半島台風などの災害を踏まえ、発電機や灯具類などの停電対策に係る備蓄品や携帯トイレラップポンなどの備蓄品を整備したほか、令和2年度には備蓄倉庫を新たに4か所設置し、避難所で使用する段ボールベッドの提供に係る協定締結などの強化を図っているところでございます。

今後も、災害の規模、発生時期、避難者の年齢構成、性別など様々な備蓄品に係るニーズが想定されますので、それらを勘案しながら計画的な整備を図る必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。

今、課長のほうからお答えをいただいた中に含まれてしまうかもしれないんですけども、先ほどの結果を踏まえた上で、町としての報告ですね、そういったものを踏まえた上で、もう本当に町として、さらなる備蓄費の強化や備蓄場所の在り方など、そういったものを検討されたものがあるのかどうか、お伺いできればと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまのご質問でございます。

まず、新たな備蓄品の倉庫等につきましては、今、避難所につきましては、12か所に対して備蓄品倉庫を整備しておるところでございますので、今のところ、新たに倉庫を増設するという考えはございません。

ただ、備蓄品の内容、そちらにつきましては、今回の地震でもいろいろ報道されているところではございますが、女性の視点に立った防災対策の充実という観点からも、どうしても離乳食のものとか女性用の備品、乳児向けの備品等の整備、こちらにつきましては消費期限が非常に短いという点がございますので、なかなか整備する等難しいところはあるというところではございますが、できる範囲で、そのニーズ等を勘案しながら整備を図りたいという考えでいるところでございます。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ぜひよろしくお願いをしたいと思います。女性のものとかお子様のものというのは、今、消費期限があるということでございましたけれども、課が違ってしまいますので、そういう活用ができるのかどうか分からないんですが、例えばミルクなんかは、子育てのそういう教室とかで使うとかというローリングストック的な考え方、また、生理用品なんかも、学校の生徒さんの活用という形で、ローリングストックで回していくとかということをしていただければありがたいかなというふうに思うところでございます。

また、今お話にはありませんでしたけれども、防犯ブザーであるとかホイッスルであるとか、今、携帯トイレの話で、やっぱり汚物を処理する袋などというのも、それなりにあったほうがいいのかというところを感じたところでございます。

課長のお話で、さっきラップポンの話が出ていましたけれども、大多喜町でも整備していただきまして、なかなかこれが大変きれいに処理ができて、いろんな簡易トイレがある中では優れているものの一つであるというふうなところもありましたので、この個数なんかも今後またどの程度必要なのか、また検討していただければと思うところでございます。

その中で、やはり能登半島地震では多くの孤立箇所が発生をいたしました。72時間頑張れば支援の手が入っていただけると考えていた、その考え方も大きく揺るがされるような状況も見受けられたのではないかと感じております。本町にとっても他人事ではないと感じました。

現在、それぞれの備蓄倉庫に設置していただいている備蓄品の内容や数量、備蓄品が倉庫によって中身がちよっと違ったりとかしていますので、そういったところも踏まえてということなんですが、備蓄場所、場所も本当に今のところで孤立したときに足りなのか、運び出

せるのか、こういった問題もあるかと思えます。備蓄倉庫の数なども、この機会に再度見直しをしていただいて、強化を図っていくことが必要ではないかと考えるんですけれども、町はどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまのご質問でございます。先ほどの回答の中でも、今現在は備蓄倉庫のほうの増設は考えていないというところでございます。

ただし、議員さんがおっしゃったとおり、どこの倉庫にこれだけのものがあるというのは、確かに住民の皆様は把握し切れていないところがございます。防災訓練等を通じまして、その都度、その倉庫の中にはこのようなものがあるよという形で皆様に見ていただいて、こういうものがあるのかということでは安心を与えるところではございますが、それでは確かに充足されているものではないというのは確かなことでございます。

災害が起きた場合は、3日間はどうしても自分たちで必要なものを備えてくださいという形で、町のほうから出ささせていただきました防災マップ等でも周知を図っているところがございます。そのような中を通じまして、確かにこういうものが必要だよというようなところも的確に捉えながら、整備を図っていければということが今の考えでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 課長がおっしゃるように、3日間の準備、自分たちでもという、もう本当によく理解できます。

しかしながら、今回の地震でもそうですけれども、もう逃げるだけで精いっぱいという、そういった状況もありますので、そうしますとどうしても役場に頼らざるを得ないというところもございますので、役場としましても、3日間は個人でという考え方だけでなく、やはりその辺も踏まえまして再度ご検討いただける場所も持っていたらありがたいかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、避難所についてでございます。

○議長（渡邊泰宣君） 休憩に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩したいと思います。

午後は1時から再開しますので、よろしくお願いいたします。

(午前11時57分)

○議長（渡邊泰宣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

○議長（渡邊泰宣君） 山田久子君の一般質問を続けます。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 次に、避難所についてでございますが、全町民が避難するかもしれないことを想定しているのでしょうかとのお声がございました。

そこで、各避難所は収容人員の定数があるのか。面積でなく人数でお伺いしたいと思えます。

○議長（渡邊泰宣君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） それでは、総務課のほうからお答えさせていただきます。

本町地域防災計画の資料編でも記載してございますが、災害から逃れるため、一時的に避難する場所である18か所の指定緊急避難場所の収容数は9,860人でございます。また、避難後、一定の期間生活をする事として指定する15か所の指定避難所の収容数は7,030人でございます。指定避難所につきまして、1人当たり2平米を想定した場合、収容人員は5,725名という形になります。

なお、本町の指定避難所は全て指定緊急避難場所を兼ねているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 課長、もう少し言いたそうだったんですけれどもよろしいですか。教えてくださいでもいいんですけれども、また後でお願いします。ありがとうございます。

全員とはいかないまでも、おおむねいろいろな形で、ほかにも地域の宿とかも含めると、何とか町民の皆様がどこかに避難する施設を確保できるのかなというような、ちょっとそんなイメージを持ちました。

その中で、今言っていた町の指定避難所、一次避難場所についても避難者が収容できなくなった場合、この場合は誰が判断し、どのように対応するのか、お伺いできればと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまのご質問でございます。避難者を避難所に収容できない場合につきましては、災害対策本部部長、町長が本町から最も近い距離にある非被災地、も

しくは被害の少ない場所または隣接の市町村へ移すような形で、地域防災計画ではうたっているところがございます。

昨今の災害を受けた場合に、各地区1か所ずつ、まず避難所を開設しているところではございますが、ご存じのとおり入れ切れない災害もございました。その場合にはその都度、そこで収容できない人数が発生した場合は増設という形で、その近く近くで増設しているようなところではございます。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 分かりました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

その中で、ちょっとあるところでの話を聞きましたところ、今回の能登半島地震を受けまして、やはりこの房総地域の南房総のこの対策という中で、各市町村だけでは対応し切れない、連携した横展開の考え方も今後必要じゃないかというようなお話をされているというようなところもちょっと耳に挟みましたので、大多喜町は比較的山の中で、地盤も安定はしているとは言ひましても、周辺地域が海沿いというようなこともございますので、そういった部分での今後また検討も必要になってくる場合もあるのかなと思ひたところでございます。またよろしくお願ひいたします。

次になんですが、避難所の受入れでございませうけれども、本町でも旅行に訪れている方なども増えてきている状況でございませう。そのような方が本町にいるときに被災されたような場合、避難所に一時的に町民以外の方も受入れをするということは可能なのか、してもいいのかというところでお伺ひしたいと思ひます。食料とか、いろんな問題もあると思ひますので、一応住民の共通認識として捉えさせてもらえればと思ひますので、お伺ひさせていただきます。

○議長（渡邊泰宣君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまのご質問でございませうが、災害発生時に町外の自宅へ帰宅できない、いわゆる帰宅困難者等につきましては、避難所を一時滞在施設として活用するため、受入れは可能でございませう。

帰宅困難者対策におきましては、一斉帰宅行動の抑制が最も大切と言われているところでございます。町はホームページ等、様々な媒体を活用して、むやみに移動を開始しないという基本原則の周知徹底を図ることや、学校・事業所等に係る交通が途絶した場合には、児童、生徒、従業員の方、来客者等が帰宅困難者となるおそれがございませうので、施設の管理者等

に対して、帰宅困難者対策を考慮するよう要請していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 分かりました。よろしくお願いいたします。

次に、能登半島地震の避難所の報道では、低体温症対策が必要であると感じました。熱中症予防対策が必要な季節も考えられます。

本町も、各避難所の体育館等における空調設備の整備が必要と考えます。大多喜町地域防災計画の中には、町は災害応急対応を円滑に行うための災害拠点や、避難所等の各種防災施設の整備を推進するとございます。町はどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 避難所等の整備につきましては、必要に応じ冷暖房施設等、生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるとされております。議員さんがおっしゃるとおりでございます。

現在、小中学校の体育館におきましては、可搬型の大型扇風機やジェットヒーターが整備されているところでございます。体育館のエアコンの設置につきましては、体育館本来の機能に支障を来すことや、キュービクルなどの受変電設備の増設などが想定されるころではございます。災害時の活用性や費用対効果も踏まえながら、整備の方向性を考えていきたいと考えているところでございます。

また、その他の避難所におきましても、空調設備が未整備な箇所もございますので、各施設の所管課と維持管理の方向性や、平時や災害時の必要性などを勘案した上で、整備の方向性などを見定めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。

ですが、その中で、やはりふだん開設されていることの多い5地区の避難所施設からでも、もうお部屋や体育館施設などの空調設備の整備を進めていく、どんどん進めていく必要があるのではないかと思います。

学校においても、今、熱中症対策ということで、体育館への空調設備の設置というところ

も進められているところだと思います。補助金なども使いながら、それぞれ使える補助金は違うかもしれないんですけども、防災もしくは学校設備ですとか、いろんなものを探していただきながら対応していただくことができるといいかなと思います。それぞれの場所で、それぞれに必要な理由が存在していると思っております。ですので、対策については同時に検討していただきたい。その上で予算の関係もありますので、計画的に推進をするという、そういった考え方で進めていただくことができないかなと思うところがございます。

また、場合によっては、今、課長がお話ししていただきましたけれども、早急に対応できないところにおいては、各避難所へ常設の大型扇風機であるとか大型ストーブなども設置していただきまして、当座の対応ということもしていただければありがたいかなと思うところがございます。場合によっては、日常の行事なんかで使わせていただくにも、例えば冬場、大型ストーブがなくて、学校からお借りしてきているとかというようなところもありますのでね。やはり同時並行的に必要なところもありますし、日常的な部分でも必要な部分もあるところもありますので、ぜひ、この対策について早めに検討を、同時の対策検討をお願いしたいと思いますけれども、町としてはいかがお考えになりますでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 先ほどもお答えさせていただいたとおり、議員さんおっしゃるとおり、やはり空調設備の設置につきましては多大な費用がかかるところでございます。計画的な設置が当然求められるところではございます。

実は、海洋センター体育館で、アリーナに設置されていた、コロナワクチン接種で設置させていただきましたエアコン等につきましては移設を計画させていただいて、今、移設がかなったところでございます。これによりまして、これはBGだけにという形になってしまいますが、体育館の2階の武道場に、そのエアコンを設置するというような形で計画をさせていただいております。

これによりまして、あそこも収容人員は非常に大きい場所。ただ、2階ということで上り下り、昇降の問題等はございますが、シャワールーム等も整備されておりますので、あそこについては福祉避難所的な位置づけも今後考えられるようなところがあると思います。

その他のエアコンにつきましても、様々な利用方法を模索しながら、必要な整備を図ればいいかなという考えでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 本当に移動のエアコン、私もいろんなところに設置していただきたいなと思ってはいたんですけども、ちょっと取り合いになりますと台数が足りないなみたいな状況もございましたので、それはやはりそこも必要だと思いますので理解はさせていただきたいと思います。その上で、ぜひまた様々な補助金なども見つけていただきながら、早急な対応をぜひお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

次に、台風13号の災害ごみの処理においては、早い段階から環境センターへの持込みを可能としていただき、大変助かりましたとお声がございました。

一方、今後大きな災害が発生した場合には、災害ごみの迅速な片づけが災害復旧には重要であると思いますが、大型家具や畳をはじめとし、軽トラックがないなどのことから、環境センターまで持ち込むことが難しい状況も考えられます。高齢化の問題もございます。対応策が必要と考えますが、何か検討しているものはございますでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（小高一哉君） 山田議員の一般質問に、環境水道課からお答えさせていただきます。

まず最初に災害ごみ、こちらにつきましては、正式には災害廃棄物ということになりますので、これ以降については災害廃棄物ということでお答えさせていただきます。

山田議員がおっしゃったとおり、災害廃棄物は、その処理の遅れで被災地の復旧・復興の妨げにならないように、可能な限り短時間での処理を目指すことが必要と考えております。このことから、昨年9月8日の大雨により発生した災害廃棄物は、環境センター内に仮置場を設置しまして、9月9日から受入れを開始しまして、11月30日まで持込みがありました。その間持ち込まれた災害廃棄物の量は、車97台で約20トンございました。受入れをした際に、ある程度分別をしていただいたことから、現段階ではほとんどの災害廃棄物が処理できている状況となっております。

今回、山田議員のご質問を要約しますと、運べる手段がない人や高齢者等への災害廃棄物の対応策についてになると思われしますので、それについてお答えさせていただきます。

本町では、大規模な地震災害や風水害等による災害廃棄物の処理において、迅速かつ適切な処理を実行し、災害発生後の生活環境を保全することを目的として、大多喜町災害廃棄物処理計画を策定しております。この計画の中で、ごみ出しができない高齢者等の災害弱者に対しては、災害ボランティアによる支援や、状況に応じて町による個別回収を検討すること、また、町及び委託業者が所有する収集運搬車両の台数を把握しまして、収集運搬に関わる連

絡体制や関係者の連絡先一覧を作成し、随時更新・共有を行うことが明記されております。

このことから、有事の際には、関係課と高齢者等の災害弱者の情報を共有しまして、計画に沿って取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

その中で、例えば全域にわたりましたときに、いろんな方面から環境センターまで持ってくるということは、なかなか時間もかかって大変という場合もあると思います。各区などとか地域などに一時仮置場のようなもの、こういったものも検討するような方向性で、検討していただくようなものも盛り込んでいただくことができないかなと思うんですが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（小高一哉君） ただいまの質問なんですけれども、災害の規模によりますが、仮置場は、候補地が多いほど災害時の初動体制が取りやすく、想定外の災害に備えるためにも、可能な限り多くの仮置場を確保しておくことが必要であると考えております。

そのために、現段階で想定している仮置場は、今回も使いましたけれども、環境センター場内と、あと周辺の町有地の空き地を考えておりまして、そのほかにも、やはり広さとか、あと底地の状態とかもいろいろありますので、まずは町有地を優先的に考えたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 分かりました。ある程度の方針を持っていただいているということですので、早い対応を、また何かのときにはしていただけるのではないかと思います。よろしく願いいたします。

次に、台風13号の影響もあり、道路側溝の側溝内や側溝蓋の上の土砂等の堆積が見受けられます。個人や地域で、また町建設課においても土砂の撤去掃除をしてくださっておりますが、道路への冠水や流出水による道路の凍結を防ぐためにも、計画的な点検・管理が必要と考えます。町はどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 建設課長。

○建設課長（市原芳則君） ただいまの質問に、建設課からお答えさせていただきます。

道路側溝内や側溝蓋の上の土砂等の堆積につきましては、通年的に、工事の後には道路パトロールを実施しまして、建設課直営で除去しているところがございます。土砂撤去なども土砂の崩落後、速やかに撤去を行い、車両が通行できるように今努めているところがございます。

しかし、大規模な崩落等で、直営の建設課のほうで対応できない箇所につきましては、町内事業者にもご協力いただきまして撤去を実施しているところがございます。

また、道路への冠水等で改良が必要な箇所につきましては、計画的に工事を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） よろしくお願いいいたします。長年の堆積がそのままになっているようなところも見受けられますので、課長が先ほど道路パトロールのときに点検していただいているということでしたので、再度ちょっとまた目を配って見ていただけたらと思います。よろしくお願いいいたします。

次に、台風13号の影響もあり、橋梁に樹木等の滞留が見受けられます。橋の損傷や大雨等による橋周辺部や上流部への被害、また、流出樹木による下流部での橋の被害も心配されます。今までも議会で取り上げられるなど、その都度対応はしていただいていたまいりましたが、今後も何度も起こり得ることとしますことから、橋梁にかかる樹木の撤去に対する一定の方針があるとよいと考えますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 建設課長。

○建設課長（市原芳則君） 大雨等によります河川の増水に伴いまして、橋脚に流竹木が滞留する箇所が、町内の橋梁には多く発生しているということは認識しております。河川の橋梁の管理につきましては、橋脚に堆積した流竹木の撤去を含め、管理者が実施しなければならないとされております。

橋脚に堆積した流竹木の撤去の考え方でございますが、堆積物は撤去する前に、大雨等によりまして下流に流れてしまうことなども多くございます。また、撤去してもすぐに堆積する場所もあることから、それぞれの橋梁の流竹木の状況を確認しまして、堆積による流水の疎通の阻害及び橋梁の破壊や流出等、流木災害が発生しないように対応してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） そうしますと、町道にかかる橋の管理者は町という形になりますでしょうか。その際、そういったものを見つけたときには、町のほうにご相談をさせていただくという、声がけ、情報提供をするというような形で、また検討していただけると、そういうふうを考えさせていただいてよろしいものなんでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 建設課長。

○建設課長（市原芳則君） 町道にかかっている橋につきましては、もちろん建設課のほうで町道として管理しております。普通河川、夷隅川等もございしますが、大多喜土木、県のほうに占用認定なんかも受けております。なので、建設課に連絡いただいて、情報提供をいただければすぐ確認しまして、状況を判断させていただいて、撤去等が必要であれば、速やかに対応できれば望ましいというふうには考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 分かりました。なかなか難しいところもあると思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

次に、本町の上水道管の耐震適合率と今後の耐震化の推進をどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（小高一哉君） それでは、環境水道課のほうからお答えさせていただきます。

最初に、本町の水道管の耐震適合率ですが、水道統計調査の結果を基礎として千葉県が取りまとめた千葉県の水道によりますと、令和4年度、本町の耐震適合率は、管路延長、大多喜町は134.4キロメートルございします。それに対しまして約71キロメートルが耐震適合しており、率としては52.8パーセントとなっております。

この耐震適合率の対象となっている管、水道管の種類なんですけれども、そちらは、地震の際でも管と管の接続部分が離れない構造となっているもの。それと、よい地盤に布設されたK形継ぎ手等を有するダクタイル鋳鉄管、それとゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管が対象となっております。

続きまして、今後の耐震化の推進についてですが、令和3年11月に、令和4年度からの10年間を計画期間としました大多喜町水道事業施設更新計画というものが策定されております。この計画の中に、老朽管及び石綿セメント管等の耐震性の低い管種で漏水が多発している箇

所については、計画的に耐震性の高いものに更新を行うと明記してございます。このことから、年度ごとに工事区間などを設定しまして、現在もその計画に沿った更新を行い、その際には、耐震性の高い管種で布設替えを行っているところでございます。

最後に、防災拠点につながる水道管の耐震化についてですが、更新計画の中には、病院や避難所等の防災拠点施設を重要給水施設として位置づけてあります。そのうち5か所の管路で耐震化が図られていない状況になっております。これらの更新については、10年間の整備計画に盛り込んでありますので、計画の適正な進行管理に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。

私のほうで、ちょっと耐震適合率って何なのかなと調べましたところ、導水管や送水管など基幹管路に位置づけられる水道管が、震度6程度の大規模地震に耐えられる割合というようになんかちょっと簡単なもので書いてございました。国と県で若干基準が違うということでございましたけれども、2021年度末で全国平均が41.2パーセント、大多喜町では先ほど52.8パーセントということで、それよりも本当に進めていただいているということで、頑張っているなと思っております。

ちなみに、今回地震がありました石川県では36.8パーセントであったということでございます。これからも、本当に順次進めていっていただくことができればと思うところでございます。

それと、今の防災拠点、やっぱりこの水道管の耐震化は大変大事だと思います。もし差し支えなければ、この5か所、どのようなところが残っているのか。名前を挙げるのはまずいということであれば結構ですけれども、これはいつぐらいの予定になっているのか。簡単に結構なんですけど、教えていただければと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（小高一哉君） 今ちょっと調べますので、後で答えさせてもらってよろしいでしょうか。すみません。

○議長（渡邊泰宣君） じゃ、よろしいですね。

○7番（山田久子君） すみません、急でごめんなさい。じゃ、また後でお願いします。

そこで、関連でもう一つお伺いさせていただきたいんですが、台風13号で、面白浄水場の

敷地内に土砂の流入や周辺の倒木が見受けられました。面白浄水場の施設、これをしっかり守る対策が早急に必要じゃないかとちょっと見て感じたんですけれども、ここは何か検討されておりますでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（小高一哉君） 今回、9月8日の大雨によりまして、面白浄水場の裏の山から土砂崩れが発生しまして、道路に土砂が堆積しました。こちらは直接、浄水施設のほうには、幸い直接影響はございませんでした。その山につきましては民地となっております、地権者もその崩れた状況は確認しております。

現在は、その崩落後の地盤、洗われた地盤がむき出しになっているんですけれども、その様子を見ながら、地権者からはどのような対応ができるかと、それを調べていただいているという最中でございます。一応、こちらのほうで何か支援とかできるのであれば、それも今後いろいろお話はしていきたいなというふうには思っております。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 分かりました。民地ということだそうですけれども、町としても大変重要な施設だと思いますので、しっかりとまたご相談させていただきながら、対応策を取っていただければと思います。

次に、福祉避難所についてでございますが、町特別養護老人ホームが廃止となりましたが、その後、福祉避難所はどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまの福祉避難所の関係でございますが、福祉避難所の箇所数につきましては、事業廃止をしておりますが、旧大多喜町特別養護老人ホーム、協定により社会福祉法人信和会、風鈴花の2か所でございます。

本町といたしましても、福祉避難所の施設数は必ずしも充足されているわけではなく、新たな福祉避難所としての機能を有する社会福祉施設との相互の協力体制、応援に係る協定の締結などはとても必要なことということで認識させていただいております。現在、町内の民間事業者と、新たな福祉避難所指定に向けて協議を進めさせていただいている状況でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。民間との災害協定も結んでいただいたという

ことで、よかったなと思っております。

ただ、民間の特老施設さん、皆さんもご存じのように、その施設も含めて地域としての冠水の心配があるかなというところもございます。今後対策が必要かなとも思っているところでございますが、そこだけに限らず、災害の種類に応じて、もしかしたら福祉避難所を都度都度開設する場所を検討していけるような状況があるといいのかなと思うんですけれども、この辺についてはどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 先ほどもお答えさせていただきましたが、以前も議員さんのほうから、いろいろご提案はいただいているところでございます。その都度、福祉避難所としての機能を持てるか、有するか。また、どうしても人員配置的なものが福祉避難所としては一番大事なところになってくると思います。そこら辺をクリアするような形で、先ほども含めた施設も含めて、また、今進めている民間の社会福祉施設のほかのところも模索しながら、いろいろな形で進めていければなという考えでいるところでございます。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。

東日本大震災では、障害をお持ちの方やそのご家族が避難所に行きづらい、避難所にいづらく避難所を出たというご意見もあったようでございます。今後はこのような視点でも、福祉避難所の開設について一層ご検討いただくことができればと思います。よろしく願いいたします。

最後になりましたが、次に森林環境贈与税の配分見直しが令和6年度から行われるようでございますが、本町ではどのくらいの増額となるのか、お伺いをいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） ただいまのご質問に、農林課からお答えさせていただきます。

国の令和6年度税制改正大綱により、令和6年度から森林環境贈与税の配分割合が見直されることとされております。見直し後は、人口割が3割から2.5割に、私有林人工林面積割が5割から5.5割となります。

大多喜町は、面積の約7割が山林であり、私有林人工林面積が多いことから、交付額は増えるものと思われます。現在のところ、正式な金額は提示されておりませんが、今年度、令和5年度の交付予定額1,108万8,000円に対し、150万円程度の増額と想定しております。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。

本町では現在、重要インフラ施設周辺の森林整備を進めていただいております。紙敷のところ、本当にこんなに違っちゃうのかなと見違えるほどの形になっております。この増額分を活用し、今計画をしていただいている以外の場所の予防伐採を実施できないものかと考えますけれども、町の見解をお伺いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 増額分で道路脇などの予防伐採の強化ができないかのご質問でございますが、森林環境譲与税交付金は、森林整備や木材利用の需要拡大を目的に交付されているものであり、道路沿いの簡易な伐採や木障切り等への使用は難しいものと考えております。

町では、先ほども議員がおっしゃられたとおり、本年度から災害に強い森づくり事業補助金を活用いたしまして、町道中野大多喜線沿いの森林整備を開始しております。この事業は、道路や送電線などの重要インフラ施設から、50メートル幅において森林整備を実施するものですが、結果的に道路脇などの予防伐採につながるものと考えております。事業を今後も継続的に実施していきたいと考えますが、事業の実施には森林所有者の協力が不可欠であるため、今後は、事業の趣旨等について周知を図っていきたいと考えております。

以上です。

○7番（山田久子君） よろしく願いいたします。やはり所有者との問題というのがあると、ちょっと耳に入っております。ご苦労をおかけしますが、よろしく願いいたします。

それで、この増額分の使い方は、現在何か考えているものがございませうでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 現在、老川地区のほうで、随時アンケートのほうを実施させていただいております。そのアンケートがある程度まとまり次第、森林の整備を実施していきたいと考えております。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 分かりました。

大変雑駁な質問となってしまいましたが、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡邊泰宣君） 以上で山田久子君の一般質問を終了します。

一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

なお、1時45分から再開します。

(午後 1時36分)

---

○議長（渡邊泰宣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時45分)

---

◇ 根本年生君

○議長（渡邊泰宣君） 次に、5番根本年生君の一般質問を行います。

○5番（根本年生君） 根本です。通告に基づきまして、質問させていただきます。

私は、地震関係と、あと大多喜城分館の今後の協議の関係と伝統芸能の関係で質問させていただきます。

まず初めに、能登半島の地震でいろいろな映像が流れてくると何か大多喜町を見ているようで、中心部、何か古い建物がもう軒並み倒れちゃって、大多喜町の中心部は木造建物が多いと思います。葛藤の温泉街もそうでしょうし、中野の商店街もそうだと思います。何か大多喜町を見ているようで、ちょっとこのままでいいのかなというところで非常に心配しているところです。

それで、やはりどうしても本町の中心部は木造建築物が多く、大規模地震時には倒壊及び火災等の集中的被害が生じるおそれがあります。防災計画の中に、土地利用関連計画の総合調整により街区を防災機能の確保された適正な土地利用へと誘導し、防災上、安全な市街地の形成を図るとの記載があります。中心部、大多喜地区だけじゃないです。各地区、さっき言ったように、老川、西畑、総元、上瀑にも中心部あると思います。その辺の安全対策は進んでいるんでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） ただいまの質問に企画課からお答えさせていただきます。

市街地の防災ということですが、地域防災計画にあります防災機能の確保された適正な土地利用とは、当該区域における建築物の建て詰まり、密接の防止や公園緑地など、緩衝帯の適正配置などによりまして災害予防を図ることが考えられます。しかし、同計画の記載にもありますように、例えば、城下町通りを中心とした一体の区域などのように、木造建築物を主体に既に街区が形成されている状況となっております。

本町につきましては、土地利用を規制、制限するような都市計画法に基づく土地利用計画

や用途地域の指定がないため、新たな土地利用が生ずる場合や建て替えなどを含め、防災の観点からは、建築物等の密接及び防火対策に関する建築基準法第22条及び第23条による規制や補助制度を活用した建築物等の耐震化の促進、空き家対策による建物の適正な管理活用を推進しているところでございます。また、防災に関する地域組織との連携を図るなど、災害予防につきましては総合的に対策を進めているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 能登半島のことで申し上げますが、本当に非常に似ているというところは、向こうはなぜあんなに被害が出たかという、やっぱり古い木造の建物が多くて耐震化が進んでいない、先ほど耐震化も兼ねて検討するよということでしたけれども、やっぱり高齢化が進んで、今悪いところがあるとか分かっているんだけど、もう誰も後継ぎがないし、ここで何百万と高額な金をかけて直しても何になるんだということでは何か直さなかったところが多いと聞いています。しかしながら、高齢者の方がそこに住んでいるわけですね。まだまだ元気な方はたくさんいらっしゃいますので、まだ10年、20年そこに住み続けるわけですね。

やはり何らかの計画を立てていかないと、能登半島みたいな地震が起きたときにはもう壊滅的な状況になってしまうんじゃないかと。そうすると、大多喜町の活性化、いろんなことを町もやっているけれども、大きな地震が来たときにはもう何もできないんじゃないかと思っています。

ですから、何かしらの計画を2年、3年かけてつくって、こういった計画で進んでいるんだよと、順次、当然、住んでいる方もいらして、自分、なかなか難しいことがあるか分からないけれども、こういった計画で進んでいるんだという、何かそういったものが必要ではないかと思えますけれども、何かそういった計画をつくる考えはありませんか。

さっき言ったように、防災地区、ここに公園を造るとか、ここにこうするんだとか、そういった具体的な計画を何年かかけて、1年、2年じゃできないと思うけれども、2年、3年、4年とかけてつくる計画はありませんか。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 私のほうからは、地域防災計画にありますように、市街地の防災に対して土地利用計画に関連した対策によって防災を図るという部分についてのお答えになってしまうんですが、例えば、防災を目的として土地利用計画だとかという話になりますと、

土地利用計画の前提としましては、やはり都市計画区域の指定ということが前提になってまいります。

都市計画区域の指定につきましては、都道府県が一定の要件を満たす町村において区域の指定をすることになっておりまして、大多喜町につきましては、都市計画区域の指定要件にちょっと該当しておりませんので、土地利用計画としては、そういった防災を目的とした計画策定はちょっと難しいかなというところで考えております。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 防災を中心とした計画は難しいと。

たしか旧大多喜町は、都市計画区域に準ずる区域ということで建築確認が必要になっていくと思います。それは、すぐにでも都市計画になるようなところだよと、だから、準じる区域ということで建築確認が必要だということで認識しています。

ですから、町がある程度、こうしたいということがあれば、景観法とかもいろいろあって、景観地区の指定をされているところがございますから、まるきり駄目ということじゃないと思うんですよね。何かそれなりの計画を一步進めて、何とか防災に強いまちづくりということで進めてもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいま議員さんからいただいた質問の回答になるかというところはちょっと私もあれですけども、この一帯の旧大多喜地区、また街並み整備を図っている地区につきましては、消防施設の観点からお話はさせていただきますけれども、消防施設、防火水槽、また消火栓等、その消防力を担う整備はさせていただいているところがございます。

ただ、それでも、やはり先ほどからご質問あったとおり、防災に対しては、どこまでいってもこれで充足するよというようなところはございませんので、消防防災の観点からいえば、必要な部分を整備させていただきたいということで、防災担当としては考えているところがございます。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 当面はこのような市街地の形成でいくと、何らかの形で、防災に強いまちづくりの観点から、なかなか地権者がいることですから右左にはいかないでしょうけれども、町のほうとして、こういった計画でこういうふうにやりたいんだという形をつくるこ

とはないと、今後考えていくということはないんでしょうかね、何かそういった計画を。多分、今地震が来たら、能登半島と同じように、ほとんどの家屋は壊滅しちゃいますよ。

○議長（渡邊泰宣君） 町長。

○町長（平林 昇君） 先ほどからのご質問に対して、一言だけ。

これまだ、正直言って、職員には話をしているわけではないんですが、防災というよりもどちらかという耐震化ということにかじを振ってみると、今の、実は、耐震化の、要するに耐震化判断をしていただいて、それから耐震構造に変えるという、町の補助金もたかが知れております。確かに結構な金額がかかるわけですね。

私も少しぐらいは、私がやっていた会社の隣でそういうことをしていましたので聞いておるんですが、現状としては、今は、家そのもの全体を耐震構造にしなければいけないという流れになっておりますが、できればご夫婦が住んでいる寝室だけをしっかりとするとか、家族がいつも集まる居間だけをしっかりとすることで、そこにさえぱっとみんなが寄れば、何とか大災害からは身を守れるというような構造物を検討もしなくてはいけないんじゃないかというようなことを、正直言いまして、建築協会のほうからもお話を伺っておりますし、いずれその辺の学会相当のお話が見えた段階では、町のほうとしてもそういう方向にかじは切っていくべきかなということは薄々考えておりますので、まだ発表段階ではございませんでしたけれども、その辺は何もしていないわけではなく、的確な時期を見ながら方向性を示していければというふうに考えておりますので、そういうところでひとつご容赦いただければと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ありがとうございます。少し安心しました。

それで、勝浦市ですと興津地区、あそこは、やっぱり同じように古い町並みがずっとそろっていて、勝浦市では、あそこに耐震化に対する多額の補助金をつけて耐震化を進めようと、その理由が、一度、地震が来て倒壊しちゃうと2倍も3倍も費用がかかる、復興にも多大な費用がかかるということで、たしか勝浦市の興津地区は、耐震化について多額の予算をつけて、興津地区をやるということが多分予算化されて、実行されているところだと思います。

先ほど町長の答弁にもありましたように、少しでもいいので、少しずつ、何回もさっき言ったように、急にはできないと思っていますので、ぜひとも進めてもらいたいと思います。よろしくお願ひします。

続きまして、鉄道の地震による鉄橋の被災ということです。

いすみ鉄道、せんだって、災害で3か月間か何か通行止めになりました。それで、その災害のあった場所は、県道というか国道にも近くて、比較的進入路もすぐ下りてできる。比較的、工事とすると、そういう利便性があったのかなということで、それは短期間でできたと思っています。

まだまだいすみ鉄道、特に大多喜から上総中野の間は、結構カーブが多かったり、いろいろな面で危険な地区が多いと思っています。特に、鉄道の鉄橋ですよ。鉄橋が万が一のことがあった場合には、1年、2年、3年と通行止めというんですか、いすみ鉄道が通行できなくなってしまうのではないかと懸念を持っています。

それで、なかなか鉄橋というと当然、工事は難しいでしょうし、多額の資金もかかると思っています。しかし、今、町道とかに関しても橋の耐震性を進めて、調査して、非常に危険なところについては、随時、国の補助金等ももらいながら耐震工事を進めていると思います。いすみ鉄道の鉄橋についても耐震化の調査をして、危険なところについては、早急に手を打つべきであると思います。

それで、やっぱり防災計画の中にも鉄道施設の耐震補強に関する指針に基づき実施すると記載されています。ぜひともこの鉄橋についても耐震の調査を行って、危険なところについてはいち早く工事、補強するという考えを持ってやっていただければと思います。この辺は進んでいるのでしょうか。伺いたい。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） ただいまのご質問に企画課からお答えさせていただきます。

鉄道につきましては、重要な生活交通インフラとして、地域防災計画の中で、施設の耐震対策と安全確保について、その努力規定が示されているところです。また、鉄道施設の耐震対策につきましては、平成24年に、国の諮問機関であります中央防災会議において、大規模地震に対する耐震補強の必要性が指摘され、これを受けまして、特定鉄道施設に係る耐震補強に関する省令及び同省令に基づく、先ほど議員さんおっしゃられた指針が制定されました。この省令におきましては、耐震補強についての努力義務が規定され、また、耐震補強を実施する場合は、その方法などが指針に示されているところでございます。

いすみ鉄道及び小湊鉄道につきましては、現状では、この省令に規定される輸送人員等の条件に該当しておりませんが、いすみ鉄道について申し上げれば、旧国鉄時代に設置された古い設備が多いこと、また、小湊鉄道につきましてもそれ以前に設置された設備等を有しております。軌道や橋梁の定期検査を実施する際に施設の状況を確認し、現在、必要な修繕等

に対応しているということでございます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） いすみ鉄道が3か月間通行止めになったところ、特に市街地のほうですけれども、大体、山の手と市街地は鉄道で囲まれて境があるようなところが多いんです。そすると、いすみ鉄道が通行止めになったら、猪とか有害獣はもう列車が来ないということが分かりますから、乗り越えて、民家のほうにかなり侵入してきたということを聞いています。昨日、総元駅のほうにもやっぱりそのようなことを言っていた方がいます。田んぼのほうから市街地のほうに多くの猪とか有害獣が来て、いすみ鉄道が走ったと分かたらもう一切来ないんだそうですよ。だから、そういった観点からも、やっぱりいすみ鉄道が通行止めになって、鉄橋を超えて、1年、2年、3年になると、ますます有害獣の被害が起こってくると。

今、具体的なあれは出ませんでしたけれども、具体的にこういったところがこういうふうに進めようとか、そういったものはないんでしょうか。今のところ、何かぼうっとしたところで、何かこういったところからこういうふうに進めるよとか、そういったところはないんでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） ただいまのご質問でございますが、公共的なインフラの安全確保は非常に重要なことと認識しております。

具体的などころをとということですが、橋梁につきましては、2年に一度、定期検査を必ずやることになっておりますので、そういった検査の中で不具合であったりというところは確認を取っているところでございます。

そういったような耐震を含めまして鉄道基盤の安全対策というのは、鉄道事業者の重要な責務でございます。これにつきましては、町防災計画での位置づけを十分ご認識いただきながら、先ほども申しましたように、定期検査等において異常が確認された場合は、今回の災害のときにもご協力いただいたんですが、専門機関の支援、助言等をいただきながら適宜対応していくということで伺っております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 確認ですけれども、今後、耐震がどうかという調査は随時行っていく

ということでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 耐震診断とか、そういったことではなく、あくまで老朽化であったり異常であったり、そういったものの定期検査ということで、定期的にそういった施設の点検を行っているということです。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ありがとうございます。何かいろいろな難問が多い中で、大変だと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、社会福祉施設の避難者の受入れ体制について、これ先ほど山田さんのほうからもいろいろな質問が出てきました。

それで、やっぱり社会福祉施設の避難者の受入れ体制については、箇所数もまだまだ不十分であるという認識を強く持ちました。これをいきなり増やそうと思ってもなかなか難しいんでしょうけれども、早急に進めてもらいたいと思うけれども、進めるところから順次進めていかないといけないかなと思っています。

防災計画の中にでも、非常災害時に関する具体的な計画を作成しと書いてあります。計画はどのような計画を策定し、常日頃、その計画に基づいてどのようなことを実行しているのか。その中に、当然、災害とかいろんな面があったとき、先ほど職員の数とか人数とかによってなかなか対応が難しいという答弁もありました。平時から近隣住民などと連携を密にして、当然、何かのときには付近住民の協力、消防団等の協力も非常に必要になってくると思っています。災害時に適切な対応が取れるようとの記載があります。その対応は十分できているんでしょうか。

私も消防に入ったこと、10年間ぐらいしかありませんけれども、そのときは新丁の特養の施設については、年に2回とか、多いときは3回ぐらい、地元の区長さん区役の方と消防団の全員じゃないですけども、ある程度役員の方で、現地で職員の方と打合せして、今こういったところはこういうふうになっているよ、災害時にはこういうふうになって、ここからこういったふうな形で避難者を受け入れる、避難させるという協議をさせていただいているところがございます。

ただ、最近はなかなかやっていないのかなと、コロナの影響もあるんでしょうけれども、もしコロナの影響があつて、そこに直接立ち入ることはできないのであれば、机上の説明というんですかね。図面を広げながら机上の対応で近隣住民との調和を図りながら、万が一の

ときにはすぐ対応できるような体制を取っておくべきだと思いますけれども、その辺はどのようなになっていますでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） ただいまのご質問に健康福祉課からお答えさせていただきます。

社会福祉施設の防災対策ということでございますので、議員さんもおっしゃったように、まず地域防災計画で社会福祉施設の防災対策がどのようになっているか、ちょっと改めてここで読み上げさせていただきます。

まず、施設管理者は施設そのものの災害に対する安全性の確保に努める。2つ目としまして、施設管理者は消防本部の指導を受け防災組織を整え、非常災害に関する具体的計画を策定し、平時から施設相互間、他の施設、近隣住民及び自主防災組織等との日常の連携が密になるよう努め、実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。3つ目として、施設管理者は施設の職員や入所者や通所者に対し防災学習を行い、災害時において適切な行動が取れるよう防災訓練を定期的を実施することとなっております。各施設において、本計画を基に対策を講じることになります。

災害に関する具体的計画は、現在でもほとんどの施設で策定されていると思いますが、令和6年度以降は、これ義務化されます。業務継続計画が義務化されて、全ての社会福祉施設で策定が必要となります。また、計画とともに、防災教育や防災訓練等についても定期的を実施しているとのことでございます。

次に、近隣住民との連携等についてでございますが、議員さん、先ほどおっしゃられたように、コロナ禍以前は施設の行事などへ近隣住民に参加を呼びかけたり、定期的に行う運営推進会議等に出席を依頼するなどして、施設と地域の関わりを積極的に持っていた施設もあります。平時から地域との結びつきを深める活動を行い、非常時に備えているところでございます。

ご質問の社会福祉施設の避難者の受入れ対策とのことでございますので、福祉避難所の受入れのことと思われれます。山田議員のご質問に対する総務課の答弁のとおり、現在、福祉避難所として指定している施設は、旧大多喜町特別養護老人ホーム、風鈴花となっております。

大きな災害が発生し、福祉避難所での避難が必要となる住民が多くなった場合は、まだまだ十分ではない状況でございます。今後、他の社会福祉施設等と協定の締結を進めるほか、想定を超える災害が発生して町内や近隣での対応が不可能な場合は、広域的に支援を求める

などして対応することとなります。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 本当にそれ前は確かにやっていたんですね。だから、コロナの影響でなかなかストップしちゃっているんですけども、訓練のそのものの在り方も大事ですけども、やっぱり一度、地元の区とか消防団のほうにちょっとお声がけして、万が一のときにはこういったことでお手伝いしてもらいたいという申入れというんですかね、それは地元が大いに歓迎することでしょうから、せめて申入れとか協議を進めていただけると、いざ突然何かあって、いきなり声をかけようと思ってもなかなか対応は難しいというのは事実なところでございますので、一度そういった申入れを地元、区のほうにしてみたらどうでしょうか。いかがですか。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 本当に平時からの連携というか、重要なことだと考えております。

施設側も、やはり歯がゆいというか、他の方を入れるというのはなかなか難しい、今やはりコロナで感染すると、どうしても入所者とか通所している方にとっては非常に、万が一コロナとかに感染した場合に重症化する方が多いので、外部の方を受け入れるというのは非常に慎重になっているところでございますけれども、議員さんおっしゃるように、こちらから助言なりするとか、アドバイスできるものがあれば、その辺で対応できればなと考えます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） よろしく申し上げます。地元も喜んで受け入れると思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、大多喜城分館が千葉県から大多喜町に移譲される時期について。

何か聞くところによると、何か大幅に移譲される時期がずれるのではなからうかという、私の聞いているのはうわさの段階ですけども、そういったところ、当初5年間ということでしたけれども、何か遅れるということを知っています。

移譲される時期、また、移譲後は町民の憩いの場として利用すべきと考えています。主に、今行くのは観光客の方だと思いますけれども、ふだんから町民の方もそこに行って何らかの歓談というんですかね、憩いの場というんですかね、高齢者の方々がそこでいろんな楽しい

会話をするとか、やはりそういった施設になるようにしていただきたいなと思っています。

ただ、高齢者の方々は駐車場からお城まで、すみませんけれども、本当に容易に行けないんです。もう歩いていくということがなかなか難しい。それから、今から、仮に大多喜城が移譲されて、オープンされるのに3年、4年かかるとますます高齢化が進んで、ますます行けない人が増えてくる。本当に町民の憩いの場として利用してもらいたいと思いますけれども、そのためには、駐車場からお城までのアクセスの方法について、高齢者でも行けるようなアクセスの方法が必要だと思います。その辺も含めて、移譲される時期、現在の状況、駐車場、お城までのアクセスの方法等についてどのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） ご質問の内容、3点ほどかと思えます。

移譲の時期についてですが、まず、大多喜城分館の移譲に当たりましては、施設の老朽化や耐震性など、諸課題につきまして千葉県に対する要望を取りまとめ、令和4年7月に提出しております。これを受けまして、千葉県では、令和5年度の業務として、町の要望に対する千葉県の対応方針を整理しながら施設改修に係る計画立案業務を現在、進めているところでございます。

この業務の中間報告の段階のものとなりますが、今後のおおむねの見通しが示されております。現段階では、令和6年度から補強及び意匠設計に2年、改修工事に3年といった期間を要するとの見込みとなっております。

なお、工事期間につきましては、設計が完了してみないと工期が明確にならないため、あくまで見通しとして示されているところでございます。

次に、大多喜城分館の活用方法ですが、こちらは令和3年12月に取り交わしました千葉県との覚書において、博物館機能の維持を前提に施設を移譲するとされております。これまでも大多喜城分館につきましては、他の地方博物館と比較しましても非常に多くの来館者が訪れてきた施設です。今後、町営の施設として、より地域性に密着した資料を取り扱いながら社会教育施設としての役割を担っていきますとともに、広く大多喜の魅力を発信し、より多くの方に訪れていただける施設として、それと議員さんおっしゃったように、また、町民の方が利用される機会を提供できるよう、引き続き活用方法を協議してまいりたいと考えております。

最後に、駐車場から施設までのアクセスですが、昭和50年の開館以来、徒歩での来館が困難な方には施設敷地までお車で乗り入れていただくことで対応を取ってきております。

今後は、さらに屋外スロープや館内エレベーターの設置など、バリアフリー化に対応いただける予定で改修計画案も進んでおりますので、施設敷地までのアクセスにつきましては、これまで同様の運用を想定しているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） はっきりちょっと分からない部分があって、今後、大多喜城は、博物館機能を残しつつ町民の憩いの場として利用できるように活用したいということによろしいでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） そのような理解で結構かと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ありがとうございます。

続きまして、大多喜城分館は、石垣の築造から城の趣にあって大多喜町の景観には重要な素材の一つであると考えます。どこから見てもこの辺の周辺から大多喜城が本当にきれいに見えて、本当、景観上は大変すばらしいなど。特に冬場は、一番最初にあそこら辺に日光が当たるんですね。そうすると、周りはまだ少し薄暗くてもあそこだけぱっと明かりがついて、本当にすばらしい景観なんです。

それで、今、聞くところによると、耐震化やバリアフリーなどの機能については、あと博物館機能については、いろいろな計画に基づいて行うということは分かっているんですけども、景観に配慮した改修計画がどのようになっているのか。

私も多くのお城に行きますので、中も見て、本当にいいなと思うんですけども、中もいいんですけども、やっぱり外から見た景観によってお城のイメージというのはかなり違ってくるんじゃないかなろうかと思っています。

ですから、あの辺には多くの木とかもあります。それから、それがいいという方もいるでしょうけれども、駐車場からお城までは本当に薄暗くて、何か本当に雨が降ると水の乾きも悪いし、落ち葉は落ちているし、雨が降ったときなどはなかなか坂道を上がっていくようなことができない。やはり今後は、景観に配慮した改修計画についてもぜひ考えて実行してもらいたいと思いますけれども、その辺についてはどのようになっていますでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 景観についてということですが、「城と溪谷の町」といったキャ

ッチフレーズのとおり、本町は城の町であり、城は城下町を形成する本丸と認識しております。特に、見込まれる改修によって外観が大きく変わる予定はございませんが、景観にも十分配慮しながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 本当に大多喜城下が景観法に基づく指定も受けまして、今後はやっぱり町並みの整備というのは非常に大切になってくると思います。そうすると当然、中心はお城だと思うんですね。お城を中心としたまちづくりということで、町も町長のほうも一生懸命進めていただいていると思います。やはりその代表的なのはお城だと思いますんですね。お城から見て、なかなかあそこに行けなくても周りから見て、非常にすばらしいなという改修計画をぜひつくって、実行してもらいたいと思います。その辺は新たな計画があるんでしょうかね。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 景観そのものに対しての計画というのは現在ございませんが、議員さんおっしゃられたように、確かにアクセス道とか鬱蒼としている部分はあると思います。そういったものも含め、施設周辺の環境整備につきましては、千葉県に対しまして景観を阻害するような立木の伐採なども要望しているところでございます。

今後、県から示される対応方針の内容によって、関係課を含めまして必要な対応を協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ありがとうございます。よろしく申し上げます。

続きまして、伝統芸能を次世代に残すためにということで質問させていただきます。

各地区に伝えられている郷土芸能は長い歴史の中で生まれ、今日の世代に守り伝えられてきた貴重な財産です。その伝統芸能を伝承するため、多くの囃子保存会などの団体が一生懸命活動しています。しかし、少子高齢化やコロナの影響などにより大変厳しい状況になっています。これを次世代に残さなければなりません。

それを本当にぜひとも町と協力してやってもらいたいんですけれども、まず最初に、現在活動している団体及びコロナ前は活動していたが現在は休止している団体はどのような団体がありますか。

○議長（渡邊泰宣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（和泉陽一君） それでは、根本議員の一般質問に生涯学習課からお答えさせていただきます。

現在活動している団体及びコロナ前が活動していたが現在は休止している団体ということでお答えさせていただきますけれども、補助金を交付している団体ということでお答えさせていただきます。

令和5年度なんですけれども、補助金を交付した団体は5団体ありました。それから、コロナ前なんですけれども、令和元年度には10団体ございましたので、現在は5団体が活動を休止しているという状況でございます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 過疎化と高齢化が進む中で、コロナ前は10団体の方々が一生懸命活動していた。ただ、それ以外にも多くの団体が地域では活動していたと思われま。やはりそのような団体をできるだけみんなで応援して、本当、この活動を盛り上げていきたいなと思っています。

それで、集落の活性化なくして、私は大多喜町の活性化はないと思っています。各地域が元気になることによって大多喜町は活性化していくんだと。その活性化を図るための代表的なものが、やはり伝統芸能、各区でやっているところもあるし、保存会をつくってやっているところもあると思います。やはり地域コミュニティーというのが非常に大切だと思っています。

それと、伝統芸能をやると本当に若い世代から子供たちからおじいさんまで幅広い世代の方々がそこに関わって活動する。時によっては他の市町村だったり、他の地区だったりとの交流も図って、いろんな関係でコミュニケーションが図られていくので、地域の活性化のためには伝統芸能の、やっぱり活性化が非常に大事であると思っています。

それで、私、勝浦市、いすみ市、長生郡だと睦沢町のほうでも、こういった活動を非常にやっています。それで、そこに幾つか行くと、移住者の方々を交えて、移住者はこっちに来て住んでいただいて、いかに地域に溶け込んでいくかというのは非常に大事だと思うんです。

町長の政策で、空き家とかいろんな関係で、移住してみたいという方も結構増えていることも事実なんです。この間、中野のほうで移住体験イベントというのもやっていました。たしか商工観光課の補助金か何か使ってやったと思いますけれども、多くの方が来て、結果と

して、大多喜町に住んでみたいという方がほとんどだったそうです。

呼んで住んでいただく、その後、地域との深い関わりを持つには、やはりそういったものを、伝統芸能を共に一緒にやるということが非常に大切ではないかと思っています。

伝統芸能の活性化と地域コミュニティと地域の活性化、あと移住者との関係についてはどのようにお考えになるでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（和泉陽一君） 根本議員の一般質問に生涯学習課からお答えさせていただきます。

集落の活性化及び地域コミュニティと伝統芸能の関係性ですけれども、伝統芸能につきましても様々な種類がございますが、ここでは身近なおはやしというところでお答えさせていただきます。

根本議員言われるとおり、地域の方が集まってコミュニケーションを取りながらおはやしを伝えていくことは、地域の活性化の一つの手段であると思います。また、移住してきた方が参加することによりまして、地域の風習や行事などを知り、地域に溶け込んでいただくことは有効なことだと考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） それで、おはやしとか伝統芸能を中止、休止する多くの原因が、もう子供たちがいないよということを多く言われます。新丁もちよっと細々とはやっているんですけれども、ほかの地区も同じだと思いますけれども、ほかの地区に聞いたところ、子供は少ないんだけど、子供が地元でおはやしとかやると学校に行くと同級生を何人か連れてくるんですね。地元では数は少ないけれども、他地区の方を交えると何人かまとまった子供の数になって、おはやしをやっているというところもあります。

ですから、今1つだけの集落というんですかね、なかなかおはやしを活性化するというのは難しい面があると思うんですよ。だから、他地区の方々を交えて、それで、移住者の方々も交えて、やはり地域の活性化を図ることが非常に大事ではないかと思っています。

繰り返しになりますけれども、町としては、地域の伝統芸能の活性化については、地元と協力して一生懸命、今後やっていくんだよと。地元だけじゃできませんのでね、当然、町のほうの協力がなければできませんので、町のほうがそんなことをやらなくていいよといえば地元は何もできませんので、町でもそれは大切なので今後は町と地元が手を取り合って、そ

ういった方向をやっていただきたいと思っていますけれども、その辺は、町も積極的に集落の伝統芸能を応援するよということでもよろしいですか。

○議長（渡邊泰宣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（和泉陽一君） こちらにつきましては、やはり代々伝わってきているものがございますので、そういったことを後世代に引き継いでいくというのは大切なことだと思いますので、当然、町のほうで何もしないということはありませんが、今現在、補助金等を支出することによって、その活動の一つの助成といいますか、お手伝いをさせていただいておりますので、今のところはそういったことで支援を考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 町も一緒にやってくれというと、たまにお金、補助金の話になっていくんですね。

それで、補助金を出す前に、補助金を出さなくてもやれることは山ほどあると思うんですよ。町が協力することは、お金を出さなくてもやれることは山ほどあると思っています。何もお金をくれということじゃなくて、町と一緒にやって盛り上げていきたいということなので、すぐ何か協力してくれというとお金を出さなくちゃいけないんじゃないかということじゃなくて、それ以外のやれることは山ほどあると思っていますのでね。補助金にこだわらず、やっぱりいろんな面で一緒にやっていく体制を取っていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（和泉陽一君） 根本議員言われるとおり、町のほうとしては、いろんな相談とか、そういったものがありましたら相談に乗って、どうやって継続していく方法があるのかと、そういったことも模索していきたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ありがとうございます。

続きまして、最後の質問になります。

これも各地区のある幾つかの団体から、勝浦市、いすみ市、睦沢町等で、町独自の発表会をやっているんですね。それで、発表会をやるには、皆さん、どこの団体、市町村もそうで

すけれども、伝統芸能保存団体連絡協議会を立ち上げて、町民と行政が協力して郷土芸能発表会を大多喜町でも開催できないだろうかという相談を受けています。そういったことをやることによって、やはり育成とか、皆さんで練習している成果を発表できればとか、いろいろな面で、やっぱり育成、保存を図る必要があると思っています。

そのためにも、ぜひ連絡協議会を立ち上げて、これは当然、町と地元、両方で協力してやらなければならないと思っていますけれども、大多喜町でも郷土芸能の発表会を開催してもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（和泉陽一君） 伝統芸能発表会につきましては、伝統芸能につきましては様々な分野があります。伝統芸能発表会と同じような形としましては、現在行っているものとしては、大多喜町文化祭がございます。近年はコロナ等の影響により活動が縮小し、文化団体発表会という形になっておりますけれども、そのような機会に、おはやしの団体の方ですとか、そのほかの伝統芸能の方、そういった方が参加していただいたほうが効果的であると思われまます。

また、そのほかにも町で行われている各種イベント、そういったものに参加していただきまして、町内外の方に大勢のお客さんの前で郷土芸能を披露することで、演じる方もやりがいを感じる場所もあると思いますし、それを見たほかの地区のお子さんたちもちょっとやってみたいとか、そういった気持ちも出てくると思われますので、そのような理由から郷土芸能発表会を単独で開催することは考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） すみません、前向きな発言ありがとうございました。

それで、幾つかの団体からそういったものをやりたいという声を受けまして、私、おはやしをやっている団体、まだ全部じゃないですが、一応、お声がけしてあります。こういった考え方があるんですがどうでしょうかということでお話ししています。その中では、皆さん前向きな考え方です。

ですから、今度は、おはやしをやっている関係団体の方に、私がやろうと思ってもできないで、皆さんがどのように考えているかということをごくばらんに、やっぱり各地区によって考え方がまるきり全部一緒ではございませんので、その辺で、ある程度統一性が図られ

て発表会をやるんだとか、発表会だけじゃなくていいんですけれども、みんなで協力して活性化を図ろうなという動きにはなっていますので、ただ、3月で役員が改選になるというところが結構多くて、区でやっているところなんかも4月になると区長さんが変わりますから、話は通しておくんだけれども、実際、具体的な話合いとかは4月になってからにしてもらいたいということで話を伺っていますので、4月以降、皆さんの話を伺って、皆さんがどういった形でやりたいのか、その辺をいろんな関係機関と協議しながら何らかの形でできればなと思っています。

それと、あともう一つ、その中で、おはやしとかお神楽だけじゃなくて、みこしももう最近、全然出ていないんですね。やっぱり何とかみこしもみんなで協力して出せないものなのかという話をお伺いしているところです。

これはやっぱり人的な問題があって、なかなか難しいと思っていますけれども、多分、皆さん、読んだことがあろうかと思います。これ果たして実現できるか分かりませんが、千葉日報の2日ぐらい前に、白子で白子神社のほうで中学生にみこしを担いでもらったと。これは当然、生徒さんもその気になる、学校もその気になる、当然、地元の神社もその気になる、町もぜひそうなってほしい。教育委員会さんの意向もあるでしょう。そういった関係で、そういったことが新聞に載っていました。

私、皆さんもよくご存じだと思うんですけども、宮田さんですか、NHKのアナウンサーをやっていた方、いろんなところに行っているような活動していて、大多喜町とも非常につながりが強い。白子神社の宮司さんが宮田さんなんですよ。それで、宮田さん、私も前からちょっとお世話になっていることがあるので、早速、電話ですけれども、電話しました。そうしたら、非常に盛り上がったよと、地域が活性化したよと。

今まで氏子の皆さんは、こんなこと言ったら申し訳ないですよ。神社のことについてあまり深く関わってこなかったけれども、みこしを出すということになったら、本当に皆さん、一生懸命……

(「質問が違うよ、質問しなよ」の声あり)

○5番(根本年生君) すみません。

ですから、伝統芸能というと、多く抱えると伝統文化ということになると思います。ですから、伝統文化というと、古い建物もそうでしょうし、それ以外のものを含めて伝統文化、古いものを残していこうやなど、やっぱり高齢化、少子化になって、古いものがだんだんなくなってきちゃいます。あと5年、10年たったときに、大多喜町というのは何かそういった

古いものがなくなっていっちゃうんじゃないかと思って、非常に危惧しておりますので、いろいろな方の協力を得ながら、大きく言って、伝統文化の継承、活性化につなげていけたらなと思っています。

今回、伝統芸能ということに絞ってしまいましたが、伝統文化の継承、活性化についても同時に一緒にやっていけたらなと思いますけれども、伝統文化、全体としての考え方についてはどのようにお持ちでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） ちょっと今、一般質問通告から外れているけれども。

○5番（根本年生君） 伝統芸能も伝統文化の一種なんですね。

（発言する者あり）

○議長（渡邊泰宣君） ちょっと外れてしまった。

○5番（根本年生君） すみません、伝統文化を広げていくと。

○議長（渡邊泰宣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（和泉陽一君） 伝統芸能に限らず、我々が先祖から引き継いできたものが今現在も形として建物も残っていますし、形のないもの、そういったものも今現在、各地元の区のほうに脈々と受け継いできておられますので、これは都会のほうに行きますと、もうそういったものが全然ないというところもございますので、その辺は引き続き、いろんな手段を考えながら引き継いでいくことが大切なことだというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） その件で、また私、近隣の市町村にも状況を調査してきました。

睦沢町は郷土資料館というのがありまして、そこに若い女性の学芸員の方がいます。その方は移住者だそうです。やっぱりそういったのが好きで、田舎で暮らしたい、だけれども、そういった学芸員を募集しているところがないかと調査したところ、睦沢町さんが学芸員を募集していたのでそこに応募して、今、移住して一生懸命やっているそうです。

ですから、やっぱりそういったのが好きで都会から来る方も結構いますので、その辺も活性化してくれると思います。

町長も就任当時、古墳群ということですか。やっぱり同じような関係だと思う。伝統文化の一種に昔からのやつを大事にしようよと、今廃れちゃっているけれどもということで、いろいろ危惧して活動したり、その思いは強いと思いますけれども、この伝統、総じて伝統文化の活性化というんですかね、保存というんですかね、その辺についてはどのようにお考えか

お聞かせ願えますか。

○議長（渡邊泰宣君） 町長。

○町長（平林 昇君） 私、伝統文化ということもそうですが、歴史を深掘りし、また、その歴史の中から大多喜町を再発見していきたいというような気持ちは大変強うございます。台の古墳群もそうですし、何かあるたびに町史を見させていただきながら、何かすごいなというものがないかなというふうに見ておりますので、皆様のお力を借りながら、新しくつくるものではなく、多分そういうことだと思うんですけども、やはり文化、それから歴史、史実に基づいたものをブラッシュアップしていきながら町の魅力を発信できればとは思っておりますので、ある程度、あるところまで根本さんの意見とは、かなり近いところは持っているというふうに認識しております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ありがとうございます。

今後、皆様とご相談する機会がまた多くなってくると思いますけれども、その際にはよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

○議長（渡邊泰宣君） 以上で、根本年生君の一般質問を終了します。

これで一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

なお、14時55分から再開します。

（午後 2時42分）

---

○議長（渡邊泰宣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時55分）

---

### ◎報告第3号の上程、説明

○議長（渡邊泰宣君） 日程第3、報告第3号 専決処分の報告についてを議題とします。

本件について報告願ひます。

財政課木島主幹。

○財政課主幹（木島丈佳君） それでは、議案つづりの1ページをお開きください。

報告第3号 専決処分の報告についてをご報告させていただきます。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

報告第3号は、令和5年6月23日に事業を廃止した大多喜町特別養護老人ホームにおいて使用していた介護システム用サーバーのリース契約の解除による残存価格の損害補償の額を定める専決処分となります。

この損害賠償の額を定めることにつきましては、システム機器の賃貸借契約書で定めるリース契約期間中に契約を解除する場合に、これにより生ずる損害、残存期間のリース料相当になりますが、こちらを賠償するものでございます。

次のページをお開きください。

専決処分の本文に入らせていただきます。

損害賠償の額を定めることについて。

次のとおり旧大多喜町特別養護老人ホームで使用していた機器リース契約の解除による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

1、相手方、千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1、リコーリース株式会社千葉支店、支店長、貞末有爾。

2、事件の概要、令和5年6月23日をもって大多喜町特別養護老人ホーム事業を廃止したことに伴い、介護システム用サーバーに関する機器リース契約を解除する必要があるため、当該残存契約期間令和6年5月31日までの残存額を支払うものである。

3、損害賠償額、9万7,996円。

以上で、損害賠償の額を定めることについて、専決処分のご報告を終わらせていただきます。

○議長（渡邊泰宣君） これで、報告第3号 専決処分の報告についてを終わります。

---

#### ◎同意第1号～同意第10号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第4、同意第1号から日程第13、同意第10号までの大多喜町農業委員会委員の任命についてを一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（平林昇君） それでは、同意第1号から同意第10号までの大多喜町農業委員会委員の任命について提案理由を申し上げたいと思います。

この同意10議案につきましては、現農業委員会委員の任期が令和6年3月31日をもって満了を迎えるに当たり、農業委員会等に関する法律第9条第1項の規定により、委員になろうとする者の募集を行い候補者10名を選任したので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意をいただくものでございます。

同意をお願いする10名の方々につきまして説明させていただきます。

それでは、本文に入らせていただきたいと思います。

議案書3ページをお願いいたします。

同意第1号 大多喜町農業委員会委員の任命について。

次の者を大多喜町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めます。

住所、大多喜町大戸327番地、氏名、渡辺忠洋氏、生年月日、昭和23年3月9日生まれ。

以下、5ページ、同意第2号から21ページ、同意第10号までは提案理由が同じでございますので、住所、氏名、生年月日のみの説明とさせていただきますと思います。

では、5ページをお願いします。

同意第2号、住所、大多喜町横山1353番地3、齊藤一生氏、生年月日、昭和25年2月19日生まれ。

7ページをお願いします。

同意第3号、住所、大多喜町下大多喜3415番地、氏名、矢代とみ江氏、生年月日、昭和26年3月15日生まれ。

9ページをお願いいたします。

同意第4号、住所、大多喜町小田代386番地、氏名、中村康之氏、生年月日、昭和29年10月1日生まれ。

11ページをお願いします。

同意第5号、住所、大多喜町三又1050番地13、氏名、井口峰幸氏、生年月日、昭和31年1月25日生まれ。

13ページをお願いします。

同意第6号、大多喜町西部田233番地、江澤正久氏、生年月日、昭和33年10月21日生まれ。

15ページをお願いします。

同意第7号、住所、大多喜町中野230番地、氏名、渡邊さなえ氏、生年月日、昭和48年2月27日生まれ。

17ページをお願いします。

同意第8号、住所、大多喜町弓木547番地、氏名、森久雄氏、生年月日、昭和50年12月24日生まれ。

19ページをお願いします。

同意第9号、住所、大多喜町泉水91番地、氏名、小高一哲氏、生年月日、昭和51年5月14日生まれ。

21ページをお願いします。

同意第10号、住所、大多喜町会所117番地3、氏名、加藤浩明氏、生年月日、昭和56年1月29日生まれ。

以上、同意10議案について議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから同意第1号から同意第10号までの質疑を行います。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで同意第1号から同意第10号までの質疑を終わります。

同意第1号から同意第10号までについては討論を省略し、これから採決をしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから同意第1号 大多喜町農業委員会委員の任命についてを採決します。  
お諮りします。

本案はこれに同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

これから同意第2号 大多喜町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案はこれに同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡邊泰宣君) 挙手全員です。

したがって、同意第2号は同意することに決定しました。

これから同意第3号 大多喜町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案はこれに同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡邊泰宣君) 挙手全員です。

したがって、同意第3号は同意することに決定しました。

これから同意第4号 大多喜町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案はこれに同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡邊泰宣君) 挙手全員です。

したがって、同意第4号は同意することに決定しました。

これから同意第5号 大多喜町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案はこれに同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡邊泰宣君) 挙手全員です。

したがって、同意第5号は同意することに決定しました。

これから同意第6号 大多喜町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案はこれに同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡邊泰宣君) 挙手全員です。

したがって、同意第6号は同意することに決定しました。

これから同意第7号 大多喜町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案はこれに同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡邊泰宣君) 挙手全員です。

したがって、同意第7号は同意することに決定しました。

これから同意第8号 大多喜町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案はこれに同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡邊泰宣君) 挙手全員です。

したがって、同意第8号は同意することに決定しました。

これから同意第9号 大多喜町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案はこれに同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡邊泰宣君) 挙手全員です。

したがって、同意第9号は同意することに決定しました。

これから同意第10号 大多喜町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案はこれに同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡邊泰宣君) 挙手全員です。

したがって、同意第10号は同意することに決定しました。

---

#### ◎同意第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡邊泰宣君) 日程第14、同意第11号 大多喜町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について提案者の説明を求めます。

町長。

○町長（平林 昇君） 同意第11号の提案説明をさせていただきたいと思います。

同意第11号 大多喜町教育委員会委員の任命について。

初めに、提案理由を申し述べさせていただきます。

大多喜町教育委員会委員の中村俊夫氏の任期が本年3月31日で満了となることから、引き続き教育委員会委員として任命するため、議会の同意を求めるものでございます。

それでは、本文に入ります。

次の者を大多喜町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

住所、大多喜町小田代405番地1、氏名、中村俊夫氏、生年月日、昭和30年1月13日。

中村氏は、昭和52年4月に千葉県立東金商業高等学校教諭として勤務されて以来、市原高校、茂原高校、大多喜高校、東金高校を歴任され、平成27年3月に定年退職をされました。その後も再任用講師や会計年度任用職員として令和3年3月31日までの6年間勤務され、また、令和2年4月1日からは本町教育委員会委員として任命され、現在もその職務に当たっていただいております。

人格は高潔で教育に豊富な経験と見識を有していることから、本町の教育委員会委員として引き続き任命したいと考えておりますので、ご同意賜りたくお願い申し上げ、説明を終わらせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから同意第11号を採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、同意第11号については同意することに決定しました。

---

### ◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第15、議案第9号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） それでは、議案第9号、大多喜町町営駐車場指定管理者の指定について、議案つづり25ページをお開きください。

初めに、提案理由及び指定管理の候補者についてご説明させていただきます。

大多喜町営駐車場は、主に観光客が町内の観光名所等を訪れた際の駐車場として整備され、現在は株式会社わくわくカンパニー大多喜が指定管理者となり、平成31年4月1日から令和5年3月31日まで大きな問題もなく、地域の方を雇用し、繁忙期には施設の利用効率が上がるように業務従事者を増やすなど、適切な運営を行ってまいりました。

次期指定管理者の選定につきましては、大多喜町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条各号に掲げる選定基準から、公の施設の設置目的を効果的、効率的に達成するため地域の活力を積極的に活用した管理ができているかなど、指定管理を開始した平成31年4月以降の実績を確認したところ、おおむね順調に運営実績は推移しており、また、駐車場の適正な維持管理も駐車場利用者への観光案内を行うなど、観光振興への意識も高く、利用者の利便性の向上に努めていることから選定基準を満たしていると判断しました。このことから、大多喜町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第5条第1項第1号の規定を適用し、当該施設の指定管理については、公募によらず、株式会社わくわくカンパニー大多喜を指定管理者の候補とさせていただきました。

それでは、本文に入らせていただきます。

次の者を指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、管理を行わせる施設、桜台駐車場、粟又駐車場、麻綿原駐車場、小倉野駐車場。

2、指定管理者、夷隅郡大多喜町大多喜270番地1、株式会社わくわくカンパニー大多喜、

代表取締役、平林昇。

3、指定の期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日まで。

以上で、大多喜町営駐車場指定管理者の指定をすることについての提案説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番野村賢一君。

○3番（野村賢一君） 先ほど課長から、非常によく管理されているという説明がありましたけれども、担当課として、この駐車場に月に何回ぐらい、1年に何回ぐらい行って、きちんと管理しているかどうかのあれは現地に行って調べていると思うんですけどもね。その結果、先ほど課長からの話があって指定管理するというふうな話ありましたけれども、月どのくらい行っているんですか。どのくらい管理しているんですか、町は。

○議長（渡邊泰宣君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 町が見に行っている回数ということですか。

（「結局、町も指定管理だから何回か行って調べている、その回数ほどのくらいか」の声あり）

○商工観光課長（渡邊陽二君） 現場に出る機会も商工観光課、数多くありますので、そのたびに、毎回じゃないんですけども、できるだけ確認するようにはしております。また、駐車場自体もその確認のために行くこともございます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 3番野村賢一君。

○3番（野村賢一君） できるだけ管理しますなんてとんでもない話で、きちんと管理しますと、そういう言葉が出なきゃいけないと思うんですよ。分かりました。これですみません。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） すみません、わくわくカンパニー大多喜さん、最近の実績というんですか、経営状況というんですか、それはどのようになっているのかということと、管理を行うとして具体的にこの駐車場はどのような管理をしているのか。

それで、当然、悪いところができたり舗装が傷んだりとか、何かのときには、わくわくさんのほうで修繕しているのか。それと、多分、何か管理するといってもね、立派にできた駐車場ですから、それほど管理するのに手間暇かからないんじゃないかなど。分かりませんよ。大変かかったか分かりません。これで、収益というんですか、駐車場に限っていうとどのくらいの収益が出ているのか。

それで、すみません、ちょっと前の話だったら申し訳ございません。以前は、たしか一般社団法人観光協会が管理していた駐車場をわくわくさんがいろいろな理由により管理するようになったと思っています。それで、観光協会さんが、私、観光協会の会員でもあるんですけども、決算の内容が観光協会さんは非常に芳しくない、正直言って大赤字の状況なんですよ。

○議長（渡邊泰宣君） 根本さん、1つずつやってください。

○5番（根本年生君） 1つ。すみません。

このわくわくカンパニーさんがどのような会社で最近の実績、それと、もう一つはどんな管理をしているのか、それについて教えてください。

○議長（渡邊泰宣君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） わくわくカンパニーはどのような会社であるということなんですけれども、まず、観光、地域づくりを推進する法人でございまして、観光客の誘致や地域の活性化を図ることを主に目的として活動する法人でございます。

最近の直近の利用状況につきましては、令和4年度なんですけれども、令和4年度は400万円弱の収益がございました。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） すみません。それで、今この駐車場の管理する目的は観光客に対することでやっているというように思われます。そうすると、以前は一般社団法人観光協会がやっていた。それで、かなりこの部分で仮に収益が出ているとすると、正直言って、観光協会は今大変な大赤字なんです。ですから、その辺の兼ね合いについてはどのように考えているかということで、どのような考えでいるのか。正直言って、観光協会さんは今大変な大赤字なんですよ。わくわくさんが新たな収益が上がっている……

○議長（渡邊泰宣君） 根本さん、ちょっと何か話が食い違ってきている。

○5番（根本年生君）　そうですね。

　　駐車をやることによってどのくらいの収益が上がっているのか教えてください。

（発言する者あり）

○5番（根本年生君）　最後に、すみません。これどのような管理をしているのか、ふだんですね。それと、これを管理することによってどのくらいの収益が上がっているのか教えてください。

○議長（渡邊泰宣君）　管理は、今、野村議員の質問で答えたと思うんだけど、野村議員が管理の状況について質問して。

　　お願いします。商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君）　管理の状況は、草刈りがメインになるんですけども、草刈りと、あと、町と、修繕等がある場合については、両方で協議して、わくわくカンパニーさんのほうで小規模については修繕のほうはやってもらっています。大体、今までも大きな修繕等は発生しておりませんので、草刈りであったり枯れ葉の除去とか、そういったことが維持管理のメインになってきます。

　　以上です。

○議長（渡邊泰宣君）　ほかに質疑。

　　6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君）　今るる、皆さん、質問しましたけれども、議会に、やはり収支報告書、各駐車場の年間利用台数とかね、問題は収支報告書がないとチェックできないので、どのくらい利用してどのくらい経費がかかったと、そういうのをやはり議会はチェックしなくちゃいけないので、その収支報告書を出していただけますか。

○議長（渡邊泰宣君）　出ているか。

　　商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君）　議会のほうには提出してあるということでございます。

（発言する者あり）

○議長（渡邊泰宣君）　書類は出ているということなので。

　　ほかに質疑ありませんか。

　　7番山田久子君。

○7番（山田久子君）　すみません。今回の指定管理について、公募にしなかった理由、考え方と公募にしなかったということは、指定管理者からの独自の事業提案などは示されていない

いのかどうか、その辺をお伺いできればと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 公募によらず選定した理由については、先ほどご説明申し上げましたが、公の施設の設置目的を効果的、効率的に達成するために地域の活力を積極的に生かした管理をしているかをまず確認しました。そこで、駐車場の適正な維持管理や観光客がスムーズに周遊できるような観光案内などを行うなど、観光振興への意識も高く、利用者の利便性の向上にも努めていることから、こういったことから選定させていただきました。

わくわくカンパニーからの計画書については、提出されております。

（発言する者あり）

○商工観光課長（渡邊陽二君） はい。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） すみません。そうしましたら、ちょっと計画書の中で、今言った草刈りとか修繕とか、それ以外のもので何かあったのか、分かりましたら。

○議長（渡邊泰宣君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） すみません、ちょっと調べさせていただきますね。ちょっと申し訳ないです。

○議長（渡邊泰宣君） 後でということだね。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第10号の上程、説明、質疑

○議長（渡邊泰宣君） 日程第16、議案第10号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（和泉陽一君） それでは、議案第10号についてご説明いたします。

議案つづり27ページをお開きください。

本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

本町のスポーツ施設につきましては、多様化する住民ニーズに対し、民間の多様な活力や柔軟な発想を活用し、より効果的、効率的な運営により、住民サービスの向上と経費の縮減を図ることが期待できる指定管理者による管理ができるよう、12月会議におきまして大多喜町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正させていただきました。

その後、1月16日から2月6日までにかけて指定管理者の公募を行い、2月13日に指定管理者選定審議会の審査を経て、特定非営利活動法人ESDGZ OTAKIが指定管理者の候補と決定したところから、特定非営利活動法人ESDGZ OTAKIを本町のスポーツ施設の指定管理者として指定したく、今回、議案を上程させていただくものです。

それでは、本文に入らせていただきます。

次の者を指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、管理を行わせる施設、B&G海洋センター、多目的広場、野球場、雨天練習場、テニスクエア。

2、指定管理者、特定非営利活動法人ESDGZ OTAKI、代表、久場善博、夷隅郡大多喜町大戸433番地。

3、指定期間、令和6年7月1日から令和11年3月31日まで。

以上で、指定管理者を指定することについての提案説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） すみません。今回、指定管理を行う施設というのは、町民にとっても町にとっても主要施設と言える施設だと思います。役場の職員が管理している施設であるということで町民の皆さんも安心感の上でいろいろなものが成立して、成り立っている部分もあるのではないかと思います。申込みの譲り合いですとか、いろんなものがあるかと思えます。ある意味、1つの係の仕事を指定管理、全て委託するような、ちょっとそんなような大がかりな指定管理になっているように感じております。

そういった意味では、町民関係者への周知期間や意見の聴取など、十分できているんだろうかという気がいたしております。12月に議会に上程しましてね、今回、指定管理公募があったわけなんですけれども、もう少し時間をかけて町民の皆様の意見なども聞きながら進めてみては、そのほうがいいのではないかと思うんですけれども、何かこの事業を急ぐ理由、そういったものがあるのかどうか、その辺をちょっとお伺いできればと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（和泉陽一君） こちらにつきましては、指定期間は6年7月1日からということとさせていただきますけれども、並行の運用期間ということで1年間を設けておりますので、その中で十分に引継ぎを行いまして、7年4月1日からは事業者のほうでやっていくような形になりますので、1年間は十分に住民の方への周知ですとか、そういったものも含めましてやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） それは十分分かるところもあるんですけれども、やはりその事前段階として、町民の皆さんにすると、いきなりというイメージが非常に強いのかなという気がいたしております。

ある程度、今後、指定管理に移行していくというような、そういった周知の案内なんかも含めながらやっていく、そういったことも大事ではないかなと思いますし、指定管理料につきまして、5年間かな、3年だったかな、指定管理料が出ておりましたけれども、町との共同で進めている間と2年後、3年後というもの、人件費の部分で同じ金額が示されておしま

した。

私はこれを見たときに、1年目につきましては、社会人でいうところの見習期間という部分もあるので、果たして同額がいいのか、少し減らしてもらったほうがいいのか、何かちょっとその辺も私自身ももっとゆっくり町の考えなんかも伺ってみたいなど思ったところがございますけれども、そういった部分で、もう少し対話をする時間がもらえたらなと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（和泉陽一君） 指定管理になるということで、住民の方への周知のほうは十分に行っていきたいと思います。

あと、それと指定管理料につきましては、今後の、初めてのことでございますので、運営状況、そういったものも加味しながら検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

8番渡辺八寿雄君。

○8番（渡辺八寿雄君） 私は、この議題に示されております指定管理者を非難、否定するものではありません。

そこでお伺いしたいんですけれども、公募期間中に応募のあった事業者さんは何者いらしたのか。そして、議案にありますESDGZ OTAKIさんの指定管理の実績についてお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（和泉陽一君） 応募につきましては1件でございます。

ただ、質問の期間を設けてありましたんですけれども、その期間に質問があった業者さんは1件、今回の業者さんではありませんけれども、1件ございました。

それから、ほかで実績があるかというご質問ですけれども、今回、ESDGZさんにつきましては、ほかではまだ実績はございません。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 質問させていただきます。

ESDGZさんが、今度、指定管理になるということで、生涯学習課、B&G、スポーツ

施設は歴代の課長さんたち、局長もそうですし、現在の米本さん、ここにいる渡辺八寿雄議員も課長をやっていて、一生懸命町で管理していたと思っています。何か夏の暑い時期も職員みんなで草刈りしたりして、一生懸命やっていたと思います。

ただ、当初の目的がこのままでは達成されそうもない、よって、今度、町の手を離れて指定管理するということだと思いますけれども、当初の目的が町が管理していると達成できないという理由に至ったことはどのようなことでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（和泉陽一君） こちらにつきましては、職員で管理している部分につきましては、指定管理の業者さんでもできるということが、まず1点と、あとそれ以外で、スポーツ振興という部分で、そういったことを専門でやっている業者さんに任せるといって、そういった事業を展開していくということで、スポーツ振興を図って、若い方の活動に少しでも活性化を図れるように、スポーツ振興についての事業をできるだけやっていただくということで、今回、指定管理のほうをさせていただくような形になりました。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ありがとうございます。新しい分野を開発したいということで、新しく指定管理するということだと思います。

その件については、ここ何か関係団体、町民の方も年間5万人近くですか、利用しています。コロナの間、少し利用人数は少なくなりましたが、5万人と多くの町民の方が関わってきています。ここで見ると、利用者が少なくなったとかということは見えてきません。

それで、先ほども出ましたように、利用している方々、スポーツ団体というと何か13団体ですか、何かあるということですが、その方とはどのような調整を図って、どのような意見交換をして、皆さんがどのように理解なされて今回に至ったのか、その関係者との話し合いはどのように行われて、どのような経緯を経て、皆さんが納得してそれでいいよと言ったのかどうか、その辺のところを確認させてください。

○議長（渡邊泰宣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（和泉陽一君） 関係団体へのお話ということでございますけれども、令和6年1月19日なんですけれども、スポーツ協会の理事会が開催されまして、その際に、指定管理者の公募を実施するということを伝えてあります。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 今、1月19日にやったと、それで調整は十分図られたと、皆さんの了解を得られたという認識ですか。それともまだ多少なりとも話合いが必要だという認識ですか。

○議長（渡邊泰宣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（和泉陽一君） 19日のスポーツ協会の理事会につきましては、まだ公募の段階でございましたので具体的な意見等は出ておりませんので、そのときのお話では、公募については了解を得たというふうに解釈しております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） B&Gとか、そういう財団からの補助金で野球場とか体育館とかプールとかできていると思うんですけども、B&G財団との話合いは、これはいいんですか。民間に移譲して運営するということは、今までは町営というか町立ということなんだけれども、出資元B&Gの人たちに説明というか、その辺は、契約はどうなっているんですか。ちょっと私、分からないので教えて下さい。

○議長（渡邊泰宣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（和泉陽一君） B&Gにつきましては、財団のほうにつきましては、こちらから指定管理をするということに関しましては、特に問題ないというふうに回答は得ております。それで、お隣の長南町にB&Gがございますけれども、そちらのほうは既に指定管理で行っております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

9番山口定夫君。

○9番（山口定夫君） すみません。先ほど管理の実績がないということでありましたけれども、管理実績がない中で同法人がスポーツ施設を管理する資質というか、そういうものはどういうふうに判断したのかを教えてくださいと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（和泉陽一君） どのように判断したかということでございますけれども、管

理のほうを行う上で審査会を開催しましたけれども、その中でのお話で、管理のほうを今現在と同じように行っていただけるというふうな判断をいたしましたので、今回、出させていただくことになりました。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

8番渡辺八寿雄君。

○8番（渡辺八寿雄君） 私は、この議題の審議に当たりまして動議を提出したいと思います。

---

#### ◎動議提出

○8番（渡辺八寿雄君） 本議案の審議につきましては、総務文教常任委員会協議会におきまして2回にわたる審議が行われたように伺っております。また、ただいま質疑の中でも多くの議員から十分な議論をすべきとも取れる質疑がなされました。本日、採決を急ぐのではなく、所管常任委員会に審査を付託すべきだと考えております。よって、所管常任委員会であります総務文教常任委員会に審査を付託されることを動議として提出をいたします。

○議長（渡邊泰宣君） ただいま8番渡辺八寿雄君から、議案第10号 指定管理者の指定については、所管の委員会に付託し、審議する必要がある旨の動議が提出されました。

この動議に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手多数です。

したがって、提出された動議は成立いたしました。

委員会への付託する動議を議題としまして採決します。

この採決は挙手により行います。

この動議のとおり委員会に付託することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手多数です。

したがって、議案第10号 指定管理者の指定についてを委員会に付託することの動議は可決されました。

したがって、指定管理者の指定については、総務文教常任委員会に付託します。

---

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第17、議案第11号 大多喜町第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の策定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） それでは、議案第11号についてをご説明させていただきます。

議案つづり29ページをお願いいたします。

大多喜町第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の策定について。

大多喜町第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画を別冊のとおり策定したく、大多喜町議会基本条例第11条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

別冊計画書をお願いいたします。

まず、計画の構成につきましては、計画書の表紙裏の目次をご覧ください。

第1編が計画の策定にあたってとなり、計画の基本的な考え方や計画の位置づけ等についてを記載してございます。第2編、第7期障がい福祉計画となります。第3編は第3期障がい児福祉計画を、第4編は計画の推進に向けてであり、本計画を実施するための体制についてを記載してございます。

続きまして、5ページをお開きください。

一番上の図のとおり、計画期間は令和6年度から令和8年度の3年間であり、障害福祉サービスと障害児福祉サービスの数値目標を設定し、それぞれの根拠法に定められたサービスと事業の見込み量と確保策を示すことで、個性を尊重し合いながら共生できる社会を実現するために策定するものでございます。

6ページをお願いいたします。

計画策定に当たり、町内の障害者手帳保持者、手帳を保持する障害児の保護者を対象としたアンケート調査、障害者、当事者団体へのヒアリングを実施し、2回にわたる計画策定委員会を経て計画案を策定いたしました。このほかに、町民への意見聴取、千葉県への意見照会も行ったところでございます。

前計画からの大きな変更等は、令和3年度の医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律でございます。医療的ケア児とは、医療面で支援が必要な子であり、地域でどのようにバックアップしていくか、コーディネートするかなどを示す法律となります。

また、国から示された基本指針の改正です。具体的に申し上げますと、障害者施設に長期入所している方を地域で生活できるように、または在宅から福祉施設へ通所している方を一般就労へ移行するなどの方針が示されています。

次に、大多喜町の障害者の現状についてご説明申し上げます。

7ページから14ページ、こちらは町内の障害者の現状について記載しており、手帳の種別、等級別や年齢区分ごとの人数の推移を掲載してあります。

15ページをお願いいたします。

アンケート調査とヒアリング調査の結果については、15ページから23ページに記載のとおりでございます。

続きまして、24ページをお願いいたします。

アンケート調査結果の傾向、課題の整理についてご説明させていただきます。

どの障害においても外出に関する支援を必要としているところが高い状況です。また、自宅で暮らしていきたい、現状を維持したいという傾向もございます。これは国の指針に沿っていることでもありますので、地域での支援の充実が求められているものと考えます。

25ページをお願いいたします。

25ページは、第7期障がい福祉計画となります。

27ページまでは、第6期計画における成果目標の達成状況を記載してあります。

28ページから34ページ、こちらでは、本計画における成果目標についてでございますが、第6期計画を引き続き目標として国の指針に少しでも近づけるように目標を定めています。

次に、35ページから55ページをお願いいたします。

こちらでは、障害福祉サービスについてでございます。計画値は、実績値を基に今後の必要量を見込み、設定してあります。

次に、56ページをお願いいたします。

第3期障がい児福祉計画についてとなります。障がい児福祉計画に対する国の指針で示されている成果指標は3点となります。まず1つ目、児童発達支援センター機能の整備及び保育所等訪問支援の充実でございます。2つ目、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置でございます。3つ目は、医療的ニーズへの対応についてです。

57ページをご覧ください。

関係機関が連携を図るための協議の場の設置と医療的ケア児等に関するコーディネーター

の配置ですが、令和5年度中に、夷隅地区自立支援協議会の中に専門部会を立ち上げ、令和6年4月から本稼動する予定となっています。

58ページをお願いいたします。

障害児支援の提供体制の整備等についてでございます。

国が示す令和8年度までに整備すべき基本的な指針は全部で8つあります。そのうち4つについては既に達成できている状況となります。今回、初めて指針の中に示された障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築、ペアレントトレーニング等の受講者数、ペアレントメンターの人数については、2市2町の夷隅圏域内で協議し、整備してまいります。

59ページ以降、その他の障害児福祉サービスにつきましては、障がい福祉計画と同様に、これまでの実績を基に必要量を見込み、計画値を設定させていただきました。

最後になりますが、63ページの計画の推進に向けてです。

推進体制ですが、障害者施策は広い分野にわたるため、障害者の代表や関係団体、関係機関、サービス提供事業所などと連携調整を図り、専門従事者の計画的な養成と確保を目指します。また、分野や組織を超えた研修会を通じて連携の強化を行い、計画の円滑な推進を図ってまいります。さらに、広域的な調整が必要な施策については、夷隅地区自立支援協議会に課題提起し、幅広い意見交換を図り、計画の着実な推進につなげます。

以上で、大多喜町第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画の策定についての説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） すみません。先ほどの説明の中で、町民に占める割合が6パーセントですかね、500人ぐらいですか。違いましたか。そんなにいないのかな。私が間違えたか。500人という数字が、障害者の数じゃなくて。

（発言する者あり）

○5番（根本年生君） それで、すみません。その中で、やっぱり今の説明の中に家族に対するケアも必要だよということが非常に、私も一緒に働いている仲間で、2人ほど障害者を持っている家庭があります。それで、いろんな理由で夫婦そろってなくて、両方とも片親なんです。やっぱり障害者を持つ家族というのは大変な苦勞して、障害者の方が順調に健康

で本当に 家族の役割が非常に大切ではないかと思っています。

その辺の家族に対するケア体制というのは、具体的にどのように今回の計画ではなっているのでしょうか。

(発言する者あり)

○5番(根本年生君) すみません。そういった計画がその中に入っていないか入っていないで構わないですよ。

○議長(渡邊泰宣君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(長野国裕君) すみません、ちょっとどこに計画が載っているかすぐに答えられなくて申し訳ないんですけども、ただ、あくまでも障害がある方もない方も地域で、どんな方も同じようというか暮らしていけるように、包括的に計画として策定しておりますので、もちろん家族に対しての支援も実施していかなければ、例えばこの計画に載っていないようなことであってもこれは進めていくことにはなると考えております。

以上です。

○議長(渡邊泰宣君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) 異議なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡邊泰宣君) 挙手全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡邊泰宣君) 日程第18、議案第12号 大多喜町高齢者保健福祉計画及び第9期介護

保険事業計画の策定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） それでは、議案第12号についてご説明をさせていただきます。

31ページをお開きください。

大多喜町高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画の策定について。

大多喜町高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画を別冊のとおり策定したく、大多喜町議会基本条例第11条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回策定する計画は、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画となります。高齢者保健福祉計画につきましては、老人福祉法に基づき市町村が介護保険事業計画と一体的なものとして作成し、老人福祉事業の量の目標等を定めることとされています。介護保険事業計画につきましては、介護保険法に基づき市町村が策定することとされており、計画の対象となる区域の設定、介護サービス及び地域支援事業の量の見込み等を定めることとされております。

それでは、別冊計画書をご覧ください。

1ページをお願いいたします。

第1部、計画の基本事項となります。

国では、介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を進めております。町においても社会情勢や高齢者を取り巻く環境の変化に対応したさらなる地域包括ケアシステムを進化させていくことが重要であると考えております。

次のページをお願いいたします。

計画の位置づけは、2ページの図のとおりであり、他の計画との整合性を図っています。

3ページの上の図をご覧いただきたいと存じます。

計画期間につきましては、令和6年度から令和8年度までの3年間としております。

続きまして、5ページをお願いいたします。

本計画の策定に当たっては、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査を実施の上で素案を作成し、一般の住民から意見公募を行いました。これらの意見を踏まえ、介護保険運営協議会で計画全般にわたる検討を行い、計画案を作成したところでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

第2章は、高齢者を取り巻く状況について、町の人口及び被保険者数等について記載して

あります。

次に、11ページから21ページとなりますけれども、こちらではアンケート調査の結果分析であります。高齢者施策の課題を把握するため、調査結果を基に分析、整理したのとなっています。

22ページをお願いいたします。

22ページから25ページは、現在の計画である第8期計画の自己評価をしたものとなっております。

26ページをお願いいたします。

26ページから29ページは、介護保険事業の利用者数の実績と保険給付費の実績について掲載してあります。

30ページをお開きください。

第5節、本計画の推進における課題、方向性の整理となります。

統計データ、アンケート結果及び現在の高齢者施策等から見えてきた大多喜町の課題について整理してあります。

36ページをお願いいたします。

第2部、こちらは高齢者保健福祉計画となります。

高齢者保健福祉計画は、高齢者の健康や生きがいなどの活力ある長寿社会を築いていく総合的な保健福祉施策のための様々な事業展開についての計画となります。

56ページをお願いいたします。

第3部、介護保険事業計画となります。

介護保険事業計画は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために策定する計画となります。介護保険事業の目標や地域支援事業及び介護サービスと計画期間の事業量等について記載してあります。

80ページをお願いいたします。

介護保険料月額基準額についてでございます。

計画期間中の介護保険料収納必要額に基づき、所得段階別被保険者数、国からの交付金等見込額から第1号被保険者1人当たりの介護保険料基準額、月額基準額を算出しますと表の下から3段目になります。1人当たり月額5,941円となります。保険料を抑制するために基金の取崩しを行い、1人当たりの介護保険料基準額、月額5,400円と設定いたしました。

81ページをご覧ください。

月額基準額5,400円を基に、段階ごとの保険料は表のとおりとなります。第8期の計画では9段階であったものが13段階へと多段化され、低所得者層の負担軽減を図ろうとするものでございます。

以上で、大多喜町高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画の策定についての説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、議案書のページ数を示してお願いします。

質疑ありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 47ページの大多喜町地域支え合いサポーター制度の充実、推進と書いてあります。

ここで高齢化が進んでボランティアの方々の活動が今後、思わしくなってくるよみたいなことが書かれています。この対策についてはどのように考えて活動していくのか。多くのボランティアの方が、今、私たちは教えているけれども、私たちがこういった支えてもらいたいときに誰も支えてくれないんじゃないかというような心配事も聞きます。その辺はどのようにお考えですか。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 議員さんおっしゃるように、確かに今後の人材育成をするのに非常に苦慮しているところでございます。養成講座等も実際に開いておりましてもなかなか参加者がいらっしゃらない、また参加していただいてもボランティア活動は参加につながらないというケースもございますけれども、その辺は、やはり今後も引き続き着々とというか、少しずつ進めていくということになろうかと思えます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

10番森久君。

○10番（森 久君） ありがとうございます。

シルバー人材センターについて伺いたいですけれども、46ページです。シルバー人材センター、実際のところ、8割、9割が草取りというようなことを聞きました。

ただ、他方で、1週間に何日か、あるいは1日2時間、3時間働きたいという希望もある

ようなんです。

これを見ますと、ここに書いてあるとおりでらうと私、思います。就労を通じた高齢者の生きがいつくり、働くことはとてもよいことだというようなことを書いてあります。全く大賛成なんですけれども、一方で、草刈り、草取り、他方で、それはしない、できないけれども、2時間、3時間、あるいは週に何日かという方もいらっしゃる。私は、そういったことをもうちょっと充実させていくといいますか、なかなか難しいんでしょうけれども、掘り起こしというふうに書いてありますけれども、そういうふうにもっと多くの人たちが参加というか、応募できるような形に何かできないものかというふうに思っていましたので、ちょっとその辺、方向性を伺えればと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） シルバー人材センターへの登録、働きたいという登録が確かに少ないのも事実でございます。

今、結構、働いている年齢が上がってきておまして、シルバー人材センターに登録するまでというか、現役で働いている期間が長いので、シルバーさんへの登録が少ない。また、需要と供給が全然成り立たない。例えば、片や草刈りとかは非常に需要が多い、それが賄えるぐらいの人材がいらっしゃらなかったり、または、専門的な項目についてもシルバー人材センターのメニューには十分ご用意してございます。専門的なものからいろいろ用意してあるんですけども、そういった方の登録がない、また需要のほうもなかなかうまくマッチングできないという実情がございますので、この辺は、やはりシルバー人材センターの運営については社会福祉協議会のほうで担っていただいておりますけれども、今後もいろいろ登録者数を増やすような活動をしていきたいということでございます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡邊泰宣君) 挙手全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡邊泰宣君) 日程第19、議案第13号 大多喜町災害関連地域防災がけ崩れ対策事業  
分担金徴収条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長(市原芳則君) 議案つづり33ページをお開きください。

議案第13号 大多喜町災害関連地域防災がけ崩れ対策事業分担金徴収条例の制定について  
ご説明申し上げます。

大多喜町災害関連地域防災がけ崩れ対策事業分担金徴収条例を次のように制定する。

議案説明の前に、提案理由の説明をいたします。

大多喜町災害関連地域防災がけ崩れ対策事業分担金徴収条例は、本町が実施する災害関連  
地域防災がけ崩れ対策事業に要する費用に充てるため、地方自治法第224条の規定に基づき、  
分担金の徴収に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものです。

昨年の台風13号に伴う豪雨により町内でも多くの崖崩れが発生しました。その中で、人家  
や公共土木施設等に隣接する崖崩れ等、土砂災害について県へ報告したところ、県が窓口と  
なり、国土交通省との事前協議を経て、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の申請を行い、  
1か所が事業採択されました。

災害関連地域防災がけ崩れ対策事業とは、激甚災害に伴い崩壊等が生じ、放置すれば次期  
降雨等により被害を与えるおそれがある場合に、市町村が事業主体として緊急的に崩壊防止  
工事を実施するものです。この事業の採択要件は、激甚災害において高さ5メートル以上の  
自然崖が崩落し、2戸以上の人家に危険が及ぶ見込みがあり、事業費が600万円以上かかる  
ことです。県補助金の補助率は、当該事業に要する経費から受益者負担金を控除した額の4  
分の3以内で、残りが町負担でございます。

それでは、本文に入らせていただきますが、説明に関しましては、各条の内容の説明とさせていただきます、条文の読み上げは一部割愛させていただきますので、ご了承ください。

大多喜町災害関連地域防災がけ崩れ対策事業分担金徴収条例。

第1条は、本条例の趣旨について定めるものでございます。

第2条は、分担金の徴収について定めるものでございます。分担金は、事業に係る地権者、受益者、その他、全ての事業関係人から徴収するものとします。

第3条は、分担金の額について定めるものでございます。崖崩れ対策防止工事に要する費用の10分の1とします。

第4条は、分担金の減免について定めるものでございます。減免できる受益者を震災、風水害、その他の災害により居住する住宅が全壊、半壊、その他、これに準ずる被害を受けた場合や町長が特に減免する必要があると認める場合と定めるものです。

第5条は、委任について定めるものです。

附則は、この条例の施行日を令和6年4月1日と定めるものです。

以上で、本案の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） それでは、私から1点質問させていただきます。

33ページ、ただいま説明を受けました分担金の減免、第4条のところ、条文を見ますと、町長は、受益者が次の各号のいずれかに該当するときは、分担金を減額し、または免除することができるとなっております。その下の1号のところ、震災、風水害、その他の災害により受益者の居住する住宅が全壊、半壊、その他、これらに準ずる損害を受けた場合という規定なんですけれども、これはあくまでも、事業をいろいろやるでしょうけれども、減免については居宅のみという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 建設課長。

○建設課長（市原芳則君） 今回の崖崩れ対策事業につきましては、激甚災害を受けた災害で崖崩れが実際に起きた場合に対象となります。

今回の減免規定に関しましては、山の下等に住まれている方で、直接的に住んでいる家に

被害を受けた場合とか、そういったものを想定しておりますので、居住する住宅というふう  
に考えております。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

1 番渡辺善男君。

○1 番（渡辺善男君） 居宅でいいんですね。

（「はい」の声あり）

○1 番（渡辺善男君） はい、分かりました。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

5 番根本年生君。

○5 番（根本年生君） 34ページで、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるとあり  
ます。規則はこれからつくるのでしょうか、それともある程度、規則の内容が分かっている  
のであれば教えてください。

○議長（渡邊泰宣君） 建設課長。

○建設課長（市原芳則君） 規則につきましては、今後、策定するようになりますが、規則の  
内容といたしましては、分担金の決定の様式であるとか、納期限であるとか、あと分担金の  
減免の申請に必要な手続の様式等を定める予定でおります。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに。

5 番根本年生君。

○5 番（根本年生君） それで、これ今、建設課さんのほうでご説明いただきましたけれども、  
何か農林関係でも同じような事業があるんじゃないかなろうかと思えますけれども、農林課では、  
今回このような事業はないのでしょうか、何か治山事業に代わるものとしては、何か。それ  
とはまた別なんですか。

（発言する者あり）

○5 番（根本年生君） 違うんですかね。

○議長（渡邊泰宣君） 農林課と所管が違う。

○5 番（根本年生君） 農林課さんでも今回この激甚災害に伴って何かがけを直すというこ  
とがあると思うので、この条例と農林課さんがやるあれは全然違うんですね。まるきり違うん  
ですね。

（発言する者あり）

○議長（渡邊泰宣君） あくまでこの議案書の中だけやってください。

○5番（根本年生君） 農林課でもあると聞いたので。

○議長（渡邊泰宣君） 後日、確かめてください。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（渡邊泰宣君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

明日6日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会とします。ご苦労さまでした。

（午後 4時22分）

第 1 回大多喜町議会定例会 3 月会議

( 第 2 号 )

令和6年第1回大多喜町議会定例会3月会議会議録

令和6年3月6日(水)

午前10時00分 開議

出席議員(12名)

1番	渡辺善男君	2番	麻生勇君
3番	野村賢一君	4番	末吉昭男君
5番	根本年生君	6番	吉野僖一君
7番	山田久子君	8番	渡辺八寿雄君
9番	山口定夫君	10番	森久君
11番	吉野一男君	12番	渡邊泰宣君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	平林昇君	副町長	西郡栄一君
教育長	佐久間靖夫君	総務課長	麻生克美君
企画課長	米本敏克君	財政課長	君塚恭夫君
税務住民課長	西川栄一君	健康福祉課長	長野国裕君
建設課長	市原芳則君	農林課長	秋山賢次君
商工観光課長	渡邊陽二君	環境水道課長	小高一哉君
財政課主幹	木島丈佳君	会計室長	須藤明実君
教育課長	吉野正展君	生涯学習課長	和泉陽一君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	宮原幸男	書記	市原和男
書記	佐藤さおり		

## 議事日程（第2号）

- 日程第 1 議案第 14号 大多喜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 15号 大多喜町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 16号 大多喜町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 17号 大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 18号 大多喜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 19号 大多喜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 20号 大多喜町水道事業設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 21号 大多喜町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 22号 鐘楼等管理基金設置条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 23号 令和5年度大多喜町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第 11 議案第 24号 令和5年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 12 議案第 25号 令和5年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 13 議案第 26号 令和5年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 14 議案第 27号 令和6年度大多喜町一般会計予算（提案説明）
- 日程第 15 議案第 28号 令和6年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算（提案説明）
- 日程第 16 議案第 29号 令和6年度大多喜町国民健康保険特別会計予算（提案説明）
- 日程第 17 議案第 30号 令和6年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算（提案説明）
- 日程第 18 議案第 31号 令和6年度大多喜町介護保険特別会計予算（提案説明）
- 日程第 19 議案第 32号 令和6年度大多喜町水道事業会計予算（提案説明）

---

◎開議の宣告

○議長（渡邊泰宣君） 皆さんおはようございます。

昨日の会議に引き続き、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

これから会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（渡邊泰宣君） 本日の議事につきましては、既に配付の議事日程第2号により進めてまいります。よろしくをお願いします。

また、事前に議案と共に配付しました参考資料ですが、これはあくまで議案を審議するための参考資料ですので、議案書により質疑されるようお願いします。

---

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） これから日程に入ります。

日程第1、議案第14号 大多喜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 議案第14号の説明をさせていただきます。

議案つづりの35ページをお開きください。

本文の説明の前に、提案理由の説明をさせていただきます。

会計年度任用職員の勤勉手当の支給につきましては、国においても制度発足当時から各地方公共団体の期末手当の定着状況等を踏まえた上での今後の検討課題とされていたところでございますが、昨年地方自治法の一部改正がされ、令和6年度から支給対象となる会計年度任用職員について勤勉手当を支給できることとなりました。

このようなことから、国の取扱いとの均衡及び会計年度任用職員の処遇の適正化のため勤勉手当を支給できるよう、関連条例を改正しようとするものでございます。

それでは、本文の説明をさせていただきますが、条文の朗読を一部割愛して、改正の概要

のみを説明させていただきますので、あらかじめご了承くださいと思います。

大多喜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、大多喜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項の改正につきましては、会計年度任用職員に支給する給与の一つとして勤勉手当を加えるもので、次の第14条の2につきましては、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給に関する規定を新たに加えたものでございます。

次に、第24条の第1項と24条の2につきましては、次のページにわたりますが、支給対象となるパートタイム会計年度任用職員の読替えと、勤勉手当の支給に関する規定を新たに加えるものでございます。

次に、36ページ中段になります。

職員の育児休業等に関する条例の一部改正を説明させていただきます。

第2条、本条例の一部を次のように改正する。

この第7条及び第8条の改正は、会計年度任用職員に勤勉手当が支給されることに伴い、育児休業をしている職員に係る勤勉手当の支給対象に会計年度任用職員を含めることなどの改正をするものでございます。

最後に附則でございますが、この条例の施行日を令和6年4月1日からと定めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 勤勉手当が会計年度職員にも来年から支給されるようになるということですが、もし分かりました総額で大体幾らぐらいの金額が増えるのか教えていただければと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 今回の新年度予算の予算書にも、明細のほうにも記載されているところではございますが、来年度この勤勉手当に係る手当額の総額でございますが、2,500

万ほどを勤勉手当として会計年度職員に支給するというような形で予算要求のほうをさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 会計年度職員の給料が増えるということは大変ありがたいことだと思っています。今、町会計年度職員というのは、総数で何人ぐらいいらっしゃるんですか。

それと、役場の職員数がはっきり分かりませんが、役場の職員数が分かりましたら何人で、会計年度職員が何人ということを教えていただけると。大体でいいです。

○議長（渡邊泰宣君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまのご質問でございますが、やはり令和6年度、新年度予算でご提示させていただいておりますけれども、職員のほうにつきましては157名を一般会計予算のほうで見込ませていただいております。失礼しました。それは会計年度を含めたところでもございます。会計年度のフルタイム職員を含めて157名というところで予算のほうを計上させていただいております。

会計年度の職員の総数でございますが、そちらにつきましては、フルタイムで17名の職員を見込ませていただいて、短時間、フルタイムでない職員を101人ほど見込ませていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質問。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） そうすると、会計年度職員がフルタイムで17名、それ以外で101名ということですが、この方ほぼ全員にこの条例が適用になると考えてよろしいんですか。

○議長（渡邊泰宣君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまのご質問でございますが、今回の条例で先ほどご説明させていただいたとおり、フルタイムの職員とパートタイムの職員、そのうちの週15時間以上の勤務を要する職員、16時間弱でございますが、その職員に対して支給対象という形で支給をさせていただくところでございます。

（「何人、人数は」の声あり）

○総務課長（麻生克美君） 人数的なものは、80名から90名という形になると思われまして。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第2、議案第15号 大多喜町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 議案第15号の説明をさせていただきます。

議案つづりの37ページをお開きください。

本文の説明の前に、提案理由の説明をさせていただきます。

分担金の徴収につきましては、地方自治法の規定に基づき、受益者から徴収する分担金を条例で定めることが必要になります。今回追加を予定した林地崩壊防止事業につきましては、激甚災害と指定され、住居などに隣接する林地に崩壊等が発生し、人命、財産などに直接危害を及ぼすおそれがあるものについて、林地の保全上必要な施設を新設し、再度の災害を防止するための事業でございます。

この事業は、激甚災害により林地が被災したこと、人家2戸以上または公共施設に直接被害を与えるおそれがあること、1か所の事業費が200万円以上であることなどの3つの条件

を満たした場合に、国・県から補助が受けられるものでございます。

事業を実施した場合、事業費負担の内訳は、国50パーセント、県30パーセント、町10パーセント、受益者10パーセントとなります。この事業を実施した結果、特定の者が利益を享受しますので、事業の受益者から分担金を徴収するために本条例に加えようとするものでございます。

また、補助県単治山事業につきましては、県の事業名変更に伴い、事業種目を小規模治山緊急整備事業に変更し、現行の受益者負担が事業費の3分の2であります。ほかの事業費と比較して受益者の負担が大きいことから、ほかの事業との均衡を図り、受益者負担を3分の1へ見直し、県3分の1、町3分の1、受益者3分の1とするものでございます。

それでは、本文の説明させていただきます。

大多喜町分担金徴収条例の一部を改正する条例。

大多喜町分担金徴収条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「農地及び農業用施設の災害復旧事業」を「農地、農業用施設及び林地の災害復旧事業」に改める。この改正は、新たに林地の災害復旧事業を加えるものでございます。

別表中の改正は、事業種目の欄に林地崩壊防止事業を、事業費に対する負担率の欄に補助残の50パーセントを加えるものでございます。治山事業につきましては、事業種目、「補助県単治山」を「小規模治山緊急整備事業」に変更し、事業費に対する受益者負担率を「3分の2」から「3分の1」へ変更するものでございます。

附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 今回の台風で大きな被害を受けた私有地があって、適切な対応をしていただいて本当にありがたいと思っています。

昨日ちょっと言いかけて、いや違うよと言われたんですけども、昨日の議案13号で建設課さんのほうから、やっぱり激甚災害に伴う物件で議案の分担金の関係がありました。この建設課さんと農林課さんのちょっと内容的にはほとんど同じかなというような気がしている

んですけれども、この辺の違いはどのような形になっていますか。

○議長（渡邊泰宣君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 先ほどちょっと触れさせてはいただいておりますが、この事業につきましては林地の保全上必要な施設を新設するということになりますので、林地を守る、山林を守るという事業になります。ですから実施できるのは林地のみということになります。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） あと、林地以外だった場合には建設課さんのほうで対応してくれるということになるわけですか。またそれとは別個なんですか。

（「いや違うよ」の声あり）

○5番（根本年生君） いや、裏山が隣地の場合には山を直すので、それは農林課のほうでやるけれども、裏の山って、現状山か何かで地目が宅地とかほかの名目の崖が崩れた場合には建設課さんのほうで対応していただけるということになるわけですか。ちょっと言い方が申し訳ない。

（「林地のみ対応」の声あり）

○5番（根本年生君） 林地のみ適用するということだったんだね。林地以外だったらどうかということを確認したくて。

○議長（渡邊泰宣君） だから、林地以外はこれでいいと。どうなのかな。

建設課長。

○建設課長（市原芳則君） すみません。昨日、一応建設課のほうで条例制定させていただきました分担金徴収条例のほうでいいますと、建設課のほうとしてみれば、林地とかということではなく、崖ということで事業実施の条件になっています。

崖の高さが5メートル以上というのが一つありまして、あと農林のほうの今回の事業と違うのは、事業費が建設のほうのやつでいくと600万円以上というふうになっております。あと、人家2戸以上というのは同じなんですけれども、建設課のほうは、公共施設ではなく、公共的建物というふうな状況になっていますので、そういったものが違いがあるというふう考えています。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

2番麻生勇君。

○2番（麻生 勇君） この事業なんですけれども、林道で人家が2軒あるということはある

んですかね、林道。例えばこれ、林道で仕事を、農家で仕事をやらなくちゃいけない時期が今来ているんですけれども、それを待っていると仕事にならないということで先行してやっているんですけれども、これは後追いはできるんですかね、請求は。それを聞きたいんですけれども、分かりますか。ちょっと変な質問ですか。日本語おかしいかな。

○議長（渡邊泰宣君） 大丈夫ですか。

農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 林道等、そういうことは特に関係なく、人家2戸ということで対象になると思います。

後追いができるかということですが、これは事業申請をして、それから事業採択されてから実施ということになりますので、後追いは不可能かと思います。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第3、議案第16号 大多喜町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（和泉陽一君） それでは、議案第16号についてご説明いたします。

議案つづり41ページをお願いします。

本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

スポーツ施設に指定管理者制度を導入するに当たり、職員の配置について、現行条例第4条では、職員を置くとされています。指定管理者制度を導入する場合、職員の配置については必ずしも必要でないことから、本条例の一部を改正するものでございます。

また、12条の改正につきましては、指定管理を行うことができる施設について、施設ごとに指定管理を行うことができるように規定したものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「置く」を「置くことができる」に改める。

第12条中「スポーツ施設の」の次に「全部又は一部の」を加える。

附則、施行期日については公布の日から施行することを規定したものです。

以上で議案第16号の提案説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 第4条中の「置く」を「置くことができる」に改めるところなんですけれども、逆を返すと置かなくてもよいという意味になると思うんですが、町の事業を指定管理者に委託した場合、町の事業を実施するに当たっては、職員の方を置いて別に運営をしていく考えがあるというような説明があったと思うんですけれども、その場合の職員の方は、この条例との関係性が出てくるのか。どのような位置づけに該当するのか。うまく説明できていますかね。その辺お伺いしたいと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（和泉陽一君） こちらの規定につきましては、第4条につきましては、職員ということで、「B&G海洋センターに事務職員を置くことができる」というふうに改正をする予定でございます。

町のほうの事業について職員がということなんですけれども、そちらのほうは、事業とし

ては町の事業ということでスポーツ担当は残りますので、その辺は職員のほうで、例えば体協の事務ですとか、そういったものは引き続き行っていきますので、こちらについてはあくまでも海洋センターの中に配置する職員ということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第4、議案第17号 大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 議案第17号 大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案つづり43ページをお願いいたします。

本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第12号で議決をいただきました大多喜町高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画において、保険料基準額は現計画と同額の月額5,400円としたところがございます。国では、今後の介護給付費の増加を見据え、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、

65歳以上の第1号被保険者間での所得再配分機能を強化し、低所得者の保険料上昇の抑制を図るため介護保険法施行令の一部改正が行われたところであります。

内容としては、第1号被保険者の標準段階を現行の9区分から13区分に多段階化し、所得の高い段階の負担割合を高くすることで低所得者層の負担軽減を図ろうとするものであります。

これらを受け、大多喜町介護保険条例の一部改正について提案するものでございます。

それでは、本文の説明をいたしますが、条文の読み上げを省略し、概要を説明させていただきます。

大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例。

大多喜町介護保険条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改めとあるのは、第9期介護保険事業計画期間中の内容とするためのものであります。

同項第1号中「3万2,400円」を「2万9,484円」に改め、同項第2号中「4万8,600円」を「4万4,388円」に改め、同項第3号中「4万8,600円」を「4万4,712円」に改めるものです。この第1号とは介護保険料の第1段階のことであり、第2号は第2段階、第3号は第3段階のこととなります。以降も同様となります。

そして、さらに「同項の次に4号を加え」とあるのは、13段階へ多段階化するため、追加する階層の金額を規定するためのものであり、第10号が12万3,120円、第11号が13万6,080円、第12号は14万9,040円、第13号は15万5,520円となります。

次に、下から7行目、第2条では、低所得層の軽減を図るため、令和6年度から令和8年度の軽減後の金額を、第1号を1万8,468円、第2号を3万1,428円、第3号を4万4,388円と改めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第4条第3項では、賦課期日後に保険料等の変更があった場合の月割りによる保険料額について規定していますが、基準段階の多段階化に対応するための改正でございませう。

次に、附則でございませう。この条例は、令和6年4月1日から施行する。

経過措置、改正後の保険料の適用時期及び改正前の年度分の保険料の取扱いについて規定するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番渡辺善男君。

- 1 番（渡辺善男君） 1 点だけ質問したいんですけども、中段にある10、11、12、13の12万3,120円からと4段階ありますけれども、条例の改正全体は趣旨は賛同しますけれども、関心というかあるのは、想定人数、どのくらいいるものなんですか。もし分からなかったら後でもいいんですけども。

（「すぐ出なきゃ……。すぐ出る」「ちょっと下に資料が」の声あり）

- 議長（渡邊泰宣君） じゃ、渡辺善男君。後で。

- 1 番（渡辺善男君） じゃ、後でお願いします。

- 議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

- 議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（渡邊泰宣君） 日程第5、議案第18号 大多喜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 議案第18号 大多喜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、45ページをお願いいたします。

本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

このたび国では、指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、省令を準用する大多喜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例についても改正する必要性が生じたため提案するものでございます。

それでは、本文の説明をいたしますが、条文の読み上げを省略し、概要を説明させていただきます。

大多喜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例。

大多喜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第3条第4項では、地域包括支援センターを定義するものでありますが、後続の規定においても言及することとなるための改正であります。

次に、第4条第2項では、居宅介護支援専門員、いわゆるケアマネジャー1人当たりの取扱可能件数を規定していますが、見直しにより、今までの35人から1人当たり45人とする原則と、指定居宅介護支援事業所が国民健康保険中央会から提供されるシステムを導入している場合については、49人まで1人のケアマネジャーが取り扱うことが可能とする改正となります。

次に、46ページをお開きください。

8行目、第5条第3項第2号では、事業所管理者の兼務範囲を同一敷地内と規定していますが、事業所を効率的に運営する観点から、同一敷地内でも複数の施設を管理することが可能とするものでございます。

次に、第6条では、サービス利用者へのサービス内容の説明を明確にするため、「利用申込者」と「利用者」を使い分ける改正となります。なお、ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、前6か月間のサービス利用内容について、事業者は利用者に説明を行い、理解を得ることとなっていますが、その義務化を努力義務に変更するものとなります。

次に、下から9行目以降、第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロム」、いわゆるフロッピーディスク等記録媒体を指定する規制の見直しを行い、特定の記録媒体以外の幅広い

媒体の使用を可能とするものでございます。

次に、47ページをお願いします。

中段、第15条第2号の次に2号を加え、身体拘束等の適正化の推進を図るものでございます。

次に、第15条第15号では、介護支援専門員は少なくとも1か月に1回、利用者の居宅を訪問するとなっていますが、訪問だけでなくテレビ電話等を活用することが可能とするものであります。

48ページをお願いいたします。

8行目、第24条では、事業者は事業所の見えやすい場所に運営規程等の重要事項を掲示することとなっていますが、書面以外での掲示方法を可能とする改正であります。

次に附則でございます。この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第24条第2項の次に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） この改定では、ケアマネさんが見られる人数が大変増えるような形になるかと思えます。これは、ただ高齢者の皆さんが増えるという部分と、あとケアマネさん自体が減ってきているんじゃないかという部分もあるんですが、本町でこれを改定したときに、この数字の対応でやっていけることができるのかどうか。その辺、町はどのように考えているのかお伺いできればと思えます。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 確かにケアマネ不足も加味しているのかなと考えますけれども、ただ、あくまでも1人当たりのケアマネさんが受ける人数というのは、そのケアマネの事業所の考え方にもよりますので、その辺、こちらがここまでできるんだからどうしても見てくれというような強制というか、そういうことはできないと思えますけれども、もちろん現人数での体制であっても、今のところは問題ないと考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 分かりました。

もう一点お伺いさせていただきます。48ページになりますでしょうか。利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができるということなのですが、このテレビ電話装置というのはどういったものを指しているのか。もし利用者さん側でそういう装置を持っていなかった場合は、どのように考えるのか、その辺お伺いできればと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 現段階で、多分どこの事業所さんも、これに対応する装置というのは持ち合わせていないと思うんですけども、ただこのテレビ電話という中には、もちろんスマートフォンやパソコン等での運用もされるという、幅広く活用、活用というか運用できるような改正となるようでございます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） 今、この町内で支援活動をする民間と、何社ぐらい今対応しているんでしょうか。分かりますか。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 町内に所在している事業所ということでしょうか。

（「郡内でもいいです」の声あり）

○健康福祉課長（長野国裕君） 町内であれば、今2事業所になりますけれども、町外ですと、いろいろなあらゆるところで可能になりますので、すみません、数を把握しておりません。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡邊泰宣君) 挙手全員です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡邊泰宣君) 日程第6、議案第19号 大多喜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長(長野国裕君) 議案第19号 大多喜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の一部を改正する条例の制定について、49ページをお願いいたします。

本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

このたび国では、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、省令を準用する大多喜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例についても改正する必要が生じたため提案するものでございます。

それでは、本文の説明をいたしますが、条文の読み上げを省略し、概要を説明させていただきます。

大多喜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の一部を改正する条例。

大多喜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 基準該当介護予防支援に関する基準(第34条・第35条)」を「第5章 基準該当介護予防支援に関する基準(第34条・第35条)」と「第6章 雑則(第36条)」に改めます。

下から4行目、第4条では、「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、当該事業所には1人以上の介護支援専門員を置かなければならないと規定しています。

次に、50ページをお願いいたします。

3行目、第5条第1項では「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、常勤の管理者を置くことと規定されます。

第2項では、前項に規定する「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、さらに2項を追加し、第3項では、第1項で規定している管理者は主任介護支援専門員であることと、あとやむを得ない場合の例外を規定しています。

第4項では、第3項の管理者は、その職務に専ら従事する者であることと、例外的な運用について規定するものであります。

次に第6条では、サービス利用者へのサービス内容の説明を明確にするため、「利用申込者」と「利用者」を使い分ける改正のほか、下から7行目以降、「磁気ディスク、シー・ディー・ロム」、いわゆるフロッピーディスク等記録媒体を指定する規制の見直しを行い、特定の記録媒体以外の幅広い媒体の使用を可能とするものであります。

次に、50ページ一番下、第12条です。

2項を加え、51ページに移ります。1行目、第2項では、事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行った場合の交通費について規定しています。

第3項では、第2項のサービスの提供に当たり、あらかじめ説明及び同意を得ることを規定しています。

次に、中段、23条です。

事業者は、事業所の見えやすい場所に運営規程等の重要事項を掲示することとなっておりますが、書面以外での掲示方法を可能とする改正であります。

第30条第2項第2号の次に1号を加え、第32条第2号の次に2号を加えることで、身体的拘束等の適正化の推進を図るものであります。

次に、52ページをお願いします。

6行目、第32条第17号では、介護支援専門員は少なくとも3か月に1回、利用者の居宅を訪問するとなっておりますが、訪問だけでなくテレビ電話等を活用することが可能とするものであります。

下から2行目、第32条に1号を加え第31号として、指定介護予防支援事業者は町長から情報の提供を求められた場合の開示について規定しています。

次に、53ページをお願いいたします。

7行目、第36条では、令和5年12月26日公布、デジタル社会の形成を図るための規制改正を推進するための厚生労働省関係省令の一部改正に対応するための改正であり、内容としては、指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存、その他これに類するもののうち、書面で行うことが規定されている、または想定されるものについては、書面に代えて電磁的記録により行うことができることを規定するものでございます。

次に、附則でございませう。この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第23条第2項の次に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行するものでございませう。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） すみませう、もしかすると解釈が違っているかもしれないんですが、お伺いしたいと思ひます。

51ページ、上段の2項、3項の辺りなんですが、指定居宅介護支援事業者さんが、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して支援をする場合には、それに要した交通費の支払いを利用者から受けるということが書いてあるんですが、この実施地域以外という範囲の解釈というのはどういうふうに解釈するのかということと、本町でも、町内、町外の事業者さんでお世話になっている部分もあるのではないかと思ひますが、その辺で交通費を利用者さんが負担するケースというのが出てくるのか、考えられるのか。その辺は、町はどのような状況にあるのかお伺いできればと思ひます。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） この契約以外の場所にたまたま出向いたものと解釈しております。当初の契約した場所以外でのということになるかと考えます。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） そうしますと、町外事業者さんを利用したとしても、ちゃんと契約ができている場合には、改めて交通費を負担するということはしなくてもいいという、そのよ

うに捉えさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） そのとおりだと考えます。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） この事業は、許認可は国、県、町とありますけれども、どこが許認可して、ふだんの指導はどこが、町がやるんですか。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 指定介護支援、ケアマネ事業所、ちょっとすみません、簡単に言ってしまうんですが、ケアマネ事業所については町が指定権者となります。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第7、議案第20号 大多喜町水道事業設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長（小高一哉君） 議案第20号についてご説明いたします。

議案つづり55ページをお開きください。

本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

大多喜町水道事業設置条例は、地方公営企業法及び地方公営企業法施行令の規定に基づき必要な事項を定めております。

今回の改正は、条文中に用いている地方公営企業法第34条において準用する地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月8日に公布され、令和6年4月1日から施行されます。

これによりまして条文の異動が生じたので、引用条項の規定を改正するものです。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町水道事業設置条例の一部を改正する条例。

大多喜町水道事業設置条例の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上で議案第20号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。

なお、11時5分から再開します。

（午前10時54分）

---

○議長（渡邊泰宣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時05分）

---

### ◎答弁の訂正

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長から、先ほどの議案第19号に係る答弁に訂正したい旨申出がありました。それを許可したので、ご了承願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 大変申し訳ありません。先ほど吉野僖一議員のご質問で、ケアマネ事業所の箇所数、何か所かというところで2か所とお答えしたんですけれども、私勘違いしておりまして3か所ございます。失礼いたしました。

○議長（渡邊泰宣君） よろしいですか。オーケーですか。

（「大丈夫です。すみません。ありがとうございます」の声あり）

---

### ◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第8、議案第21号 大多喜町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長（小高一哉君） 議案第21号についてご説明させていただきます。

議案つづり57ページをお開きください。

本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

生活衛生等関係条例の機能強化を図るため、食品衛生法による食品衛生基準に関する権限が厚生労働大臣から内閣総理大臣へ、水道法等による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管される関係法律の整備に関する法律が令和5年5月26日に公布されまし

た。このことにより水道法の一部が改正され、令和6年4月1日に施行されることに伴い、条文の一部を改正するものです。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町水道事業給水条例の一部を改正する条例。

大多喜町水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

第5条及び第34条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上で議案第21号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第9、議案第22号 鐘楼等管理基金設置条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（麻生克美君） それでは、議案第22号の説明をさせていただきます。

議案つづりの59ページをお開きください。

本文の説明の前に、提案理由の説明をさせていただきます。

本基金は、二の丸公園内に建設された鐘楼等の管理に要する経費に充てるために、鐘楼建設基金の残額を引き継いで設置され、昭和61年3月から資金の管理運営が図られてきたところでございます。

この二の丸公園内に設置されている鐘楼堂は、移設、建築から約38年の月日が経過しており、屋根、釣鐘、天井等が老朽化や自然災害等により著しく破損していることから、本年度施設改修工事に係る予算を頂き、移設、建築以来初めての大規模な改修等を実施したところでございます。

これにより、本工事に係る財源として一般財源のほか本基金の全額を充当し、処分することから、令和6年4月1日をもって廃止しようとするものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。

鐘楼等管理基金設置条例を廃止する条例を次のように制定する。

鐘楼等管理基金設置条例を廃止する条例。

鐘楼等管理基金設置条例は、廃止する。

附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡邊泰宣君) 挙手全員です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡邊泰宣君) 日程第10、議案第23号 令和5年度大多喜町一般会計補正予算(第10号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長(君塚恭夫君) それでは、議案第23号の説明をさせていただきます。

議案つづり61ページをお開きください。

令和5年度大多喜町一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,195万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億3,879万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該……

○議長(渡邊泰宣君) 財政課長、着座にて説明してください。

○財政課長(君塚恭夫君) 議長のお許しをいただきましたので、着座にて説明を続けさせていただきます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

継続費の補正。

第2条、継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

繰越明許費の補正。

第3条、繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

地方債の補正。

第4条、地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

それでは、第2表、継続費補正から順に説明をさせていただきます。

65ページをお願いします。

第2表、継続費補正。

変更。継続費の変更で、継続事業が完了し、事業費が確定したことによる変更でございます。

款6商工費、項1商工費、事業名、面白峡遊歩道整備事業、総額1億5,810万円、令和5年度年割額4,800万円を総額1億2,783万円、令和5年度年割額1,773万円に3,027万円減額するものでございます。

第3表、繰越明許費補正。

追加。繰越明許費の追加で、表内の事業を翌年度に繰り越して実施をしようとするものです。

款2総務費、項1総務管理費、事業名、多目的庁舎建設事業2,910万6,000円は、多目的庁舎の設計業務で、整備方針の策定や有識者及び町民等の意見集約などに時間を要したため翌年度に繰り越すものでございます。

同じく款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、事業名、戸籍事務費220万円は、戸籍法の改正による仮名氏名記載の追加の改修事業でございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、事業名、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業33万6,000円は、3月のワクチン接種費用の精算が翌年度になるため繰り越すものでございます。

款5農林水産業費、項2林業費、事業名、林地崩壊防止事業820万6,000円は、令和5年9月8日の台風13号に伴う豪雨により発生した山林の土砂崩れに対し、さらなる崩壊を防止しようとするもので、激甚災害の指定等、国の補助を受け実施するものでございます。

款7土木費、項1土木管理費、事業名、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業3,720万円は、林地崩壊防止事業と同じく台風13号に伴う豪雨により発生した崖崩れに対し、さらなる崩壊を防止しようとするものでございます。

同じく款7土木費、項2道路橋梁費、事業名、町道維持管理事業312万円は、町道旧千葉勝浦線、町道松尾宇筒原線の用地の測量と取得で、年度内の完了が困難なため翌年度に繰り越すものでございます。

款項同じく、事業名、町道改良事業7,805万9,000円は、町道会所弓木線、田丁下屋敷線など町道6路線の改良事業で、年度内の完了が困難なため翌年度に繰り越すものでございます。

次も款項同じく、事業名、橋梁長寿命化事業4,557万3,000円は、町道折倉線折倉橋の改修工事で、年度内の完了が困難なために翌年度に繰り越すものでございます。

款8消防費、項1消防費、事業名、防災無線維持管理費966万2,000円は、県の防災行政無

線設備再整備の負担金で、必要な資材の確保が困難になったことなどから翌年度に繰り越すものでございます。

款9教育費、項4社会教育費、事業名、公民館管理運営事業522万5,000円は、公民館事務棟の空調設備の設計業務で、運用経費等を考慮し整備方針などを見直したことにより、年度内の完了が困難なため翌年度に繰り越すものでございます。

款9教育費、項5保健体育費、事業名、海洋センター管理運営事業703万2,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種会場の空調設備の移設工事で、6台の空調のうち2台を2階の柔剣道場に移設するものでございます。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、事業名、農地災害復旧事業318万8,000円は、農地の災害復旧事業で、年度内の完了が困難なため翌年度に繰り越すものでございます。

款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費1,300万円は、町道黒原佐野線、町道大戸立脇線の土砂等の撤去で、年度内の完了が困難になったため翌年度に繰り越すものでございます。

次のページをお願いします。

第4表、地方債補正。

1、追加。これは地方債補正として起債を追加するもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

起債の目的、上段の一般公共事業債、限度額60万円は、林地崩壊防止事業に充当するもので、その次の一般公共事業債、限度額750万円は、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業に充当するものでございます。

2、変更。表内の起債の限度額を変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

消防施設整備事業債、限度額3,330万円を2,750万円に580万円減額するもので、消防車両購入の実績による減でございます。

義務教育施設整備事業債、限度額3,640万円を3,140万円に500万円減額するもので、これは西小学校屋外運動場改修工事の実績による減でございます。

公共土木施設災害復旧事業債、限度額3億1,710万円を3億650万に1,060万円減額するもので、町道及び河川の災害復旧事業費の減額によるものでございます。

次の農林水産施設災害復旧事業債は、限度額1,440万円を3,330万円に1,890万円増額するもので、災害査定完了などにより補助災害、単独災害等の復旧事業の決定による増額でござ

ございます。補助災害分で1,140万円、小災害分で50万円、単独災害分で700万円でございます。

次の鉄道軌道施設災害復旧事業債は、限度額2,100万円を2,090万円に10万円減額するもので、国庫補助事業が決定したことにより、補助分を1,250万円減額し、単独分を1,240万円増額するものでございます。

それでは次に、事項別明細書により補正予算の説明をさせていただきます。

70、71ページをお願いします。

## 2、歳入。

款1町税は、実績見込み等による増減で、項1町民税は、個人・法人ともに400万円の増。項2固定資産税は、現年分1,197万円の増、滞納分250万円の減、計947万円の増、項3軽自動車税は、環境性能割29万円の減、種別割142万4,000円の増、計113万4,000円の増、項4たばこ税は、100万円の減でございます。

款7地方消費税交付金は、実績見込みにより1,000万円の減、款10地方特例交付金は、実績により49万6,000円の減、款11地方交付税2億2,591万1,000円の増額補正は、普通交付税の実績と特別交付税の実績見込みによる増でございます。

款13分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金85万5,000円の減額補正は、実績による特別養護老人ホーム施設入所者負担金の減でございます。

目2衛生費負担金36万6,000円の増額補正は、斎場無相苑の実績によるいすみ市負担金の増でございます。

目5災害復旧事業費負担金505万3,000円の減額補正は、農地及び農業施設災害復旧事業の実績等による負担金の減でございます。

目6農林水産業費負担金82万1,000円の増額補正は、林地崩壊防止事業の受益者負担金でございます。

次のページをお願いします。

目7土木費負担金372万円の増額補正は、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の受益者負担金でございます。

款14使用料及び手数料、項1使用料、目6教育使用料50万円の減額補正は、スポーツ施設の実績見込みによる減額でございます。

項2手数料、目1総務手数料10万円の減額補正は、実績見込みによる町税督促手数料の減でございます。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金65万7,000円の減額補正は、交

付決定による国民健康保険基盤安定負担金の減と、実績による産前産後保険税負担金の増でございます。

目3 公共土木施設災害復旧費国庫負担金3,046万9,000円の減額補正は、町道及び河川災害の補助災害復旧事業費の減額によるものでございます。

項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金220万円の増額補正は、法改正による戸籍システム改修に対する補助金でございます。

目2 民生費国庫補助金120万2,000円の減額補正は、実績等による各事業補助金の増減でございます。

目3 衛生費国庫補助金566万5,000円の減額補正は、実績による合併浄化槽整備の補助金の増と新型コロナウイルスワクチン接種補助金の減でございます。

目5 教育費国庫補助金61万7,000円の増額補正は、実績による各事業補助金の増減でございます。

次のページをお願いします。

款16 県支出金、項1 県負担金、目2 民生費県負担金369万4,000円の減額補正と目3 衛生費県負担金74万円の減額補正は、各事業の実績見込み及び交付決定等による増減でございます。

項2 県補助金、目1 総務費県補助金30万円の減額補正、次の目2 民生費県補助金16万7,000円の増額補正、目3 衛生費県補助金143万円の減額補正は、各事業の実績及び実績見込みによる増減でございます。

目4 農林水産業費県補助金120万円の減額補正は、実績による鳥獣被害防止総合対策交付金の減と、繰越明許費補正で説明させていただいた林地崩壊防止事業補助金でございます。

目6 土木費県補助金2,511万円の増額補正も繰越明許費補正で説明させていただいた災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金でございます。

目9 農林水産施設災害復旧費補助金6,799万8,000円の減額補正は、補助災害査定の結果及び復旧事業費の減などによるものでございます。

項3 県委託金、目1 総務費委託金42万2,000円の減額補正は、実績による減でございます。

款17 財産収入、項1 財産運用収入、目1 財産貸付収入239万1,000円の減額補正は、実績見込みによるものでございます。

次のページをお願いします。

款18 寄附金、項1 寄附金、目1 指定寄附金1,600万円の増額補正は、実績見込みによるふるさと納税の増でございます。

款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金2億6,536万4,000円の減額補正は、当初予算において計上しましたが、不足が生じなかったため減額するものでございます。

目2ふるさと基金繰入金3,181万4,000円の減額補正は、ふるさと納税の増に対する繰入れの増687万円と、面白峡遊歩道整備事業の実績により3,868万4,000円の減でございます。

目7環境基金繰入金63万円の減額補正は、事業実績によるものでございます。

項2特別会計繰入金、目2後期高齢者医療特別会計繰入金9万9,000円の増額補正は、実績による後期高齢者医療特別会計からの繰入れの増でございます。

項3特別養護老人ホーム事業会計清算繰入金、目1特別養護老人ホーム事業会計清算繰入金1,435万円の増額補正は、実績による清算金の増でございます。

款21諸収入、項5雑入、目2雑入343万9,000円の減額補正は、説明欄記載のとおり、それぞれの実績などによるものでございます。

款22町債、項1町債550万円の増額補正は、第4表、地方債補正の説明と重複しますので説明を割愛させていただきます。

次に、歳出予算の説明をさせていただきます。

次のページをお願いします。

歳出予算説明については、実績見込みなどによる補正など、一部説明を割愛させていただきますので、あらかじめご了承くださいるようお願いいたします。

### 3、歳出。

款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費4,034万7,000円の増額補正は、公有財産管理事業の工事請負費は実績見込みによる旧老川小学校入り口のり面の修繕工事の減と、同じく旧老川小学校の教室棟の防水工事の増でございます。この防水工事については、公有財産管理事業で設定済の繰越明許費内で実施するものでございます。庁舎管理費の光熱水費は実績見込みによる電気料の減、庁舎管理基金積立事業は庁舎管理基金への積立て、減債基金積立事業は今年度の普通交付税で追加交付された後年度の臨時財政対策債の償還分を積み立てるものでございます。

目6企画費2,162万8,000円の増額補正は、定住化対策事業は実績見込みによる減。地域おこし協力隊事業は隊員の減によるもの。ふるさと納税事業、ふるさと基金積立事業は、ふるさと納税の増に伴う返礼品などと積立金の増、地域通貨事業は、地域通貨使用による店舗等への協力金の不足分の増、いすみ鉄道対策事業と千葉県誕生150周年・姉妹都市提携45周年記念事業は実績による減でございます。

目7 電子計算費90万円の減額補正は、パソコンシステム更新の実績による減でございます。  
次のページをお願いします。

目8 諸費173万4,000円の増額補正は、令和4年度子ども・子育て支援交付金の精算による  
国庫支出金の返還でございます。

項2 徴税費、目2 賦課徴収費212万3,000円の減額補正は、実績による航空写真データ作成  
委託料等の減でございます。

項3 戸籍住民基本台帳費、目1 戸籍住民基本台帳費177万8,000円の増額補正は、法改正に  
よる仮名氏名記載のシステム改修費の増と、実績による地域人権啓発活動活性化事業の減で  
ございます。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費244万円の減額補正は、実績見込み  
による障害者福祉事業の増と国民健康保険特別会計繰出金の減でございます。

目3 老人福祉費1,364万7,000円の減額補正は、令和5年6月に閉鎖となった大多喜町特別  
養護老人ホーム関連事業の実績による減でございます。

次のページをお願いします。

目5 介護保険事業費と次の目6 後期高齢者医療費の減額補正は、実績によるそれぞれの特  
別会計繰出金の減でございます。

項2 児童福祉費、目4 児童福祉施設費75万6,000円の増額補正は、みつば保育園の網戸の  
修繕と保育園児の給食用食器の購入でございます。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費190万円の減額補正は、実績による養  
育医療給付費の減でございます。

目2 予防費1,045万7,000円の減額補正は、がん検診事業、予防接種事業、健康増進事業及  
び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実績見込みなどによる減でございます。

目3 環境衛生費204万円の減額補正は、住宅用の太陽光発電や蓄電器等の補助及び合併処  
理浄化槽設置補助の実績による減でございます。

次のページをお願いします。

目4 母子保健事業費250万円の減額補正は、実績による健康診査委託料及び出産子育て応  
援交付金の減でございます。

目5 火葬場費は、いすみ市の負担金の増による財源内訳の変更でございます。

項2 清掃費、目2 塵芥処理費295万7,000円の増額補正は、環境センターに集積したアルミ  
缶などのプレス機の修繕と、いすみクリーンセンター負担金の実績による増でございます。

款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費799万2,000円の減額補正は、実績による減でございます。

項2林業費、目1林業総務費872万4,000円の減額補正は、有害鳥獣駆除対策事業の実績による減でございます。

目2林業振興費820万6,000円の増額補正は、林地崩壊防止工事でございます。

次のページをお願いします。

款6商工費、項1商工費、目3観光費3,027万円の減額補正は、事業の完了による面白峡遊歩道整備工事の減でございます。

款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費3,474万3,000円の増額補正は、実績による道路台帳更新業務委託料の減と、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の増でございます。

目2登記費と目3国土調査費は、各事業の実績による減でございます。

項2道路橋梁費、目1道路維持費と目2道路新設改良費、目4橋梁維持費の減額補正は、各事業の実績による減でございます。

項4住宅費、目1住宅管理費175万5,000円の減額補正は、台風13号に伴う豪雨により被災した住宅に対する支援の実績による減でございます。

款8消防費、項1消防費、目2非常備消防費105万円の減額補正は、消防団員の健康診査委託料の実績による減でございます。

次のページをお願いします。

目3消防施設費477万1,000円の減額補正は、消防団第3分団第1部の消防機庫の屋根等の修繕補助金の増と、消防団第5分団第3部の消防車の更新実績による減でございます。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費395万円の減額補正は、新型コロナウイルス感染症の抗原検査キット購入費と、修学旅行等のキャンセルに係る保護者負担補助の減でございます。

項2小学校費、目1学校管理費576万8,000円の減額補正は、実績による送迎バス委託料の減と、消防用設備の購入及び実績による大多喜小学校の駐車場整備と西小学校の屋外運動場整備工事の減でございます。

目2教育振興費は、実績により国庫支出金が減額になったことによる財源内訳の変更でございます。

項3中学校費、目1学校管理費70万円の減額補正は、実績による送迎バス委託料の減でございます。

目2 教育振興費199万4,000円の減額補正は、実績による遠距離通学補助の減でございます。  
項4 社会教育費、目1 社会教育総務費35万6,000円の減額補正は、実績によるバス借上料補助の減でございます。

目2 公民館費67万6,000円の減額補正は、実績による委託料の減でございます。

次のページをお願いします。

項5 保健体育費、目1 保健体育総務費31万2,000円の減額補正は、実績によるバス借上料補助の減でございます。

目2 体育施設費400万4,000円の増額補正は、実績による減と、空調設置工事は繰越明許費補正でも説明させていただいた新型コロナウイルスワクチン接種会場の空調設備の移設工事で、6台の空調のうち2台を2階の柔剣道場に移設するものでございます。

款10災害復旧費、項1 農林水産施設災害復旧費と項2 公共土木施設災害復旧費の減額補正は、今年度実施の災害復旧事業の実績による減でございます。

以上で、議案第23号 令和5年度大多喜町一般会計補正予算（第10号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 79ページのいすみ鉄道対策事業、補助金、交付金387万の減。この補助金はいすみ鉄道を活性化して、それと同時に大多喜町を元気にしようという目的でいすみ鉄道に補助金を出しているものじゃないかと思います。

こういった目的のものが、実績によって387万減となるというのはどうなんですか。何かやることは山ほどあるんじゃないかと思います、いすみ鉄道を活性化するためにはですね。それをやらないというのは、何かいろんなことを考えて、やるべきことは山ほどあると思うんですけども、何でここでお金を返さなくちゃいけないのか。何かもっとやるべきことがたくさんあるでしょう。いすみ鉄道を活性化して、一つの事業が予定していてもできなかったら、別の新しいものをやるとかですね。こういったものを減額するというのはちょっと何か、おかしいんじゃないか。道路を造るなら、道路ができなくなっちゃったから減額するとか、そういったものなら分かるけれども、こういったものは減額しないで、もっと活性化のために有効的に使ったらいいんじゃないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） ご質問にありましていすみ鉄道経営支援補助金ですが、これについては、前年度の経常損失に対して出している補助金ですので、令和5年度の支出した補助金というのは、令和4年度に出た経常損失に対して実績が確定したので、当初予算取っていたものに不用額が生じたので減額補正するということです。

○議長（渡邊泰宣君） 根本年生君。

○5番（根本年生君） 分かりました。内容は分かるんですけども、当初予算を取ったって、これ387万余計に予算を取っちゃったということですかね。それで確定したから減らすと。

このお金を使っていすみ鉄道の活性化とか、目的が違うからこれはできないんですか。そうすると、何かいろいろないすみ鉄道のために、そういったことは予算上できないんですね。いすみ鉄道のために取ってあった予算を使わないというのは、すみません、よく分からない。

○議長（渡邊泰宣君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） この補助金ですが、これはあくまでもいすみ鉄道の経営支援補助金として、5年度の当初予算のときに見込みで赤字となる額を予算計上したものでございます。その後、4年度の決算が出て、実績が確定したので減額するものでございますので、根本議員おっしゃるような、支援事業がどうかという補助金とは質の違うものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 81ページ、特別養護老人ホーム関係なんですけど、せんだってもリース料の精算なんかが出てまいりました。今年度で全ての精算が終わるといふふうに考えさせていただいてよろしいのかどうか、それをお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 財政課、木島主幹。

○財政課主幹（木島丈佳君） 今、山田議員さんがおっしゃられたとおり、今年度で全て精算が終わるといふことでございます。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 分かりました。ありがとうございました。お世話になりました。

続いてでございますが、75ページ、財産収入で町有財産貸付収入が減っておりますが、この内容についてお伺いできればと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） この財産貸付収入の減でございますが、こちらについては旧総元小学校の貸付収入、こちらが貸付けをしてある対象の事業者のほうで、その施設を十分に利用して活用することにちょっと支障が出るようなことがありまして、その貸付金を減額したものです。

それと、現在工事進んでいる旧みやこ跡地、新しい夷隅合同庁舎を建設しているところの貸付料について、当初予算では若干見込みで大きく、大きくというか、計上してあったものが、その後協議した中で貸付額が決定したことによる減などが含まれているものでございます。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 3回目になりますので、すみません。総元小学校さんに支障があったということで、その減額をするということは、これは例えば議会に説明とかは要らないというものになるのかどうかという部分と、あと合同庁舎のほうの貸付金が決まったということでございますが、これは幾らに決まったのか、この辺をお伺いできればと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） まず、合同庁舎のほうの貸付金ですが、今現在建設してある町有地のところについて、ちょっと細かい金額はあれなんですけれども、年額で110万円ぐらいというふうになっていると思います。

総元小学校のほうの貸付事業者のほうが活動に支障があるというのが、体育館は町のスポーツ施設なんですけれども、そこの使用も含めて、校庭とか様々な事業を予定していたところではあるんですけれども、そこの事業は、当初予定していたとおりにできないというようなところもございましたので、今年度、5年度、減額したというところでございます。

なお、こちらに関して、今回補正予算のほうでの説明というか、予算の減額ということで、特にそれについて議会のほうでの承認というのは義務づけられているものではないというものでございます。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに。

10番森久君。

○10番（森 久君） 先ほどの根本議員の質問に関連するんですけれども、79ページ、いすみ鉄道対策事業ですけれども、このような形で減額ということは分かりました。

ただ他方で、新聞では、全くの民間人が1,000万円のクラウドファンディングで国吉駅の

大変貴重な、日本で1両しかもう残っていない、その車両の修理というんでしょうか、修繕というんでしょうか、そういったことで1,000万円のクラウドファンディングを募っているというようなことを聞きます。とすると、いすみ鉄道の立場からしますと、自分たちが自らそういったことをやるべきであって、もしここで、そういうような形で要らないという、補助金が要らないという状態になったら、そういうことだったらぜひ我々にそのうちの1,000万円を回してもらえないだろうか、それによって国吉駅のあの車両をよくして、そして観光価値を高めていく、そんなことをしたいんだ、そういうようないすみ鉄道の経営者からの申出とか、そういったものはなかったんでしょうか。

私はこういう問題について、常にいすみ鉄道の経営者の資質について疑問を持っております。以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） いすみ鉄道につきましては、支援としまして、経営に対しての支援、それから基盤、株に対しての支援、それから利用促進というような形の支援と、様々な町のほうで支援しているところです。

その中で、今回のこの補助金の減額というのは、あくまで経営に対して予算を取っていたものに不用額が出たというところで減額補正させていただいたところで、また国吉駅のお話であったりとか、いろんな利用促進に係るものにつきましては、また別枠で予算措置して、できるだけ鉄道のほうで柔軟に使えるような、そんな補助金もご用意しているところです。で、今回の補正については、そういったことでの減額になります。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） 同じく79ページのいすみ鉄道の件でちょっと質問します。

せんだって27日に、車がなくて、何十年ぶりに申し訳ないけれども、いすみ鉄道を利用させていただきました。列車の一番前に乗ってずっと見ていたんですけども、線路とかそういうところはきれいに整備されておったんですけども、線路の両脇の側溝がやっぱり草があったと。やはり水はけが悪くなっていて、災害があってもおかしくないなど。

一番気になったのが、久我原駅の、こっちから下りだと久我原駅手前の50メートルぐらいかな、山側のほうが……

○議長（渡邊泰宣君） 吉野君、これ予算書に関してのあれだね。この議案に対してのあれと

ちょっと外れているんじゃないかという気がするんだけど。

○6番（吉野信一君） ついでで申し訳ないんだけど、そこ池みたいに水がたまっていたんですよね。それをちょっと危ないと思って、いすみ鉄道は連絡したんですけれども、ちょっとついでで、久しぶり乗ったので、今後のそういう災害が起きちゃいけないと思うので、ちょっとあれにずれているかもしれないけれども、ちょっといすみ鉄道のこと出ましたので。

○議長（渡邊泰宣君） ちょっとこれは議案から外れますよね。

ほかに質疑ありませんか。

1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） 二、三質問させていただきます。

まず、65ページの繰越明許費補正のところ、追加という形になっていますけれども、もし分かったらでいいんですけれども、いろいろと災害関連や何かがあって予算計上して繰越しというのは、今回の場合は仕方ないと思うんですけれども、もし分かったら累計どのくらいになっているかを知りたいんですけれども。

○議長（渡邊泰宣君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 失礼いたしました。今回、繰越明許費を設定した分の合計が2億4,190万7,000円。そして昨年の6月からだったかな、繰越明許費、5年度の累計で8億5,868万3,000円の繰越明許費の設定でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） ありがとうございます。

もう一点、歳入のところ、建設関連だと思うんですけれども、条例改正と全部含んでのことだと思うんですが、73ページ、一番上ですね、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業負担金ということで、歳入で計上されています、372万。結構これ受益者負担としては金額が大きいと思うんですけれども、これの実際に入る時期、タイミングというのは、いつ頃を想定しているのか。事業費全体も大きいし、ちょっと心配するのは、受益者にどこまで話が進んでいて、受益者の内諾とか、金額大きいので、その辺を工事、これから進めていってやりました。最後にいって精算するときに払えないよとかという話になっちゃったときには困るんじゃないかなと思う。どういう感じの流れ方をしていくのか、この372万の上がり。それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 建設課長。

○建設課長（市原芳則君） 今回の受益者負担ということで、先日、分担金徴収条例制定につ

いて提案させていただきまして、受益者負担が10分の1ということで定めております。

この金額の根拠といたしましては、事業費が確定した後に算定するというふうにしております。今お話のあった受益者の方への内諾という部分でございますけれども、今回の該当箇所につきましてもそうなんです、事前に現場の状況等を確認いただきまして、県のほうにも相談させていただいているんですが、事業費のほうの概算を出していただき、今回予算取らせていただいているんですが、その中で、大まか、10分の1ということで、受益者の方にはお話ししてございます。

また今回、設計とか、測量とか、地質調査等を実施するようになると思うんですが、その後、設計額が決まった段階でまた受益者の方にはご相談させていただいて、受益者負担のほうについては事前に了解いただいた上で事業を実施するというふうに進める予定でおります。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに。

1 番渡辺善男君。

○1 番（渡辺善男君） 分かりました。

ただ、あくまでも事業費が大きいので、最終的には確定してみないと、4項目ですか、設計から、調査から、結構なお金がかかりますけれども、ぜひその説明に行ったときに、口頭だけでなく、内諾というか、そういったものの何かしらの書面を取り交わしておいたほうがいいんじゃないのかなと私は思います。

○議長（渡邊泰宣君） これ質問ではないかな。大丈夫ですか。

ほかに質疑ありませんか。

8 番渡辺八寿雄君。

○8 番（渡辺八寿雄君） 12時が迫ってまいりまして、大変申し訳ありませんが、2点ほどお願いしたいと思います。

85ページです。林地崩壊防止事業820万6,000円。そして、87ページは災害関連地域防災がけ崩れ対策事業3,720万円と計上されております。いずれにしても、令和6年度に予算を繰り越すということではありますが、いずれの事業対象となる工事場所と概略の工事内容についてお伺いできればと思います。

そして、この事業を繰り越すことによりまして、昨日新規の分担金条例が制定されました。また本日、分担金条例の一部改正がなされましたけれども、この適用は繰り越すことによって適用されるのかどうか、この点併せてお伺いしたいと思います。

午後からで結構です。

○議長（渡邊泰宣君） 大丈夫ですか。

建設課長。

○建設課長（市原芳則君） 建設課のほうでございますけれども、場所は粟又地先になります。

旅館の裏山というか、裏側が崖になっておりまして、そこが崩れたことによりまして、そこを復旧しようというものでございます。

やるものとしては、のり枠吹きつけを予定しておりまして、そちらで来年度事業を完了させて、分担金を徴収しようということで考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 林地崩壊防止工事のほうですが、こちらにつきましては西畑地区の庄司になります。こちらにつきましては、やはりのり枠工法を取らせていただく。そのような形です。よろしいでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 8番渡辺八寿雄君。

○8番（渡辺八寿雄君） ありがとうございます。

そうしますと、歳入のほうで分担金として条例改正にあった率で歳入組であるんですけども、これは繰り越すことによってその負担金が発生するのでしょうか。それとも、令和5年度中に負担金が発生するとするならば、昨日、そして本日条例改正をした内容との整合性についていかがかお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 建設課長。

○建設課長（市原芳則君） 来年度事業のほうを実施させていただきますので、来年度に繰り越した後、同じく歳入のほうも来年度徴収することで考えております。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） すみません。87ページの面白峡の歩道整備事業が3,000万円ほど減額になっています。これは遊歩道、千葉県が造ったところと大多喜町で造ったところとあります。それで、千葉県のほうのホームページを見て、いろいろ見たんですけども、千葉県のほうは、これからいろんな多額のお金を使って、壊れたところとか、あとその中に書いてあったんですけども、あそこは自然公園になっているので、自然公園にふさわしい遊歩道を造るんだというような文章が書かれていました。

今回3,000万の減額は、あくまでも壊れたところの修理が全て終わったということで3,000

万円の減額になったということですね。3,000万円の減額ってかなり大きな減額だと思うんですけども、当初3,000万円の工事を予定していたのに、多額の工事を予定していたのに、何でここで3,000万も減るのか。当初予定していた工事ができなかったんじゃないのかというように危惧されるんですけども、当初予定していたものは全て終わって、結果として3,000万円減額になったと。工事費が安くなったという考え方でいいんですか。

○議長（渡邊泰宣君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 面白峡遊歩道の整備工事ということでの不用額ということで、今回補正の計上をさせてもらいましたので、あくまでも整備工事でございます。予算総額が1億5,810万でございました。工事費の分、そのうちの工事費についてが1億4,137万、工事の実績として1億1,110万で、不用額が3,027万が出たということで、減額しております。以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに。

（「質問に全部答えていただけていないんですけども、予定していた工事が全て終わったという考えでいいのか」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） それで不用が出たということなんだよね。

はい。

○商工観光課長（渡邊陽二君） そのとおりでございます。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

（「あります」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） ここでしばらく休憩します。

この間に昼食をお願いして、午後1時から会議を再開します。

（午後 零時03分）

---

○議長（渡邊泰宣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

---

○議長（渡邊泰宣君） 議案第23号 令和5年度大多喜町一般会計補正予算についての質疑を続けます。

ほかに質疑ありましたら、1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） 午前中は着座のまま質問してしまいまして、大変失礼をいたしました。

もう一問させていただきます。

70、71ページ、歳入の中で地方交付税で2億2,591万1,000円の補正が計上されております。私思うに、この2億2,000万の地方交付税というのは、もう少し早い時点で予見できていたら、もう少し違った予算編成もできたかなというふうに思っております。ただ、地方交付税そのものの仕組みがちょっとはつきり私のほうも承知しておりませんので、その辺のところを説明いただけたらと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） ただいまの渡辺議員の質問に財政課からお答えさせていただきます。

普通交付税の算定、また予算の計上についての考え方なんですけれども、まず当初予算で計上するときには、前年度の実績であったり、財政情報とか翌年度の交付税算定の基になる単位費用や算定数値、多くが国勢調査の人口の数などによります。それによって見積もるわけなんですけれども、それについては過大に見積もることのないようにという国・県などの指導を受けた中で、確実に歳入が見込める額で計上しているところであります。

ただ、それに合わせて、例年ですと国のほうの交付税の財源が不足する分が臨時財政対策債という形で来るんですが、令和5年度については臨時財政対策債の額が大きく動く、減るというような状況もございましたので、減ればその分交付税が多くなる。ただ未確定な部分があったので、9月の補正予算のときに臨時財政対策債を3,000万近く減額させてもらって、その分交付税が増えていた。また、国のほうで税収が、地方交付税の原資となる所得税など、法人税とかそういったものが多くなったことで追加の交付、物価高騰対策なども含めて追加交付された分、そちらが4,000万ちょっとあった。あと当初で見込み違いというか、見込んだよりも多く入ってきた分が1億数千万あった。そういったものを積み上げた結果、普通交付税で実績との差額として1億2,000万ほど増額をさせていただきました。

また、特別交付税につきましては、交付税全体のうちの4パーセントが特別交付税として、その地域というか市町村の状況に合わせて交付されるというものになってございます。

その中で、ルール分として交付されるもの、例えば地域おこし協力隊に係る費用などについては、全額特別交付税で見てくれる。そういったものは当初から見込んであるんですが、それ以外の特殊財政需要額というような形で算定するんですが、大多喜町ですと広域というか病院関係であったり、ごみ処理であったり、よそというか広域で処理している分など、そういったものに対する負担などは特別交付税で措置されるんですが、この特別交付税という

のが大きな災害などが起きたときには大きく動くものでございまして、今年度特別交付税、今回の補正で1億強増額してあるんですが、この中にはそういった当初見込めなかったものが増えた分、それと9月の豪雨による激甚災害の指定を受けたことによる災害対策というので増額になった部分があって、そちらについて、今回3月にはなったんですけれども、補正のほうをさせていただきました。

予算編成の財源としての考え方としては、5年度は4年度からの繰越金が、コロナの関係があったりとか、様々な事業で繰越しというか、歳入歳出実質収支というか、繰越金がかなり多かったということもあったので、その繰越金を使って災害対策とか様々な補正事業の財源として使ってきましたので、普通交付税については、今回この時期まで特に増減をそれほどしなくても対応ができたというような状況になっております。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

9番山口定夫君。

○9番（山口定夫君） 91ページ、災害復旧で農林と土木災害、総額で約9,000万円の残があるということなんですけれども、これは数十件とか数百件とかいう工事、入札に伴う入札差額ということでいいかどうか伺えればと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 農林関係のここの90、91ページに出ているものについて減額させていただいておりますが、5年度執行見込額が確定したため、執行残額を減額させていただきました。本年度執行したもの以外のものについても予算はあったんですけれども、一度減額をさせていただいて、6年度で再度取らせていただきたいと思います。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに。

建設課長。

○建設課長（市原芳則君） 建設課のほうの災害復旧事業でございましてけれども、事業費の減額の内容といたしましては、今回委託料のほうの減額ということで計上してございます。災害復旧に伴う事前の地質調査であるとか、測量設計また土砂撤去について道路のほうと河川のほうと両方とも既に執行が、今年度予算計上しておったものが完了しましたので、その内容について実績値で減額しているものでございます。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに。

9番山口定夫君。

○9番（山口定夫君） 入札差額じゃなくて、執行残ということでいいということですね。

(「はい」の声あり)

○9番(山口定夫君) あと、75ページで、農林水産施設災害復旧費補助金ということで6,799万8,000円の残というか三角なんですけれども、これは復旧事業費の減によるものということで説明があったと思うんですけれども、これはどういうことだったんですか。

○議長(渡邊泰宣君) 農林課長。

○農林課長(秋山賢次君) これにつきましては、今年度実施をしました事業費に対する補助金は今年度入ってくるかと思うんですが、来年度それから再来年度に実施するものについては、その年度で補助金を計上させていただきたいと思っています。

○議長(渡邊泰宣君) 9番山口定夫君。

○9番(山口定夫君) すみませんでした。ありがとうございます。

あと85ページで有害獣の被害防止実施団体補助金が770万円三角になっているけれども、これは何だったのか教えていただければと思います。

○議長(渡邊泰宣君) 農林課長。

○農林課長(秋山賢次君) これにつきましては、広域集落柵の減になります。この広域集落柵の補助金につきましては、実施年の3月が申請月となっております。例えば、今年の10月に実施するとなれば、この3月に申請をするということになります。しかしながら、その時点で町の予算が計上されていない場合は申請をすることができません。町の予算が前年の11月から始まりまして、遅くとも1月頃には翌年度の予算が編成をされてしまっているため、1月頃から3月までの間に地元から設置希望が上げられた場合、予算措置がないため申請をすることができなくなります。そこで、この間に申請が来ても対応ができるように、町のほうで見込みで予算を計上させていただいておりましたが、1月から3月の間に希望がなかったために今回減額をさせていただくということです。

○議長(渡邊泰宣君) ほかに。

3番野村賢一君。

○3番(野村賢一君) ページ数で85ページ、今説明あった有害鳥獣のその上、産地育成事業799万2,000円の減額出ています。明細を見ますと工事請負費が406万1,000円の減額、需用費として206万1,000円、この事業は大変我々期待している事業だと思ったんですけれども、この事業が減額したということは思い切ったことはできていなかったと、そういうこともあると思うんですけれども、そこら辺の説明ともう一点、65ページ……、これ2つやっちゃって大丈夫ですか。

(「はい」の声あり)

○3番(野村賢一君) じき止められるから。

繰越明許費の件なんですけれども、先ほども議員の中で明許のことで質問があったと思うんですけれども、途中で災害とか何かあってどうしても期限的には間に合わないということで繰越明許を起こすんだったら理由はよく理解するんですけれども、当初予算に載っていて繰越明許になるというのは、最近議会やっても繰越明許とまでいきませんが、繰越しが多いような気がします。そこら辺は皆さんの執行部で事業最初から予算を組んで、事業をきちんと繰越ししないのでできるかどうか、繰越明許でやるような事業を最初から予算にのせないほうがいいんじゃないかと思うんですけれども、その辺の考えを聞かせていただければと思います。

○議長(渡邊泰宣君) 農林課長。

○農林課長(秋山賢次君) それでは、農林課のほうからは、85ページの産地育成事業に関することの答弁をさせていただきます。

この産地育成事業ですが、今年度小田代地区に食香バラの植栽を予定させていただいておりました。食香バラに関しましては特殊な植物でありまして、多くの業者が栽培しているものではなく、一度に大量の苗木を確保するのが難しかったために、段階的に植栽を実施していくこととしたため、令和5年度60アールの植栽を予定しておりましたが、苗木500本で14アールの植栽になってしまいました。そのため、苗木代、それから配送手数料、耕運作業の減額に至ったものです。

また前回、横山のほうは天地返しを実施しておりましたが、食香バラの植栽予定地は比較的水はけがよく、農地も比較的管理されておりましたので天地返しはしなくて、耕運のみで実施をさせていただいたため、今回の減額に至っております。

○議長(渡邊泰宣君) 財政課長。

○財政課長(君塚恭夫君) 繰越明許費に関する考え方ということで、財政課のほうからお答えさせていただきます。

確かに議員さんおっしゃるとおり、当初予算で計上してある事業について、最初から繰越しを見越したような予算措置というのはあってはいけないことだというふうに考えてございます。

今年度繰越明許費が多くなった理由としては、やはり災害復旧について、どうしても5年度の予算で措置をして早急に手をつける。そうした場合に6年度にかかってしまって、まし

てや今回災害の箇所数など多くて、事業者のほうでの対応も非常に難しいというものもございました。また、国のほうで実施している補正予算に対応したようなもの、例えば1月の補正で挙げさせていただいた中学校の空調設備であったりとか、今回の戸籍の関係であったりとか、そういったものについてはどうしても町だけでは決められない、町だけでは執行を早急に実施することができないようなもの、そういったものについては繰越明許費も設定やむなしということで、財政のほうでは予算をつけさせていただいてございます。

ただ、おっしゃるように、ここ数年確かに繰越しの事業というのは多くなっているのも事実でございます。決算のほうを見ていただければ分かるとおおり、ただ、それにはどうしてもやむを得ない事情、もしくはコロナをはじめとした様々な要因があったがために繰越しをせざるを得なかったということもかなり大きなウエートを占めているということでご理解いただけたらと思います。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質問ありませんか。

2番麻生勇君。

○2番（麻生 勇君） 84ページの有害鳥獣被害対策事業で、870万ですか。委託料が減っているというのは、捕獲量が減ってこれが減額になっているのかお尋ねします。それと、もしかすると鳥獣の絞める人がいなくなって余っちゃったのか、それも伺いたいと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） まず、最初に委託料でございますが、委託料の減になった大きなものとしましては、獣肉解体技術育成業務補助金でございます。こちらにつきましては、解体個体の減、それから地域おこし協力隊のみでの対応が可能であったため、技術指導の指導員を呼ばなかったということで減額とさせていただきます。

鳥獣被害対策支援業務委託料につきましては、事業者に委託をする予定だったものが、しなくてすみまして、しなかったために減額となっております。

捕獲量が減ったのかということですが、捕獲量に関しましては、昨年度比全てについて上回っております。ちなみに、今現在、イノシシにつきましては1月末で1,131頭、鹿につきましては526頭、猿については208頭、キョンにつきましては580頭、小動物につきましては534頭ということで、イノシシに関しましては過去2番目の捕獲量でございます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 2番麻生勇君。

○2番（麻生 勇君） 絞める人がいなくなったわけじゃなくて、捕獲量が増えちゃってできないということなんですか。

それともう一つは、今協力隊がこれ担当しているんですか。協力隊も、指導者が行けないからよく分からないんだけど、やめちゃって、これをできないという話を聞いているんですけども、その辺の対策はどうなのかお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） まず、捕獲量が増えて、減っているということではありません、捕獲量は増えておりますが、実際に確かに地域おこし協力隊がメインで解体をしております。地域おこし協力隊も、ほかの業務もありますので、解体のみに従事するわけではありませんので、地域おこし協力隊の実施できる範囲を超えてしまったということかと思えます。

○議長（渡邊泰宣君） 町長。

○町長（平林 昇君） 麻生議員の質問に対してお答えになるかどうか分かりませんが、今回あそこの解体場所ですけども、あれはイノシシだけなんです。解体するよと言っているのは。

実は、全部全て1個体1個体放射能検査をしなければいけなかったんですが、実は放射能を測る機械が壊れてしまって、11月ぐらいから検体がちょっと確認ができなかったということもあって、実際問題あそこで解体ができなかった。2月に新しい機械が入りまして、今始まったばかりです。それが1つ。

それから、もう一つ、多分今後どうするんだと、要するに地域おこし協力隊だけでできるのかというような多分含みがあるんだと思いますが、今たけゆらさんと相談してまして、実は君津に農水とか県のほうの関係とかと一生懸命コラボしながら頑張ってくれています猟師工房という君津地区を中心にしてやっているんですが、一部は奈良県のほうもやったりもしています、実は獣のお肉を実際に潰して、それを人間用に食するものとか、そのほかに例えばドッグフードに使うとか、そういうことをやっているところがありますが、そこと今コラボして、たけゆらの里の道の駅の脇のあそこを使ってもらおうということで、今たけゆらの部長とともに相談させていただいています。

今までは実は質のいいお肉だけ集めて、それを有料で買ってやっていたんですが、だから年間、個体数としては100頭も潰せなかった。さっき言ったように一千何百頭というイノシシを捕っているわけですけども、大半が穴に埋めて捨てている。もしくは仲間うちで食べるというだけなんですけれども、なるべくそういったものを流通させようということで、今

その方向で動いています。猟友会のほうからも有償買取りじゃなくてもいいかなという話もいただいていますので、基本的には5月以降なんですけど、イノシシ、鹿、キョン、小動物全てある程度の食肉に、もしくはドッグフードにできるものはどんどん入れて、そこで個体を解体していこうという今方向では動いています。

ですから、その中で猟師工房さんの中に実は地域おこし協力隊を入れて、肉をさばくことを練習したいという方は受け入れていただくような、そういう方向で今動いております。

答えになっているかどうか分かりませんが、そういうことで今かじを切っている最中でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 2番麻生勇君。

○2番（麻生 勇君） 同じことでもう一回聞いていいですか。今たまたま町長、君津市とのコラボがどうのこうのと話ありましたけれども、猟師、猟友会の方が捕獲したものを道の駅へ持ってくる、金払う、それはどうなっているんですか。持ってきたらお金もらえるのか、解体したらお金もらえるのかちょっと分からないんですけども、ある人と話しているところで、何か持っていってもお金もらえないから今度うっちゃっちゃうぞなんていう話聞いたんですよ。その辺はどうなっているのか。

それと捕獲したものが古くならない、腐らないうちに早く絞めるんじゃないのかなと思います。それを今度君津のほうに持っていったら時間がマイナスになっちゃうんじゃないかなという気がするんですよ。その辺はどうなのかお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 町長。

○町長（平林 昇君） すみません。ちょっと誤解があったかもしれませんが、君津に持っていくわけじゃなくて、その猟師工房さんは君津に今拠点があるんですが、君津と奈良県に2つあるんですね。その君津でやっているスタッフの数人が大多喜のたけゆらの、あの場のほうに来ます。そして、今は正直言って地域おこし協力隊は月曜と火曜と週に2日しか今動けていないんですよ。それを週に6日間ぐらいは動けるようにしようということで、窓口は広げるようにしています。

それから、イノシシの場合、皆さんもご存じかどうか分かりませんが、撃った瞬間から、殺した瞬間から実は死熱、死んだ後の熱が上がってきて腐敗が始まるものですから、本来だと来てから止めるとか、そういう面倒くさいことがありますので、今回については、その辺のところもこちらから猟師工房さんが取りに行っていたり、そういうこともしようということになっています。

今度は買ってもらえないからという話ですが、年間で買っている頭数って何頭でもないんですよ、はっきり言って100頭もないんですよ。潰しているのは1,000頭以上潰しているわけですから、だからほとんどが皆さん捨てているか、もしくは仲間うちで融通しているか。それをもっともっとお金に換えるために、こちらで引き取って、そしてドッグフードに変えたり、いろんなことをしましょうということになっていますので、実際に駆除した動物たちがなるべく地域の循環に乗せられるようにしていこうと。そしてまた地域おこし協力隊の獣害の関係で来ていただいた方にも、年間である程度のお金が自分の身に入るような方向にしていこうということで、今検討している最中です。お分かりいただけただしょうか。

(「もう一回ちょっと……」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) 2番麻生勇君。

○2番(麻生 勇君) 要は、絞めて、今現在たけゆらでやっていますよね。たけゆらへ持ってきたときに、それはお金に換わるんですか。君津の猟師工房がやるとお金もらえないという話聞いたんですよ。そうすると、面倒くさいから尻尾だけ持っていくと、そういう話にしちゃうぞという話を私聞いたんですよ。

それと、今月曜日と何曜日でしたか、週2回やるという話なんですけど、その担当者が辞めちゃって困るんだと。要は担当してくれる人がいないので、もう俺持っていかないんだよという話をしていました。だから、そういう意味でもっともっと普及すれば、ドッグフードとかキャットフードとか分かりませんが、そっちのほうに転用できる個体が増えるんじゃないかなと思うんですよ。もっともっと研究してもらって、猟友会のメンバーがせっかく押さえたのにうちやっちゃうと言われるのはすごくしゃくだったので、時間オーバーで質問しています。よろしくお願いします。これ本当にぜひ検討してほしいなと思います。

○議長(渡邊泰宣君) 町長。

○町長(平林 昇君) すみません、今現段階ではほとんどうちやっちゃっているんですよ、正直言って。だから、今ドッグフードにもしていないんですよ、大多喜の肉は。猟師工房さんは独自のルートを持っていて、そういうところに品物を送って、ドッグフードに加工していただける、そのルートをお持ちなんです。大多喜は持っていません。ですから、どんどん入れてやっていこうと。

ところが、大多喜で知っているお肉の値段と、実は君津で売っている値段とこんなに違うんですよ。だから大多喜売れないんです、作っても。でも実際に猟をされている方は、それなりに駆除費として1頭当たり幾らという金額はしっかり頂いてはいるんですよ。それにプ

ラスアルファで、例えば1万円足して買ったりもしているんですが、その買っている金額は、個体は全捕獲頭数の本当の数パーセントしかない。その人たちだけは、それで売れている方は言っているかもしれませんが、猟友会としても捨てたりなんかが大変なんだと、だからなるべくなら持って行って全部処分してもらえるとありがたいということから実はこれが始まっています。そして猟友会の会長からも、いいと思うよと、その方向で進めてくださいということで基本的にオーケー取った上での話になっていますので、これはごく一部の方ではなく全体像の話の中で、大多喜で捕獲したものをどうしようかということを検討した結果の実は結論で動いておりますので、もう一度その辺をお話聞いた方とよくご相談いただけたらうれいかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑ないようですので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第11、議案第24号 令和5年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） それでは、議案第24号について説明をさせていただきます。

議案つづり103ページをお願いいたします。

本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正予算でございますが、歳入歳出ともに主に実績あるいは国・県支出金等の交付決定等に基づき必要な補正を行なおうとするものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和5年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億601万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5,075万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

詳細につきましては事項別明細書によりご説明いたしますので、108、109ページをお願いいたします。

初めに、歳入からご説明いたします。

款4国庫支出金、項1国庫補助金、目2社会保障・税番号制度システム整備費補助金1万円の増額補正は、保険証更新時に配付した制度周知用チラシに係る補助金でございます。

款5県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金1億1,478万8,000円の減額補正は、交付決定に伴い普通交付金を減額するものでございます。

款6繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金295万7,000円の減額補正は、内訳でございますが、節1保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）244万4,000円の減額及び節2保険基盤安定繰入金（保険者支援分）132万3,000円の減額は、いずれも交付決定によるものでございます。

節3職員給与費等繰入金79万9,000円の増額は、国保連合会負担金分を繰り入れるものでございます。

節8産前産後保険税繰入金1万1,000円の増額は、出産予定または出産した被保険者に係る保険税の軽減に対する国・県・町の公費負担分を繰り入れるものでございます。

款7項1繰越金、目1その他繰越金1,974万9,000円の増額は、前年度繰越金の実績に基づき増額するものでございます。

次に、歳出についてご説明いたしますので、110、111ページをお願いいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費1万円の増額は、チラシの印刷代でございます。

款2 保険給付費、項1 療養諸費、目1 一般被保険者療養給付費8,416万円の減額補正と次の目3 一般被保険者療養費218万6,000円の増額、その下の項2 高額療養費、目1 一般被保険者高額療養費2,416万8,000円の減額補正は、給付実績に基づき補正するものでございます。

次の款3 国民健康保険事業費納付金、項1 医療給付費分、次の項2 後期高齢支援金等分、次の項3 介護納付金分は、財源内訳を変更しようとするものでございます。

次に、款6 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目2 特定健康診査等負担金償還金11万4,000円の増額は、令和4年度分の保険給付費等交付金の特別交付金の精算に伴う県への返還金となります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第12、議案第25号 令和5年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） それでは、議案第25号の説明をさせていただきます。

議案つづり113ページをお願いいたします。

本文に入る前に提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正予算でございますが、歳入歳出ともに実績見込み、交付決定等に基づき必要な補正を行おうとするものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和5年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ243万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,801万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

詳細につきましては事項別明細書によりご説明いたしますので、118、119ページをお願いいたします。

初めに、歳入からご説明いたします。

款1項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料435万1,000円の減額は、保険料の実績見込みによる減額、目2普通徴収保険料401万2,000円の増額は、節1現年度分と節2滞納繰越分の実績見込みによるものでございます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目2保険基盤安定繰入金204万2,000円の減額は、県の保険基盤安定繰入金の交付決定に伴うものでございます。

款4項1目1繰越金5万8,000円の減額は、実績に基づき減額するものでございます。

続いて、歳出についてご説明をいたします。

120、121ページをお願いいたします。

款2項1目1後期高齢者医療広域連合納付金248万円の減額は、納付金の財源であります保険料及び基盤安定繰入金の実績見込みに合わせ減額をするものでございます。

款3 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目1 保険料還付金5万8,000円の減額は、実績見込みによる減額でございます。

次の項2 繰出金、目1 他会計繰出金9万9,000円の増額は、前年度分の一般会計繰入金の精算に伴い他会計繰出金を増額するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番渡辺善男君。

○1 番（渡辺善男君） 118ページの歳入のところで特別徴収保険料、補正前の金額7,967万1,000円に対して、補正額で435万1,000円とは比率から考えるとすごく多いような感じがするんですけども、普通徴収なかなか予想できない。特別徴収ってある程度予想ができていて確実性が高いんじゃないかと思うんですけども、その辺のところはどうなんでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） 特別徴収と普通徴収の保険料の内訳の算出の方法なんですけれども、全体の額がある程度出た中で、過去3年間程度の特別徴収と普通徴収の割合を使って、大体60パーセント、40パーセントぐらいの割合で当初予算を立てておくんですけども、実際にやってみると、その年によって特別徴収の額とか変動がありますので、最終的には当初予算の額を実績に合わせるために今回こういうような形で補正するというような形になっておまして、当初の見込みが過去の割合を使ってやっているところから、どうしてもそういう差額が出てしまうというようなことでございます。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡邊泰宣君) 挙手全員です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡邊泰宣君) 日程第13、議案第26号 令和5年度大多喜町介護保険特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長(長野国裕君) 議案第26号 令和5年度大多喜町介護保険特別会計補正予算(第4号)についてご説明させていただきます。

議案つづり123ページをお願いいたします。

本文に入ります前に、提案理由を説明させていただきます。

今回の補正予算で、歳入については、保険料収入の増減、次に各事業の実績に伴う各種負担金、交付金の額の確定による減額、3つ目として、保険給付費の減に伴う介護給付費一般会計繰入金の減額、さらに年度末精算に伴う前年度繰越金の増額補正を行うものであります。

歳出については、各種サービス利用の実績の減に伴うものと、介護給付費準備基金の積立について補正するものであります。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和5年度大多喜町介護保険特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億251万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,841万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書によりご説明いたしますので、128、129ページをお開きください。

歳入からご説明いたします。

款1 保険料、項1 介護保険料、目1 第1号被保険者保険料48万7,000円の増額補正は、特別徴収保険料の増、普通徴収保険料の減、滞納繰越分普通徴収保険料の増に伴う補正でござ

います。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金1,434万7,000円の減額補正は、介護給付費負担金交付申請実績に基づき補正するものでございます。

項2 国庫補助金、目1 調整交付金607万7,000円の減額補正は、保険給付費の実績減に伴うものであります。

目2 地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業37万5,000円の減、さらに目3 地域支援事業交付金、包括的支援事業・任意事業68万1,000円の減、目4 保険者機能強化推進交付金29万2,000円の減、目5 保険者努力支援交付金10万4,000円の増、さらに、款5 項1 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金4,678万2,000円の減、目2 地域支援事業支援交付金22万9,000円の減、そして、款6 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費県負担金2,920万7,000円の減額につきましては、いずれも保険給付費の減に伴う負担金、交付金の交付申請に基づき減額補正するものです。

次に、款7 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金1,618万7,000円の減額は、保険給付費の減に伴う介護給付費繰入金の減額でございます。

項2 基金繰入金、目1 介護給付費準備基金繰入金2,721万4,000円の減額は、繰越金により財源充当が可能なため基金を減額するものでございます。

款8 繰越金3,714万6,000円の増額補正は、年度末精算に伴う前年度繰越金の増額となります。

130ページ、131ページをお開きください。

款9 諸収入、項2 雑入、目1 雑入113万5,000円の増額補正は、第三者行為損害賠償金の増に伴うものでございます。

歳入については以上となります。

続きまして、歳出についてご説明いたしますので、132、133ページをお願いいたします。

款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費、目1 居宅介護サービス給付費2,500万円の減、目3 施設介護サービス給付費9,500万円の減。

次に、134ページ、135ページをお願いいたします。

上から2段目、項6 特定入所者介護サービス等費、目1 特定入所者介護サービス費950万円の減額、いずれも各サービス利用の実績減に伴う補正となります。

次に、一番下、款4 項1 基金積立金、目1 介護給付費準備基金積立金2,698万1,000円の増額補正は、前年度繰越金の精算に伴い基金に積み立てるものでございます。

それ以外の補正額に増減がないものについては、財源内訳の変更によるものとなります。

以上で令和5年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第4号）の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 133ページの居宅介護サービス給付事業、施設介護サービス事業、それから135ページの特定入所者介護サービス事業ということで、実績の減ということでございましたけれども、大きな理由として考えられるものがありましたら教えてください。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） これはいつまでコロナのせいにしていいかという問題もございますけれども、確かにコロナウイルスの感染症によって、施設のほうが大分受入れ体制を絞っていた部分というか、休止というか休所というか、利用を控えた分、あと利用者さんのほうでも感染している家族がいたりとかで利用を控えたりという部分が非常に大きかったのかなあと。施設のほうにつきましては、新しい特養のオープンが若干遅れたりとかで、なかなかまだフル、本来の施設入所者数まで持っていけなかったという部分も大きいのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 分かりました。

もう一点教えていただきたいんですが、131ページ、第三者納付金というところで113万5,000円ありました。普通ですと自動車事故とかいうケースがある。介護の場合はどういうケースがあるのか教えていただきたいと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） おっしゃるように、確かに交通事故等で介護状態になった場合、やはりその分は加害者に請求すべきものですので、国保連合会を通じて加害者側にその辺で精算をしていただいて、それが確定したことによって、介護の状態が終わったというか、それがサービスを使うことが終わったことによって精算が終わって、国保連を通じて支払われるということになります。やはり名前のおり、第三者からの被害によるものです。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。

なお、14時10分から再開します。

（午後 1時55分）

---

○議長（渡邊泰宣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時10分）

---

#### ◎議案第27号～議案第32号の一括上程、説明

○議長（渡邊泰宣君） 日程第14、議案第27号 令和6年度大多喜町一般会計予算から日程第19、議案第32号 令和6年度大多喜町水道事業会計予算までの各特別会計予算及び事業会計予算までを一括議題とします。

なお、各議案は、議事日程にお示したとおり、本日は提案説明までとします。

議案第27号から順次説明を求めます。

なお、説明員の皆さんは着席にて説明することを許可します。

初めに、日程第14、議案第27号 令和6年度大多喜町一般会計予算について説明願います。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 議長のお許しをいただきましたので、座ったまま説明させていただきます。

議案第27号 令和6年度大多喜町一般会計予算。

予算書つづりの1ページをお開きください。

令和6年度大多喜町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ64億7,300万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

継続費。

第2条、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

歳出予算の流用。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

次に、7ページをお願いします。

第2表、継続費。

款1 総務費、項1 総務管理費、事業名、多目的庁舎建設事業、総額4億4,714万円、年度及び年割額は、令和6年度1億7,885万7,000円、令和7年度2億6,828万3,000円で、防災拠点となる多目的庁舎の建設を令和6年度、7年度で実施するものでございます。

款2 総務費、項1 総務管理費、事業名、総合計画総合戦略策定事業、総額2,986万5,000円、年度及び年割額、令和6年度1,408万円、令和7年度1,578万5,000円で、令和8年度からの

10年間を計画期間とする大多喜町第4次総合計画基本構想とその前半5年間を計画期間とする前期基本計画及び大多喜町第3期総合戦略と人口ビジョンの策定を、令和6年度、7年度で実施するものでございます。

款2総務費、項1総務管理費、事業名、電子計算業務費、総額1,216万6,000円、年度及び年割額は、令和6年度211万2,000円、令和7年度1,005万4,000円、これは国の進める地方公共団体の基幹系業務標準化の戸籍システム標準化を令和6年度、7年度で実施するものでございます。

款5農林水産業費、項1農業費、事業名、基幹農道整備事業、総額1億6,192万円、年度及び年割額は、令和6年度6,476万8,000円、令和7年度9,715万2,000円、これは基幹農道の川畑地先たけんこ橋の耐震補強を令和6年度、7年度で実施するものでございます。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、事業名、農業施設災害復旧事業、総額1億3,010万3,000円、年度及び年割額は、令和6年度5,204万円、令和7年度7,806万3,000円で、昨年9月の台風13号に伴う豪雨により被災した下大多喜の四ッ縄ため池の復旧工事でございます。

次のページをお願いします。

第3表、地方債。

表内の起債の目的及び限度額は、過疎地域持続的発展特別事業債3,500万円、この起債は、大多喜町過疎地域持続的発展計画に計上した事業のうちソフト事業に充当するもので、対象事業は、出産祝金、入学祝いポイント、外出支援サービス、住宅取得奨励金、住宅リフォーム補助金、子ども医療費でございます。

次の農林業施設整備事業債1,390万円は、基幹農道川畑地先のたけんこ橋耐震補強工事に充当するものでございます。

観光施設整備事業債4,000万円は、中瀬遊歩道整備事業へ充当するものでございます。

道路整備事業債1,570万円は、町道紺屋横山線の白山橋の補修工事へ充当するものでございます。

消防施設整備事業債1億1,550万円は、多目的庁舎の建設及び消防車両の更新に充当するものでございます。

義務教育施設整備事業債4,130万円は、大多喜小学校の屋外運動場改修工事に充当するものでございます。

社会教育施設整備事業債4,910万円は、中央公民館の電気設備工事に充当するものでござ

います。

農林水産施設災害復旧事業債70万円は、農業施設及び農地の災害復旧事業へ充当するものでございます。

公共土木施設災害復旧事業債1億2,000万円は、町道及び河川の災害復旧に充当するもので、内訳として、補助分が2,790万円、単独分が9,210万円でございます。

鉄道軌道施設災害復旧事業債850万円は、いすみ鉄道の災害復旧に対するもので、国の交付決定が令和6年度になることによるものでございます。

臨時財政対策債2,000万円は、地方交付税の不足額に対応するために許可されている地方債を見込み計上しました。

起債の限度額の合計は4億5,970万円でございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表のとおりでございますので、説明を割愛させていただきます。

次に、事項別明細書の歳入をご説明させていただきます。

予算書の12ページをお願いします。

歳入については、科目と本年度予算額を中心に説明をさせていただきます。

款1町税、項1町民税の計は3億6,961万2,000円で、実績から見込み計上しました。

次の項2固定資産税の計は5億8,619万7,000円で、課税対象物件の変動や実績などから見込み計上しました。

次の項3軽自動車税は、現状の推移を見込み3,869万3,000円を計上しました。

次の項4たばこ税は、実績から見込み8,899万6,000円を計上しました。

項5鉱山税200万円、項6入湯税500万円は、それぞれ前年度と同額を見込みました。

款2地方譲与税、項1地方揮発油譲与税1,400万円と項2自動車重量譲与税4,250万円は実績見込み、国の財政情報などから前年同額を見込みました。

次のページをお願いします。

項3森林環境譲与税は、今年度の実績から見込み1,108万8,000円を計上しました。

款3利子割交付金45万円から款4配当割交付金300万円、款5株式等譲渡所得割交付金270万円、款6法人事業税交付金2,000万円は、実績見込み、財政情報などから前年度同額を見込み計上しました。

款7地方消費税交付金2億3,000万円は、実績見込み、財政情報などから見込み計上しました。

款8 ゴルフ場利用税交付金9,800万円、款9 環境性能割交付金700万円は、実績見込み、財政情報などから前年度同額を見込み計上しました。

款10地方特例交付金300万円は、個人住民税の住宅借入金等特別控除による減収補填で、実績から前年度100万円の減で計上しました。

款11地方交付税は19億9,856万9,000円、前年度1億3,148万3,000円の増額で、国の地方財政計画や財政情報、算定の基礎となる単位費用の見直し状況及び交付税措置される起債などから見込み計上しました。

次のページをお願いします。

款12交通安全対策特別交付金150万円は、前年度同額を見込み計上しました。

款13分担金及び負担金、項1 負担金、目1 民生費負担金、目2 衛生費負担金、目3 教育費負担金、目4 給食費負担金は、節欄及び説明欄記載の負担金でございます。

目5 災害復旧事業費負担金228万7,000円は、令和5年9月の台風13号に伴う豪雨により被災した農地及び農業施設の災害復旧事業に対する負担金でございます。

款14使用料及び手数料、項1 使用料、目1 衛生使用料から目2 農林水産業使用料、目3 商工使用料、目4 観光使用料、目5 土木使用料、次のページをお願いします。目6 教育使用料までの合計は4,847万3,000円で、内訳は節及び説明欄記載のとおりでございます。

項2 手数料、目1 総務手数料、目2 衛生手数料、目3 農林水産業手数料、目4 土木手数料の合計は3,871万5,000円で、内訳は節及び説明欄記載のとおりでございます。

款15国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 民生費国庫負担金2億3,780万円は、節欄及び説明欄記載のとおりでございます。

目2 公共土木施設災害復旧費国庫負担金1億8,605万6,000円は、令和5年9月の台風13号に伴う豪雨により被災した町道、河川等の災害復旧に対するものでございます。

次のページをお願いします。

項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金、目2 民生費国庫補助金、目3 衛生費国庫補助金、目4 土木費国庫補助金、目5 教育費国庫補助金の合計は1億991万4,000円で、内訳は節及び説明欄記載のとおりでございます。そのうち、目1 総務費国庫補助金の節3 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、国の令和5年度補正予算で措置されたもので、地域通貨事業、プレミアム付商品券発行事業、学校給食給食費の高騰分に対するものでございます。

次の項5 国庫委託金、目1 総務費委託金21万4,000円、目2 民生費委託金173万6,000円は、節欄に記載の事務に対する委託金でございます。

次のページをお願いします。

款16県支出金、項1県負担金、目1総務費県負担金、目2民生費県負担金、目3衛生費県負担金、目4土木費県負担金、目5教育費県負担金は、それぞれ節欄及び説明欄記載のとおりでございます。このうち目4土木費県負担金は、地籍調査の再開によるものでございます。

項2県補助金、目1総務費県補助金150万円は、U I J ターンによる起業・就業者創出事業補助金で、昨年度比較で減額は、千葉県誕生150周年記念事業補助金の減によるものでございます。

目2民生費県補助金2,389万3,000円と、次のページをお願いします。目3衛生費県補助金1,246万5,000円と、次の目4農林水産業費県補助金1億4,619万2,000円、さらに次のページをお願いします。目5商工費県補助金77万2,000円、目6土木費県補助金8万5,000円、目7消防費県補助金552万5,000円は、それぞれ節欄記載のとおりでございます。

目8教育費県補助金253万3,000円は、部活動指導員の配置、給食費無償化の補助金でございます。

次の目9農林水産施設災害復旧費補助金は、令和5年9月の台風13号に伴う豪雨により被災した農地及び農業施設の災害復旧事業に対するものでございます。

項3県委託金、目1総務費委託金、次のページをお願いします。目2民生費委託金、目3土木費委託金、目4消防費委託金は、節欄及び説明欄記載のとおりでございます。

款17財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入4,649万3,000円は、節及び説明欄に記載のとおり、公有財産の土地や建物の貸付収入でございます。

目2利子及び配当金13万4,000円は、説明欄記載の配当金及び基金利子でございます。

項2財産売払収入、目1不動産売払収入2,792万3,000円は、城見ヶ丘団地2区画、大戸分譲地1区画の分譲を見込み計上しました。

款18寄附金、項1寄附金、目1指定寄附金1億4,000万円は、ふるさと納税の実績等を見込み計上しました。

次の款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金3億1,103万8,000円は、財源不足を補うための繰入れでございます。

目2庁舎管理基金繰入金7,330万円は、多目的庁舎建設事業に充当するものでございます。

目3ふるさと基金繰入金は、ふるさと納税返礼品と地域通貨事業が主なものでございます。

目4ふるさと創生基金繰入金から目5福祉基金繰入金、目6交通災害共済基金繰入金までは、節欄及び説明欄記載の各事業へ充当するものでございます。

次のページをお願いします。

目7環境基金繰入金、目8コミュニティプラント管理基金繰入金は、節欄及び説明欄記載の各事業へ充当等するものでございます。

目9小中学校施設整備基金繰入金2,582万8,000円は、大多喜小学校の駐車場整備に充当するものでございます。

目10公共施設整備基金繰入金990万円は、B&G海洋センターのプール改修工事に充当するものでございます。

項2特別会計繰入金、目1国民健康保険特別会計繰入金と目2後期高齢者医療特別会計繰入金、合計97万3,000円は、各特別会計から節欄及び説明欄に該当する場合に繰り入れるものでございます。

款20繰越金は、前年度からの暫定的な繰越金として1億円を計上しました。

款21諸収入、項1延滞金加算金及び過料50万円は、町税の延滞金収入でございます。

次の項2町預金利子8,000円は、歳計金の預金利子を見込み計上しました。

次の項3貸付金元利収入281万3,000円は、学校法人三育学院貸付金元金収入と高額療養費貸付償還金を計上しました。

次のページをお開きください。

次の項4受託事業収入、目1後期高齢者医療広域連合受託事業収入868万6,000円は、後期高齢者の健康診査委託金でございます。

次の項5雑入、目1滞納処分費4万4,000円は、インターネット公売による町税の滞納処分費でございます。目2雑入4億5,313万7,000円は、説明欄記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。

款22町債、項1町債は、節の区分ごとに第3表の説明と重複いたしますので、説明を割愛させていただきます。

目1総務債から目8臨時財政対策債の計は4億5,970万円でございます。

次に、歳出予算の説明をさせていただきますので、36、37ページをお願いします。

### 3、歳出。

款1議会費、項1議会費7,677万8,000円で、議員人件費、議会事務局職員の人件費、会議録作成、政務活動費補助金、議会関係団体の負担金が主なものでございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は3億1,336万4,000円で、この目は特別職及び総務関係職員人件費と、次のページをお開きください。企画、財政、会計関係職員の人

件費、一般事務費、総務管理費として行政連絡員報酬、宿直業務委託料、その他関係団体への負担金や補助金でございます。

次のページをお開きください。

一般事務費の管財管理費は、事務用消耗品が主なもので、ほかに職員の研修事業、入札関係の電子調達管理事業、男女共同参画推進事業に係る経費などがございます。

目2 文書広報費1,175万3,000円は、文書管理事業として、次のページをお願いします。例規集データの更新委託料などの経費でございます。広報おおたき発行事業は、広報おおたきの発行関連経費、ホームページ関連業務は、ホームページ管理システムの使用料でございます。

次の目3 財政管理費639万1,000円、財政関係の事務経費を計上したもので、財務会計システムの借上料が主な経費でございます。

目4 会計管理費165万8,000円は、会計関係の事務経費でございます。そのうち節11 役務費の手数料は、指定金融機関派遣手数料でございます。

目5 財産管理費2億2,415万7,000円のうち、公有財産管理事業は、町有車両、町有建物の保険料に係る経費などがございます。

次のページをお開きください。

庁舎管理費は、役場庁舎の光熱水費、各種設備の維持管理経費や使用料、機器の借上料などでございます。

右側のページ一番下の多目的庁舎建設事業は、次のページをお願いします。第2表継続費でも説明させていただいた多目的庁舎建設の令和6年度分でございます。

町有林管理事業は、町有林の保険料や管理委託料でございます。

目6 企画費は7億7,391万6,000円、前年度比較1億4,128万6,000円の増額で、定住化対策事業は、空き家の改修やU I Jターンによる起業、就業補助金など、地域おこし協力隊事業では、林業、有害獣や観光対策など新規の3名を含む計10人分を計上いたしました。

次のページをお開きください。

協働のまちづくり推進事業は、住民のまちづくりの参画意識を醸成し、協働のまちづくりを推進するため実施するものでございます。

地域情報通信基盤維持管理事業は、光ファイバー網の保守管理費、東京電力やN T T柱へのケーブルの添架料などがございます。

大多喜ダム対策事業は、大多喜ダム跡地の環境管理事業の補助金でございます。

次のページをお開きください。

地域公共交通対策事業は、路線バス及び地域公共交通活性化協議会補助金とデマンド型地域交通の運行経費などがございます。

ふるさと納税事業は、町のふるさと納税の返礼品の経費やシステムの保守委託料、代理収納システム利用料などがございます。

ふるさと基金積立事業は、ふるさと納税を基金に積み立てるものがございます。

地域通貨事業は、町内の加盟店で利用できる電子地域通貨の運用に係るもので、令和6年度も令和5年度に引き続き原油価格・物価高騰対策及び町の経済対策としてチャージ金額に10パーセントのプレミアムの付与で総額3億3,000万円を計上いたしました。

大多喜高校支援推進事業は、大多喜高校支援の助成金でございます。

次のページをお願いします。

結婚活動支援事業は、婚活イベントの開催等結婚を支援するものがございます。

集落支援員事業は、令和6年度も支援員5名の活動を予定してございます。

広域行政推進事業は、郡市広域市町村圏事務組合負担金等、企画関係団体の負担金など広域的な事業でございます。

いすみ鉄道対策事業は、いすみ鉄道の運行維持及び利用増大に対するものがございます。

次のページをお開きください。

交流促進事業は、交流人口、関係人口の増加を推進するため、地域資源を生かした施策を実施するものがございます。

総合計画・総合戦略策定事業は、第2表継続費でも説明させていただきましたが、令和8年度からの10年間の計画期間とする大多喜町第4次総合計画基本構想とその前半5年間の計画期間とする前期基本計画及び大多喜町第3期総合戦略と人口ビジョンの策定をするものがございます。

次の目7電子計算費1億6,657万円は、印刷用消耗品やネットワークの回線料、電子計算機の保守委託料や借上料などで、住民記録や税業務、健康管理システムなど基幹系業務の標準化と第2表継続費で説明しました戸籍システムの標準化に関わるシステムに要する経費が大きく増となっております。

目8諸費は1,526万9,000円を計上しました。総合賠償保険事業は、町主催行事の賠償保険や公金の損害保険で、自衛官募集事務費は自衛隊協力会への補助金、交通安全対策事務費は交通安全協会補助金が主なもので、次のページをお願いします。防犯対策事業は、防犯灯関

連経費や特殊詐欺対応電話購入補助金などでございます。

税務事業の還付費は、前年度同額の350万円を計上してございます。

次の合併70周年記念事業は、大多喜町合併70周年記念事業の開催や記念誌の発行事業でございませう。

項2 徴税費、目1 税務総務費6,807万4,000円は、税務関係職員人件費と税務総務事務費で、関係団体への負担金などでございませう。

次のページをお願いします。

目2 賦課徴収費2,615万5,000円は、町税の賦課徴収業務に係る事務費と地図情報システム管理事業は、毎年実施している地図情報のデータ修正でございませう。

税務資料ファイリング業務委託事業は、令和4年度から始めた紙公図等の電子化業務でございませう。

次のページをお願いします。

項3 戸籍住民基本台帳費5,396万円は、戸籍関係職員人件費と戸籍システムの保守委託料や借上料、住民基本台帳ネットワークシステム事業は、パソコンの借上料、住民票等のコンビニ交付及び個人番号カードなどの関連経費でございませう。

次のマイナンバーカード取得促進事業は、令和5年度に引き続きマイナンバーカードの取得促進を目指すものでございませう。

次のページをお願いします。

項4 選挙費、目1 選挙管理委員会費59万3,000円は、選挙管理委員報酬や定時登録事務処理委託料が主なものでございませう。

目2 千葉県知事選挙費947万2,000円は、令和7年4月4日任期満了に伴う千葉県知事選挙経費でございませう。

目3 大多喜町議会議員選挙費2,103万8,000円は、令和7年1月24日任期満了に伴う大多喜町議会議員選挙費でございませう。

次のページをお願いします。

項5 統計調査費、目1 統計調査総務費375万5,000円は、統計関係職員の人件費と統計関係の事務費でございませう。

目2 各種統計調査費332万5,000円は、次のページにかけて説明欄記載の各統計調査経費でございませう。

次のページをお願いします。

項6 監査委員費、目1 監査委員費45万2,000円は、監査委員の報酬、研修に係る経費などでございます。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費4億7,521万6,000円は、社会福祉関係職員の人件費と、次のページをお願いします。社会福祉関係の事務費、社会福祉関係団体助成事業は、町社会福祉協議会など関係団体への負担金や補助金でございます。

次の障害者福祉事業は、障害者に対する各種支援や介護給付費等扶助費が主なものでございます。

次のページをお願いします。

民生委員活動事業は、民生委員の活動に対する報償費が主なもので、次の高額療養費貸付事業は、貸付金として前年度と同額を計上しました。

戦没者追悼式関係事業は戦没者追悼式に関する経費、国民健康保険特別会計繰出金は国民健康保険特別会計への法定繰出金、少子化対策事業は出産祝金と地域通貨による入学祝金でございます。

国民年金費767万円は、国民年金関係職員の人件費と事務費でございます。

次のページをお願いします。

目3 老人福祉費1,765万円は、高齢者の福祉サービス関連等の予算で、高齢者在宅生活支援事業では、緊急通報システム業務や外出支援サービスの委託料が主なもの、ほかに高齢者福祉等の事業として、敬老祝事業費、老人福祉団体助成事業、老人日常生活用具給付事業、地域福祉ボランティア事業、老人ホーム施設措置事業でございます。

令和6年度には大多喜町特別養護老人ホーム閉鎖による整理事業等の計上がなくなったことにより、大きく減額となっております。

目4 青少年女性対策費87万7,000円は、青少年相談員への報酬や活動費補助と結婚支援事業でございます。

次のページをお願いします。

目5 介護保険事業費2億260万7,000円は地域包括支援センター運営事業、社会福祉法人等利用者負担額軽減事業、介護保険特別会計繰出金は介護保険特別会計への法定繰出金、低所得者保険料軽減繰出金は、介護保険の被保険者で低所得者の保険料軽減措置に対する繰出金、地域包括支援センター運営協議会事業は、協議会の委員報酬でございます。

目6 後期高齢者医療費1億9,088万2,000円は、人間ドックの補助金や後期高齢者医療に係る負担金や療養給付費、後期高齢者医療特別会計繰出金でございます。

次のページをお開きください。

次の項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費3,876万7,000円は、子育て支援関係職員の人件費、高校生までの医療費の助成と、子ども・子育て支援事業は委員報酬と計画期間を令和7年度から11年度とする第3期子育て支援事業計画の策定でございます。

目 2 児童手当費 1 億2,612万円は児童手当の支給に係るもの、目 3 母子福祉費244万円は、ひとり親家庭等医療費等助成金でございます。

目 4 児童福祉施設費 3 億1,755万5,000円は、保育園関係職員の人件費と保育園 2 園の施設管理費のほか、賄材料費や送迎バスの委託料が主なもので、次のページをお願いします。次の児童クラブ運営事業は、運営に係る人件費と児童のおやつなど食糧費、電気水道料が主なものでございます。

次のページをお願いします。

地域子育て支援センター運営事業は関係職員の人件費などで、特徴のある教育の展開事業は、英語教室に加え、サッカー教室や音楽などの情操教育、親子英語教室に係るものでございます。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費 1 億2,758万7,000円は、衛生関係職員人件費と保健衛生事務費は職員研修の負担金など、養育医療給付事業は、発達が未熟な子供の入院費の助成などで、次のページをお開きください。医療体制整備事業は国保国吉病院負担金が主なものでございます。

目 2 予防費5,435万円は、各種検診や健康診査と予防接種と健康教育などで、がん検診事業は、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮がん、前立腺がん検診の実施と新たにがん患者アピアランスケア助成金を計上いたしました。

予防接種事業は、乳幼児の各種予防接種と子宮頸がんワクチン接種、風疹ワクチン接種、高齢者のインフルエンザ、肺炎球菌ワクチン接種の助成に加え、新たに帯状疱疹ワクチン接種助成金を計上いたしました。

健康増進事業は、健康診査、健康教育、健康相談や訪問指導などの実施でございます。

次のページをお開きください。

感染症予防対策事業は、消毒液などの消耗品の購入、防疫対策事業は、狂犬病予防法に基づく予防経費でございます。

骨髄移植ドナー支援事業は、骨髄移植及びドナー登録者の増加を図るため、ドナー及びドナーが勤める事業所に対する補助金でございます。

次の目3環境衛生費6,213万3,000円は、環境関係職員人件費と、環境衛生事務費は、環境対策審議会委員の報酬と夷隅環境衛生組合負担金などでございます。

水道未普及地域対策事業は、上水道未普及地域等の家庭用飲用井戸等の整備に対する補助金、環境保全事業は、次のページをお願いします。不法投棄の監視員謝礼や住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金、合併処理浄化槽設置整備事業は合併処理浄化槽整備の補助金、面白峡発電所管理運営事業は、環境基金積立金が主なものでございます。空家等対策事業は、対策協議会の開催経費でございます。

目4母子保健事業費1,075万6,000円は、こども家庭センター運営事業で、乳幼児相談の医師報酬や報償費、妊婦・乳児の健康診査、子育て応援ヘルパー派遣や子育てタクシーの委託料と、次のページをお開きください。出産子育て応援交付金、新生児の聴覚検査や不妊治療費の助成などでございます。

次の目5火葬場費1,774万2,000円は、斎場無相苑の維持管理及び運営費でございます。

目6地域し尿処理施設管理費419万3,000円は、城見ヶ丘団地のコミュニティプラントの維持管理経費でございます。

項2清掃費、目1清掃総務費4,637万7,000円は、清掃関係職員人件費と環境センターの管理経費でございます。

次のページをお開きください。

ごみ処理広域化事業は、市原市の一般廃棄物処理施設更新に対し、夷隅郡市の2市2町を含めた広域化への変更に係る負担金でございます。

目2塵芥処理費2億692万9,000円は環境センターの運営経費で、ごみの収集や処分経費といすみクリーンセンターの負担金などでございます。

次の項3上水道費、目1上水道運営費8,006万円は、上水道高料金対策事業として水道事業会計への補助金でございます。

次のページをお開きください。

次の款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費1,911万4,000円は、農業委員会事務局職員の人件費や農業委員会委員の報酬、事務経費等でございます。

目2農業総務費6,056万7,000円は、農業関係職員の人件費と農業総務事務費は、農家組合長への報償費及び事務費が主なものでございます。

目3農業振興費3,580万7,000円は、農業振興事業は会計年度任用職員の人件費と、次のページをお願いします。農業再生協議会補助金や農業次世代人材投資資金、農業関連団体への

補助金等が主なもので、産地育成事業は、遊休農地を活用し花木を植栽することにより地域の活性化を図ろうとするものでございます。

目4 畜産業費44万4,000円は、畜産関係団体への補助金でございます。

目5 農地費1億2,355万2,000円は、農地の維持保全や土地改良及び農道整備などの予算で、鉾毒ダム対策事業は、平沢ダムと八声観測所の維持管理経費、基幹農道整備事業は川畑から平沢、田代への基幹農道の維持管理経費、令和6年度は川畑地先のたけんこ橋の耐震補強工事を計上してございます。

次のページをお開きください。

土地改良関係団体事業は、農業用施設補修用材料費や関係団体の負担金と、多面的機能支払交付金事業は集落の農地維持、共同活動及び農業用施設の維持管理を対象とするもので、実施している14団体への交付金でございます。中山間地域等直接支払交付金事業は、中山間地域等の耕作放棄地の発生防止などに取り組む活動をしている4組織に対する交付金でございます。

目6 農業施設費889万5,000円は、老川基幹集落センターと、次のページをお開きください。味の研修館、農村コミュニティセンター、都市交流センターの管理経費等でございます。

項2 林業費、目1 林業総務費7,874万5,000円は、林業関係職員人件費と、次のページをお願いします。林業関係の事務費、イノシシ、猿、鹿、キョンなどの有害獣対策等でございます。

目2 林業振興費1,934万3,000円は、森林整備や林業の振興及び森林環境譲与税を活用した事業で、令和6年度も災害に強い森づくり事業を計上してございます。

次のページをお開きください。

款6 商工費、項1 商工費、目1 商工総務費7,981万4,000円は、商工関係職員人件費及び事務費でございます。

目2 商工業振興費2,259万7,000円は、大多喜町商工会補助金、中小企業経営改善資金等利子補給金や商い資料館の管理委託料、就職情報案内事業、空き家等を活用した起業支援事業補助金でございます。

次のページをお願いします。

目3 観光費8,590万4,000円は、観光施設管理経費や養老溪谷のライトアップなど、観光センター管理運営事業は観光本陣の維持管理、観光振興事業は、次のページをお願いします。商い資料館等の指定管理料、お城まつり実行委員会や町観光協会、大河ドラマ誘致実行委員

会補助及びもみじプロジェクトの補助金など関係団体への補助金が主なものでございます。天然瓦斯記念館管理運営事業は施設の管理運営経費、観光推進広域連携事業は、市原市、君津市と連携し、溪谷や里山の豊かな自然環境といった共通の地域資源を生かし、新たな人の流れや観光需要を創出しようとするもので、観光施設整備事業は中瀬遊歩道の整備事業でございます。

次のページをお開きください。

款7 土木費、項1 土木管理費、目1 土木総務費6,440万3,000円は、土木関係職員人件費と、土木総務事務費は土木関係事務費と道路台帳の更新、関係団体の負担金、国県道維持補助金などでございます。

目2 登記費1,557万3,000円は、登記関係職員人件費、登記の推進に係る用地測量や嘱託登記委託料などでございます。

次のページをお開きください。

目3 国土調査費4,329万8,000円は地籍調査関連経費で、休止していた現地調査の再開により、前年度と比較して予算が大きく増となっております。

目4 道の駅管理費426万2,000円は、道の駅の維持管理経費でございます。

項2 道路橋梁費、目1 道路維持費3,697万3,000円は、町道の維持管理に係るもので、次のページをお願いします。トンネルの長寿命化計画の見直し、補修用材料、町民協働道路維持補修事業補助金などが主なものでございます。

目2 道路新設改良費2,833万4,000円は、担当職員の人件費などで、令和6年度は町道等の災害復旧事業を最優先に実施するため、大きく減額となっております。

目3 交通安全対策費470万7,000円は、区画線工事とカーブミラー、ガードレールなどの交通安全対策用の消耗品や材料費などでございます。

目4 橋梁維持費5,962万9,000円は、橋梁の定期点検と町道紺屋横山線の白山橋の補修工事でございます。

項3 都市計画費、目1 街路事業費302万5,000円は、街なみ整備助成事業補助金が主なものでございます。

次のページをお開きください。

公園費28万円は、お城の森公園の管理でございます。

項4 住宅費、目1 住宅管理費2,696万5,000円は、町営住宅に係る修繕料や借地料、戸建て住宅耐震診断費用補助金、横山住宅の管理等に係るものでございます。

次の目2宅地造成費1,134万7,000円は、次のページをお願いします。城見ヶ丘団地分譲地の仲介手数料、城見ヶ丘団地定住化補助金などがございます。

目3住宅助成費1,300万円は、定住化対策として実施する住宅取得奨励金、住宅リフォーム補助金でございます。

款8消防費、項1消防費、目1常備消防費2億3,096万円は、広域常備消防に係る負担金でございます。非常備消防費3,359万4,000円は、消防団員の報酬と健康診査委託料、退職報償金支給事務負担金などがございます。

目3消防施設費2,070万2,000円は、消防施設機械器具の整備等の経費で、次のページをお願いします。消防機械器具整備事業の備品購入費は、第3分団第2部の小型動力ポンプの更新と第4分団第3部の小型動力ポンプ付積載車の更新でございます。

目4災害対策費1,681万1,000円は、地域防災対策事業は防災会議委員の報酬、災害時の職員手当、防災備蓄品の購入、自主防災組織への防災用資機材の購入など、排水機場管理事業は久保排水機場、八声水門、葛藤水門の管理、国民保護対策費は国民保護協議会委員報酬、防災無線維持管理費は防災行政無線の維持管理に係る経費でございます。

次のページをお開きください。

款9教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費100万3,000円は、教育委員報酬、その他教育委員会関連経費でございます。

目2事務局費1億368万6,000円は、教育長や教育関係職員の人件費、登下校待機児童支援員や特別支援教育支援員等の報酬及び小中学校の校外学習等の移動用車両借上料、次のページをお願いします。教育関連団体への負担金及び補助金、委員会施設管理経費などがございます。

項2小学校費、目1学校管理費1億3,584万8,000円は、小学校管理事務事業は学校医・薬剤師の報酬、送迎バスの委託料が主なもので、小学校施設管理事業の、次のページをお開きください。右側のページ中ほど、工事請負費は大多喜小学校の駐車場整備、屋外運動場改修工事でございます。学校管理事業、西小と大小は、小学校2校の事務や施設管理経費等でございます。

次のページをお願いします。

目2教育振興費3,831万円は、小学校2校の教育活動で使用する教材費やクラブ活動助成補助金、遠距離通学費補助金、英語教室業務委託料、学校給食費の無償化に係る補助金、要保護・準要保護児童学用品費等補助金などがございます。

項3 中学校費、目1 学校管理費2,562万6,000円は、学校医・薬剤師の報酬、通学用の送迎バス委託料、次のページをお開きください。パソコン借上料、学校管理事務経費や校舎等の施設管理経費などがございます。

目2 教育振興費3,326万4,000円は、クラブ活動助成費補助金、次のページをお開きください。中学校遠距離通学費補助金、外国語指導助手の委託料、学校給食費の無償化の補助金などがございます。

項4 社会教育費、目1 社会教育総務費5,160万1,000円は、社会教育関係職員人件費、社会教育委員の報酬や事務経費、関係団体への補助金などが主なものでございます。

目2 公民館費6,904万1,000円は、次のページをお開きください。光熱水費等施設警備や清掃業務委託などで、令和6年度は電気設備工事を計上してございます。

次の目3 図書館費1,454万5,000円は、図書館の会計年度任用職員人件費と、次のページをお開きください。光熱水費や施設警備などの施設管理費、パソコン借上料や図書情報データ使用料、図書の購入費など、町史編さん事業は、令和4年度から令和6年度まで3年をかけた実施するものでございます。

目4 文化財保護費53万円は、文化財審議会委員報酬や文化財関連の補助金や負担金で、目5 視聴覚教育費28万円は、いすみ市・夷隅郡視聴覚教材センターの負担金でございます。

項5 保健体育費、目1 保健体育総務費2,014万6,000円は、保健体育関係職員人件費と、次のページをお願いします。スポーツ推進委員報酬、町体育協会補助金、郡体育協会への負担金などがございます。

次の目2 体育施設費7,616万3,000円は、海洋センター管理運営事業は、海洋センター及び屋外スポーツ施設の管理運営経費で、令和6年度は海洋センタープールの改修工事を実施予定でございます。アーバンスポーツ施設整備運営事業は、アーバンスポーツ推進計画策定が主なものでございます。

目3 学校給食費1億382万9,000円は学校給食に関する経費で、学校給食センター関係職員人件費や、次のページをお開きください。光熱水費、給食の材料費、給食の配送委託が主なものでございます。

次の款10災害復旧費、項1 農林水産施設災害復旧費と項2 公共土木施設災害復旧費は、令和5年9月の台風13号に伴う豪雨により被災した農地や農業施設と町道や河川の災害復旧事業費でございます。

次のページをお開きください。

款11公債費、項1公債費、目1元金は4億3,961万円、目2利子は1,281万円で、町債償還の元金及び利子でございます。

款12予備費は、前年同額の500万円を計上させていただきました。

次の142ページから153ページまでの給与費明細書は説明を割愛させていただき、154、155ページをお願いします。

154ページは継続費に関する調書で、複数年にわたり実施する表内の事業の支出予定額や進行状況でございます。

款3民生費、項2児童福祉費、事業名、子ども・子育て支援事業、この事業は令和7年度から令和11年度を計画期間とする第3期子育て支援事業計画を令和5年度、6年度の2か年で実施するもの、次の款4衛生費、項2清掃費、事業名、ごみ処理広域化事業、この事業は市原市の一般廃棄物処理施設整備基本計画の更新に対し、夷隅郡市の2市2町を含めた広域化への変更に係る負担金で、令和5年度、6年度で実施するもの、次の款9教育費、項4社会教育費、事業名、町史編さん事業は、平成の約30年間の大多喜町町史の編さんを令和4年度から令和6年度までの3か年で実施するもので、各事業の計画額、年割額、支出額及び進捗率は記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。

この調書は債務負担行為に関する調書で、限度額、前年度までの支出見込額、当該年度以降の支出予定額、財源内訳を記載したものでございます。

次のページをお開きください。

この調書は地方債に関する調書で、区分ごとの年度末の現在高及び現在高の見込みに関するもので、158ページの前々年度末現在高は令和4年度末、前年度末現在高見込額は令和5年度末、159ページ右端は令和6年度末の現在高見込額でございます。

以上で令和6年度大多喜町一般会計予算の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

ここでしばらく休憩します。

なお、15時20分から再開します。

(午後 3時08分)

---

○議長（渡邊泰宣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（渡邊泰宣君） 次に、日程第15、議案第28号 令和6年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について説明願います。

企画課長。

○企画課長（米本敏克君） それでは、座ったまま説明させていただきます。

議案第28号 令和6年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算の提案説明をさせていただきます。

予算書の161ページをお開きください。

この会計は、夷隅郡市2市2町からの拠出金や負担金等を基に設けられた基金を管理するための会計で、必要に応じていすみ鉄道に交付金として支出し、鉄道経営の安定を図ることを目的としています。

令和6年度予算では、基金から生ずる利息分相当額についての歳入の受入れと、基金への積立金を予定しております。

それでは、予算書に沿って説明させていただきます。

令和6年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13万6,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

次に、歳入歳出の内容につきまして、事項別明細書によりご説明させていただきますので、168、169ページをお開きください。

歳入。

款1 財産収入、項1 財産運用収入、目1 利子及び配当金13万6,000円を基金利子として計上しました。

次のページをお開きください。

歳出。

款1 項1 鉄道経営対策事業費、目1 事業費13万6,000円を計上しました。これは、歳入で受け入れた基金利子を基金に積み立てるものでございます。

以上で、議案第28号 令和6年度鉄道経営対策事業基金特別会計予算の提案説明とさせて

いただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

これで、議案第28号 令和6年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算の説明を終わります。

次に、日程第16、議案第29号 令和6年度大多喜町国民健康保険特別会計予算について説明願います。

税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） それでは、座ったまま説明させていただきます。

議案第29号 令和6年度大多喜町国民健康保険特別会計予算について提案説明をさせていただきます。

予算書173ページをお願いいたします。

初めに、加入者等の状況についてご説明いたします。

令和5年12月末現在、被保険者数が2,101人、前年同期と比較し132人の減、加入世帯数が1,406世帯、前年同期と比較し55世帯の減となり、いずれも減少が続いております。

次に、令和6年度の予算編成の概要でございますが、千葉県から示された国民健康保険事業費納付金、実績等を考慮し算出した保険給付費、保健事業費及び事務費等の歳出額を基に、国民健康保険税及び国・県・町の負担金等の歳入を算出し、不足する財源については前年度繰越金及び財政調整基金を充当し、予算編成をしたところでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和6年度大多喜町国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億2,769万1,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

なお、詳細につきましては事項別明細書によりご説明いたしますので、180、181ページをお願いいたします。

初めに、歳入からご説明いたします。

款1 国民健康保険税につきましては、千葉県に納付する国民健康保険事業費納付金に充てるため、国民健康保険税の必要額として、前年度比40万7,000円増の2億774万7,000円を計上いたしました。

なお、現年課税分、滞納繰越分等の明細は節欄記載のとおりとなります。

款2 一部負担金につきましては、前年度と同額の1,000円を計上いたしました。

款3 使用料及び手数料は、令和5年3月31日以前に督促した保険税に係る督促手数料として3万9,000円を計上いたしました。

款4 県支出金につきましては、保険給付費に充当する財源として交付される181ページの節1 普通交付金が前年度比1億1,258万3,000円減の7億8,751万4,000円、次の節2 特別交付金2,105万5,000円と合わせると、8億856万9,000円を計上いたしました。

款5 繰入金は、一般会計からの繰入れを8,820万2,000円計上いたしました。内訳でございますが、181ページの節欄をご覧ください。節7 産前産後保険税繰入金以外は、前年度と同じ内容の繰入れでございます。なお、節7 産前産後保険税繰入金1万2,000円は、出産予定または出産した被保険者に係る保険税の軽減に対する国・県・町の公費負担分を繰り入れるものでございます。

182、183ページをお願いいたします。

項2 基金繰入金の1,200万円と、次の款6 繰越金の1,000万円は、国民健康保険税の不足分に充当するもので、これにより保険税の激変緩和と被保険者の負担軽減を図ろうとするものでございます。

款7 諸収入、項1 延滞金及び過料は、実績に基づき57万2,000円を計上いたしました。

次の項2 雑入は、第三者納付金や特定健康診査徴収金等を56万1,000円計上しております。続きまして、歳出についてご説明させていただきます。

184、185ページをお願いいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費につきましては、職員人件費、事務費、国保連合会負担金分として、前年度比173万円増の2,839万7,000円を計上いたしました。

項2 運営協議会費6万3,000円は、前年度と同額でございます。

款2 保険給付費は、過去の給付実績を考慮し予算計上しております。内訳は、項1 療養諸費、次の186、187ページをお願いいたします。項2 高額療養費、項3 移送費、項4 出産育児諸費、項5 葬祭費、項6 傷病手当金となり、合計で7億9,019万5,000円、前年度比1億1,324万3,000円の減となりました。

減の主な要因でございますが、療養給付費と高額療養費の減によるものでございます。

188、189ページをお願いいたします。

次に、款3 国民健康保険事業費納付金は、千葉県に国民健康保険事業に係る負担金として

納付するもので、項1 医療給付費分、項2 後期高齢者支援金等分、項3 介護納付金分を合わせ2億8,359万4,000円、前年度比1,670万2,000円の減となりました。

款4 保健事業費、項1 保健事業費は、医療費の削減に資する経費として468万円を計上いたしました。

項2 特定健康診査等事業費は、特定健康診査や特定保健指導に係る経費として、次の190、191ページをお願いいたします。前年度比212万9,000円増の1,946万2,000円を計上いたしました。

款5 諸支出金につきましては、過年度分の保険税還付金に係る経費として120万円を計上いたしました。

款6 予備費は、前年度と同額の10万円を計上しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

これで、議案第29号 令和6年度大多喜町国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。

次に、日程第17、議案第30号 令和6年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算について説明願います。

税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） それでは、また座ったまま説明をさせていただきます。

議案第30号 令和6年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算の提案理由についてご説明いたします。

予算書の205ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計予算につきましては、千葉県後期高齢者医療広域連合を保険者とし、町が行う資格の取得・喪失事務、保険料の徴収・還付事務及び納付金の納付事務等に係る経費を計上させていただくもので、後期高齢者医療の対象となる令和5年12月末現在の被保険者数は1,952人で、前年同期と比較し37人の増となっております。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和6年度大多喜町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億6,277万5,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

詳細につきましては事項別明細書によりご説明させていただきますので、212、213ページをお願いいたします。

初めに、歳入からご説明いたします。

款1 後期高齢者医療保険料につきましては、千葉県後期高齢者医療広域連合で定める保険料率に基づき算定された保険料を、前年度比1,061万7,000円増の1億2,351万7,000円を計上いたしました。

なお、保険料率は令和6年度から改定され、均等割額は4万3,400円が4万3,800円に、所得割は8.39パーセントが9.11パーセントに引き上げられ、賦課限度額については66万円が、令和6年度は、令和6年度中に75歳に達する方は80万円、それ以外の方は73万円に引き上げられ、さらに令和7年度は80万円とする段階的な引上げが行われております。

款2 使用料及び手数料は、令和5年3月31日以前に督促した保険料に係る督促手数料として1,000円を計上いたしました。

款3 繰入金につきましては、事務費繰入金を96万6,000円、保険基盤安定繰入金を3,772万円、合計で前年度比172万9,000円増の3,868万6,000円を計上いたしました。

款4 繰越金は、前年度からの繰越金で、前年度と同額の10万円を計上いたしました。

款5 諸収入は、広域連合から交付される保険料還付金など47万1,000円を計上いたしました。

引き続き、歳出についてご説明いたしますので、214、215ページをお願いいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費に事務的経費として65万6,000円、項2 徴収費に保険料の徴収に係る経費として31万1,000円を計上いたしました。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金は広域連合に納付するもので、前年度比1,230万4,000円増の1億6,133万6,000円を計上いたしました。

款3 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金に保険料還付金として47万1,000円を、項2 繰出金には前年度と同額の1,000円を計上いたしました。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくごお願い申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

これで、議案第30号 令和6年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。

次に、日程第18、議案第31号 令和6年度大多喜町介護保険特別会計予算について説明願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） それでは、着座のまま説明のほうをさせていただきます。

議案第31号 令和6年度大多喜町介護保険特別会計予算につきまして提案説明をさせていただきます。

予算書217ページをお願いいたします。

令和6年度予算案につきましては、第9期介護保険事業計画に基づき算出した介護保険料、介護保険サービスに係る保険給付費及び地域支援事業費等により予算編成を行い、前年度比8,908万9,000円減の11億9,607万6,000円の予算を見込みました。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和6年度大多喜町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億9,607万6,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

詳細につきましては事項別明細書によりご説明いたしますので、224、225ページをお開きください。

初めに、歳入からご説明いたします。

款1保険料、第1号被保険者保険料につきましては、月額5,400円の保険料基準額に基づき、所得段階に応じた13段階の保険料率及び推計した第1号被保険者3,557人を基に2億1,861万8,000円、前年度比2.9パーセントの減で計上させていただきました。

款2分担金及び負担金は、介護予防教室事業参加者負担金として12万円でございます。

款3使用料及び手数料は、6万9,000円を計上いたしました。

款4国庫支出金は、保険給付費の国法定負担分として介護給付費負担金1億9,126万1,000円を、項2国庫補助金につきましては、目1調整交付金から目5保険者努力支援交付金として9,538万2,000円を計上いたしました。

款5支払基金交付金は、介護給付費交付金として3億71万3,000円、地域支援事業支援交付金として388万8,000円を計上いたしました。

款6 県支出金は、県法定負担分として介護給付費県負担金1億7,070万6,000円を計上いたしました。

次に、226、227ページをお願いいたします。

項2 県補助金には、地域支援事業交付金の県負担分として640万9,000円を計上いたしました。

款7 繰入金、項1 他会計繰入金は、一般会計からの繰入金として1億9,818万9,000円でございます。そのうち、介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金は町法定負担分となります。

項2 基金繰入金につきましては、介護給付費準備基金繰入金として1,054万8,000円を計上いたしました。

款8 繰越金は、前年度からの繰越金として1,000円を、款9 諸収入、延滞金として1,000円、雑入には17万1,000円を計上させていただき、内訳として第三者納付金及び介護給付費返還金、生活保護者の介護認定調査等手数料、予防給付介護負担金及び介護予防ケアマネジメント負担金となっております。

歳入については以上となります。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

228、229ページをお開きください。

款1 総務費は、右側説明欄のとおり、介護保険関係職員3人分の人件費、2段目、介護保険業務に係る事務費、国保連合会負担金などとして、総務管理費合計3,104万3,000円を計上いたしました。

中段、介護保険賦課徴収事業でございます。介護保険料の賦課徴収に係る事務費として117万6,000円、下段、介護認定調査事業は、主治医意見書作成手数料などで353万2,000円、231ページをお願いいたします。一番上、介護認定審査会共同設置事業は、夷隅郡市2市2町で設置する介護認定審査会の設置運営に係る負担金として273万7,000円でございます。2段目、介護保険運営事業は協議会委員報酬、委員12名で1回分を計上しております。

項5 選定委員会費でございます。施設の整備等に係る審査を行う公的介護施設等整備事業者選定委員会委員4名分の報酬として1万4,000円を計上しております。

款2 保険給付費でございますが、第9期介護保険事業計画の策定に際し、推計した数値に基づき予算計上させていただいております。

項1 介護サービス等諸費は、要介護1から要介護5の認定を受けた方、下段の項2 介護予防サービス等諸費は、要支援1、要支援2の認定を受けた方に対する居宅介護、地域密着型

介護、福祉用具の購入、住宅改修、居宅介護サービス計画等に係る給付費となります。

232ページ、233ページをお開きください。

2段目、項2その他諸費は、国保連合会に介護報酬の審査支払いに係る手数料として、前年度同額の69万2,000円を計上いたしました。

項4高額介護サービス等費につきましては、利用者負担の限度額を超えた場合に支給するものとなります。

次に、項5高額医療合算介護サービス等費につきましては、医療費と介護給付費の自己負担額の合算が年間の限度額を超えた場合に支給されるものとなります。

項6特定入所者介護サービス等費につきましては、低所得の方が施設に入所した場合の食費と居住費の自己負担を軽減するために支給されるものでございます。

一番下になります、款3地域支援事業費でございますが、保険給付費と同様に、第9期介護保険事業計画の策定に際し推計した数値に基づき予算計上いたしました。

項1介護予防・日常生活支援サービス事業費につきましては1,232万3,000円。これは、要支援者等に係る訪問介護、通所介護の経費、ケアプラン作成経費、短期集中予防サービス等の経費となります。

234、235ページをお開きください。

中段、項2一般介護予防費につきましては338万6,000円で、脳トレ教室やいきいき塾等による介護予防の普及啓発のほか、地域における介護予防の取組を強化するため、リハビリテーション専門職を派遣するための経費となります。

236、237ページをお開きください。

項3包括的支援事業・任意事業費は合計で2,743万円で、地域包括支援センター職員3名分の人件費のほか、介護給付費の適正に係る経費、寝たきりの高齢者等へおむつの支給及び成年後見人制度の利用者支援などに係る経費、そのほか地域包括支援センターに配置する生活支援コーディネーターの手当、認知症初期集中支援チームの医師等の経費となります。

238、239ページをお願いいたします。

項4その他諸費につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業の審査支払いに係る手数料として3万6,000円を計上いたしました。

款4基金積立金でございますが、介護給付費準備基金への積立金として1,000円を、款5予備費につきましては、前年度と同額の10万円を計上させていただきました。

款6諸支出金につきましては、過年度保険料の還付金及び保険給付費や地域支援事業費に

係る国県支出金等の法定負担金の精算に伴う返還金として50万3,000円を計上いたしました。

以上で、令和6年度大多喜町介護保険特別会計予算案の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

これで、議案第31号 令和6年度大多喜町介護保険特別会計予算の説明を終わります。

日程第19、議案第32号 令和6年度大多喜町水道事業会計予算について説明願います。

環境水道課長。

○環境水道課長（小高一哉君） それでは、座ったままで失礼させていただきます。

議案第32号 令和6年度大多喜町水道事業会計予算につきましてご説明いたします。

別冊の水道事業会計予算書1ページをお開きください。

第1条、令和6年度大多喜町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量としまして、給水戸数、前年度と同様の3,800戸、年間総給水量は前年度比2万3,522立方メートル減の94万695立方メートルです。次に、1日平均給水量、前年度比57立方メートル減の2,577立方メートルを予定するものです。

第3条、収益的収入及び支出の予定額、収入の部、第1款水道事業収益、前年度比1,775万7,000円減の総額4億8,064万1,000円を予定するものです。

続きまして、支出の部、第1款水道事業費用、前年度比964万2,000円減の総額4億9,603万1,000円を予定するものです。

第4条、資本的収入及び支出の予定額、収入の部、第1款資本的収入、前年度比5,578万9,000円増の総額1億4,176万円を予定するものです。

次のページをお開きください。

支出の部、第1款資本的支出、前年度比6,258万8,000円増の総額2億9,150万6,000円を予定するものです。

第5条は企業債について、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還方法を定めたもので、限度額を1億4,000万円と定めるものです。

第6条、議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費で7,563万7,000円と定めるものです。

第7条、一般会計からの補助金は、補助金額を8,006万円と定めるものです。

第8条、たな卸資産購入限度額は、限度額を281万5,000円と定めるものです。

次の9ページをお開きください。

令和6年度大多喜町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書についてご説明いたします。

令和6年度中の事業活動、投資活動及び財務活動の現金預金の流れを記載したもので、一番下になりますが、資金期末残高というものがあります。こちらを1億6,790万7,000円見込んだものとなっております。

次の10ページから19ページまでは職員給与費明細書となり、記載のとおりでありますので、説明のほうは割愛させていただきます。

続いて、20、21ページをお開きください。

こちらは債務負担行為に関する調書となり、水道会計システム賃借料の限度額を591万1,000円、当該年度以降の支払義務発生予定額の期間を令和6年度までに定めたものです。

次のページをお開きください。

こちらは令和5年度水道事業予定損益計算書となり、水道事業諸活動の経営成績の見込みを表したものになります。下から4行目をご覧ください。令和5年度の経常損失、こちらを602万円を見込み、その結果、当年度の未処分利益剰余金が4,091万4,000円の見込みとなっております。

次のページから27ページについては、令和5年度及び令和6年度の水道事業予定貸借対照表になっておりまして、それぞれの年度末現在の財政状況を表したものとなっております。

続いて、28ページをお開きください。

こちらは注記として、重要な会計方針について明記したものとなります。

次のページをお開きください。

令和6年度大多喜町水道事業会計予算積算基礎資料についてご説明させていただきます。

収益的収入及び支出、収入の部、款1水道事業収益、項1営業収益の予定額2億9,269万9,000円の主な内容は、水道料金の収入が主なものとなっております。

続きまして、項2営業外収益の予定額1億8,794万2,000円、こちらの主な内容につきましては、一般会計の補助金、県の補助金及び消費税還付金となっております。

次のページをお開きください。

支出の部、款1水道事業費用、項1営業費用の予定額4億7,148万4,000円の主な内容につきましては、職員の給与、水質検査、動力費、南房からの受水費、漏水修繕費、各システムの委託料等になります。

続いて、36ページをお開きください。

中段になります、項2 営業外費用の予定額2,414万7,000円、こちらの主な内容につきましては、備考欄記載のとおりとなっております。

その下、項3 予備費の予定額40万円は、前年度と同額となっております。

次のページをお開きください。

資本的収入及び支出、収入の部、款1 資本的収入、項1 企業債の予定額を1億4,000万、こちらの内容につきましては、配水管布設事業による借入れとなっております。

項2 負担金の予定額176万円、こちらの内容につきましては、水道加入者負担金が主なものとなっております。

次のページをお開きください。

支出の部、款1 資本的支出、項1 建設改良費の予定額1億9,280万8,000円となり、主な内容につきましては、職員給料、配水管布設替えに伴う工事費等、固定資産の取得に関する費用となっております。

項2 企業債償還金の予定額9,869万8,000円は、企業債の償還金となります。

以上で、令和6年度大多喜町水道事業会計の予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

これで、議案第32号 令和6年度大多喜町水道事業会計予算の説明を終わります。

以上で、一括議題とした議案第27号から議案第32号までの令和6年度大多喜町一般会計予算、各特別会計予算及び水道事業会計予算の提案説明を終わります。

---

### ◎散会の宣告

○議長（渡邊泰宣君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

なお、既に通知したとおり、新年度予算案の細部説明及び議案調査のため、来週3月12日及び13日の午前9時から、合同での常任委員会協議会がこの場所で開催されますので、よろしく申し上げます。

3月12日は、総務文教常任委員会が所管する事務について、また3月13日は、福祉経済常任委員会が所管する事務となります。

また、最終日である3月19日は午前10時から本会議を開きますので、ご参集願います。

これをもちまして本日の会議を閉じます。

本日はこれで散会とします。

長時間にわたり、ご苦労さまでした。

(午後 4時02分)

第 1 回大多喜町議会定例会 3 月会議

( 第 3 号 )

令和6年第1回大多喜町議会定例会3月会議会議録

令和6年3月19日(火)

午前10時00分 開議

出席議員(12名)

1番	渡辺善男君	2番	麻生勇君
3番	野村賢一君	4番	末吉昭男君
5番	根本年生君	6番	吉野僖一君
7番	山田久子君	8番	渡辺八寿雄君
9番	山口定夫君	10番	森久君
11番	吉野一男君	12番	渡邊泰宣君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	平林昇君	副町長	西郡栄一君
教育長	佐久間靖夫君	総務課長	麻生克美君
企画課長	米本敏克君	財政課長	君塚恭夫君
税務住民課長	西川栄一君	健康福祉課長	長野国裕君
建設課長	市原芳則君	農林課長	秋山賢次君
商工観光課長	渡邊陽二君	環境水道課長	小高一哉君
財政課主幹	木島丈佳君	会計室長	須藤明実君
教育課長	吉野正展君	生涯学習課長	和泉陽一君
代表監査委員	滝口延康君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	宮原幸男	書記	市原和男
書記	佐藤さおり		

### 議事日程（第3号）

- 日程第 1 議案第 27号 令和6年度大多喜町一般会計予算（質疑～採決）
- 日程第 2 議案第 28号 令和6年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算（質疑～採決）
- 日程第 3 議案第 29号 令和6年度大多喜町国民健康保険特別会計予算（質疑～採決）
- 日程第 4 議案第 30号 令和6年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算（質疑～採決）
- 日程第 5 議案第 31号 令和6年度大多喜町介護保険特別会計予算（質疑～採決）
- 日程第 6 議案第 32号 令和6年度大多喜町水道事業会計予算（質疑～採決）
- 追加日程第 1 発議第 1号 令和6年3月のダイヤ改正の見直しに関する意見書の提出について

---

### ◎開議の宣告

○議長（渡邊泰宣君） それでは、皆さん、おはようございます。

町長及び執行部職員の皆様、また、滝口代表監査委員におかれましては、ご出席をいただきまして、誠にご苦労さまでございます。

本日は、審議期間の最終日となりますが、よろしく申し上げます。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

(午前10時00分)

---

### ◎行政報告

○議長（渡邊泰宣君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（平林 昇君） おはようございます。

それでは、行政報告をさせていただきたいと思います。

令和6年第1回議会定例会3月会議の最終日に当たりまして、一言ご挨拶申し上げさせていただきます。

本日は、議長はじめ議員の皆様には、年度末の大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

行政報告につきましては、3月会議初日以降のもので、お手元に配付させていただきました報告書のとおりでございますので、これによりご了承を賜りたいと存じます。

さて、本日の会議は、令和6年度当初予算に係る質疑と採決などとなっておりますが、先般の議会初日で予算編成方針を説明させていただき、先週の常任委員会協議会において、関係各課から各種事業の説明をさせていただいたところでございます。

令和6年度一般会計予算は、第3次総合計画後期基本計画及び第2期総合戦略の計画の4年目であり、計画に位置づけた各事業を着実に推進するための予算とさせていただいております。

また、介護保険特別会計予算は、過日議決いただいた第9期介護保険事業計画の初年度であり、計画に基づいた予算とするなど、特別会計及び企業会計におきましても、目的に沿った予算とさせていただいております。

議員各位におかれましては、ご審議の上、可決くださいますよう心からお願い申し上げます。

して、行政報告に代えさせていただきたいと思います。

本日もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

これで行政報告を終わります。

---

### ◎諸般の報告

○議長（渡邊泰宣君） 次に、諸般の報告であります。3月5日以降の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願ひたいと思います。

なお、このうち、3月18日に第1回国保国吉病院組合議会定例会が開催されました。

この件につきまして、1番渡辺善男君から報告願ひます。

○1番（渡辺善男君） 議長の指名を受けましたので、私のほうから報告をさせていただきます。

昨日、3月18日ですね、午前10時よりいすみ医療センター会議室において、令和6年第1回国保国吉病院組合議会定例会が開催され、本町からは渡邊泰宣議員、根本年生議員と私の3名が出席いたしました。

会期は1日で、議案5件が付議されました。

議案5件の内容は、議案第1号から第3号までは条例の改正、条例の制定についてです。

議案第4号では、令和5年度国保国吉病院組合病院事業会計補正予算（第2号）が上程されました。

議案第5号では、令和6年度国保国吉病院組合病院事業会計予算が上程されました。

各議案とも説明の後質疑を行い、5議案とも討論を省略して全員賛成で原案どおり可決しました。

議案の詳細については、資料の写しを配付してありますので後ほどご覧ください。

また、議事終了後、病院長より現況報告がありました。主な内容は、コロナ感染症は減少しているが、まだ続いていると。インフルエンザは、3月に入り増加に転じている。発熱外来対応は、医師会の協力を得て重症化しそうな人に重点を置いて対応している。

医師不足は依然続いている。3月で内科7人のうち4人、外科2人のうち1人が退職する。自治医大から研修医1人、東邦大学佐倉病院から1人、常勤1人で3人を補充する予定。アルバイトの時間を増やす。9月か10月に千葉大から1人を予定しているということでした。

経営状況は赤字が続いているが、コロナ感染症対応で国、県の補助金が増加している。

経営強化プランを立て、実行していくとのことでした。

その後、管理者からも発言があり、山武長生夷隅医療圏の会議があったが、どこも人口減少、医師不足、赤字経営で悩んでいると。課題も共通事項が多いが、赤字1億円以内を目標にして、取り残されないよう頑張るとのことでした。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦勞さまでした。

以上で諸般の報告を終わります。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（渡邊泰宣君） これより日程に入ります。

本日の会議は、既に配付いたしました議事日程（第3号）により進めてまいりますので、よろしくお願ひします。

---

### ◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第1、議案第27号から日程第6、議案第32号までの令和6年度大多喜町一般会計予算、各特別会計予算及び水道事業会計予算については、既に一括議題として提案理由の説明が終わっております。

3月6日の会議に引き続き、これより各会計ごとに質疑、討論、採決を行います。

議員各位には、既にご承知のとおり、事前に配付されている予算に係る予算説明資料などは予算審議を円滑に進めるための参考資料ですので、質疑に当たっては、令和6年度の各歳入歳出予算書から質疑され、質疑の際は予算書のページを必ず示していただくとともに、議題外にわたり、また、その範囲を超えることのないようご留意願ひします。

また、質疑については、過日の新年度予算に係る合同による常任委員会協議会で詳細な質疑、説明はされておりますので、会議規則どおり、各会計の議題について1人3回までとし、あわせて1回の質問で複数に及ぶことがないように、簡明に質疑されるようお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

議案第27号 令和6年度大多喜町一般会計予算の質疑を行います。

歳入については全般としますが、歳出の款の質疑に応じた歳出事業の充当財源に係るものとします。また、歳出については款ごとに行います。

初めに、歳入及び歳出のうち、款1議会費、款2総務費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 53ページの結婚支援事業、その中でイベント開催委託料とあります。今年度もイベントをやったと思います。来年度も同じような内容でやるのか、それとも新しい形を考えているのか、今年度やった事業が結構好評だったというふうに聞いています。引き続き、充実したイベントをやってもらいたいと思いますが、内容についてお聞きします。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） イベント開催委託料ということで、婚活に係るイベントの内容ということなのですが、令和5年度で初めて専門業者に委託した形でのバスツアーを行いました。参加については男性8名、都心のほうからの女性9名ということで、それに対して成立が5組ということで、かなりいい成立だったのかなというところで感じております。

6年度につきましても、5年度初めて専門業者の委託という形を取りましたので、6年度につきましても同じような形でやってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

歳入及び款1議会費、款2総務費の質疑を終わります。

次に、款3民生費、款4衛生費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

款3民生費、款4衛生費の質疑を終わります。

次に、款5農林水産業費、款6商工費、款7土木費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 95ページの産地育成事業、町のほうで産地育成事業ということで、これから農業を活性化するという意味でいろんなことをやっていると思います。その中で、ローゼルの栽培等いろんな面でやっていると思いますけれども、来年度も同じように、ローゼルの研修会とか販売促進とか、そういったのをやる予定になっているのか。

それで、もしやるとしたらですね、今、ローゼルの育成というかやっている方は何人ぐらいいらっしゃるって、今後の見通しというんですか、去年1年間いろいろ一生懸命やっていたと思いますけれども、それについて併せてお聞かせください。

○議長（渡邊泰宣君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） ローゼルにつきましては、昨年から栽培を開始しております。昨年栽培された方が14名いらっしゃいまして、種を採取されておまして、また、本年度も引き続き実施をしていただけたということになっております。新たに広報等で募集をかけまして、3名の方が今やってみたいということで、応募されております。

現在ですね、ローゼルに含まれている成分の分析を依頼しております、結果が出次第、分析結果とローゼルのサンプルを町内事業者さんに配付をさせていただきまして、利用方法等の模索をお願いしたいと考えております。

今後、費用が必要になることがあれば、また補正予算等をお願いしたいと考えておりますが、今回の当初予算には主な費用等は計上させていただいておりません。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 私も栽培している人、ちょっと何人かの方と話したんですけども、初めてのことで大変苦労しているということが伺えました。さらに充実したものにするには、ある程度予算的な面も配慮してですね、ある程度支援の体制が必要ではないかと思っておりますけれども、今年度そういった支援の金が入っていないようなお話でしたけれども、支援が必要だと思っておりますけれども、今後そういった面も含めて、予算面も含めて支援するということがよろしいですか。

○議長（渡邊泰宣君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） ローゼルにつきまして一番大変なのが、収穫作業が短期になるということで、そちらが大変だというふうに栽培されている方からは伺っております。

そういうことでありますが、基本的に、今後皆さんのご意見を伺いながら、もし町のほうで対応できることがあれば、また考えていきたいと思っております。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

款5農林水産業費、款6商工費、款7土木費の質疑を終わります。

次に、款8消防費、款9教育費、款10災害復旧費、款11公債費、款12予備費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 137ページ、海洋センター管理運営事業の委託料の件で確認でございます。

この委託料の中に指定管理委託料が入っておりますが、現在も議案第10号に関する予算案として提出されていると思うんですけども、この議案第10号が今、審議過程にあるかと思えます。この議案の審議の結果を受けた上での流動性のある予算案であるというような考え方をさせていただいてよろしいのかどうか、その辺だけちょっと確認をさせていただきたいと思えます。

○議長（渡邊泰宣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（和泉陽一君） こちらの予算につきましては、先日の議会におきまして、委員会付託ということになっております。

こちらの委託料につきましては、そのときの内容としまして、7月以降委託するという内容になっておりますので、4月から6月分につきましては、こちらの指定管理料のほうから流用する等、弾力性を持たせてやっていくというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 121ページと128ページに関わってくると思うんですけども、大多喜中学校で習志野高校とか幕張総合高校を呼んでいろんな合唱とかやっていると思えますけれども、今年度やって、来年度もその予算が計上されていると思えますけれども、その内容についてはですね、さらに充実したものになるのか、例年やっているような形で行うのか、その辺のところを教えてください。

○議長（渡邊泰宣君） 教育課長。

○教育課長（吉野正展君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

129ページ、教育振興事業の中に、今、議員申されました幕張総合高校と習志野高校、こちらの連携について、関係予算を計上させていただいております。

今年、令和5年度は幕張総合高校の合唱部、こちらの生徒、講師の指導、そして高校の

合唱の披露、そしてまた、合同による合唱というような形でやらせていただきました。令和6年度についても同様の予算を計上してございます。

なお、内容につきましては、この予算内で学校側が対象となる学校と協議をいたしまして、内容は決定していくものと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

款8消防費、款9教育費、款10災害復旧費、款11公債費、款12予備費の質疑を終わります。

これで、令和6年度大多喜町一般会計予算の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論がありますので、初めに反対者の発言を許します。

反対者はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（渡邊泰宣君） 次に、賛成者の発言を許します。

3番野村賢一君。

○3番（野村賢一君） 討論する前に、まずは能登半島で地震が起きたことで亡くなられた方々、ご冥福をお祈り申し上げますとともに、また、けがをされた方、家屋の崩壊に遭われた方、皆様方にも心からお見舞い申し上げる次第でございます。

それでは、私は令和6年度大多喜町一般会計予算について、賛成する立場で討論させていただきます。

私は予算審議に当たり、私なりに次の5項目を留意すべき点として注目をしてきました。

1点目は、予算が第3次総合計画後期基本計画、第2期総合戦略と合致したものであるかどうか。2番目に、予算編成の重点は何か。そして、少ない予算で調和と均衡の取れた予算になっているかどうか。3点目としては、経常収支比率が前年度と対比してどうか。4番目として人件費、物件費、内部管理経費は極力節減し、より多くの財源を投資的経費、福祉事業等に、町民に還元されているかどうか。5点目として、補助金の支出が公益上の必要があるか。また、既に補助目的、達成しているのに補助を続けていないかどうかを重点的に留意し、予算を考えてきました。

その結果、一般会計では過去最大規模の64億7,300万、この内容は、昨年9月の台風13号に伴う災害復旧事業や災害に備えるための多目的庁舎建設事業、令和8年度からの大多喜町第4次総合計画策定など、町にとっての将来に必要な各種事業予算が主体となっていると思います。

また、まず、歳出については、第3次総合計画後期基本計画などの事業実施に向けた予算になっており、災害復旧、子育て世代の各種支援は、高校生までを対象とした子ども医療費助成や出産祝金及び入学祝いポイント、学校給食費の無償化。また、農業施策としては、イノシシ、鹿、猿及びキョンなどの有害鳥獣対策、遊休農地活用の取組、物価高騰対策に地域通貨事業では、10パーセントのプレミアムの継続や義務教育施設整備では、大多喜小学校のグラウンドと駐車場の整備、また、令和6年度に大多喜町合併70周年記念事業の開催など、町民の福祉向上のための予算になっていると思います。

主な事業について何点か申し上げましたが、昨年の豪雨災害から、復旧事業や物価高騰対策はもちろんのこと、終盤を迎えている大多喜町第3次総合計画の施策を着実に推進していただきたいことを重ねて要望し、令和6年度一般会計予算、賛成討論とさせていただきます。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第27号 令和6年度大多喜町一般会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第27号 令和6年度大多喜町一般会計予算については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第2、議案第28号 令和6年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第28号 令和6年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡邊泰宣君) 挙手全員です。

したがって、議案第28号 令和6年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長(渡邊泰宣君) 日程第3、議案第29号 令和6年度大多喜町国民健康保険特別会計予算についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第29号 令和6年度大多喜町国民健康保険特別会計予算についてを採決し

ます。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡邊泰宣君) 挙手全員です。

したがって、議案第29号 令和6年度大多喜町国民健康保険特別会計予算については原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長(渡邊泰宣君) 日程第4、議案第30号 令和6年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第30号 令和6年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡邊泰宣君) 挙手全員です。

したがって、議案第30号 令和6年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算については原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第5、議案第31号 令和6年度大多喜町介護保険特別会計予算についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第31号 令和6年度大多喜町介護保険特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第31号 令和6年度大多喜町介護保険特別会計予算については原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第6、議案第32号 令和6年度大多喜町水道事業会計予算についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第32号 令和6年度大多喜町水道事業会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡邊泰宣君) 挙手全員です。

したがって、議案第32号 令和6年度大多喜町水道事業会計予算については原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。45分まで休憩とします。

(午前10時33分)

---

○議長(渡邊泰宣君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

---

#### ◎日程の追加

○議長(渡邊泰宣君) お諮りします。

ただいま、野村賢一君外4名から、発議第1号 令和6年3月のダイヤ改正の見直しに関する意見書の提出についてが提出されました。

この発議第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) 異議なしと認めます。

よって、提出された発議案を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

事務局職員から議案を配付いたします。

(議案配付)

○議長(渡邊泰宣君) 議案の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) 配付漏れなしと認めます。

---

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 追加日程第1、発議第1号 令和6年3月のダイヤ改正の見直しに関する意見書の提出についてを議題とします。

事務局職員をして、議案を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（宮原幸男君） それでは、発議第1号を朗読させていただきます。

発議第1号。

令和6年3月19日。

大多喜町議会議長、渡邊泰宣様。

提出者、大多喜町議会議員、野村賢一、賛成者、同、根本年生、賛成者、同、渡辺善男、賛成者、同、山田久子、賛成者、同、山口定夫、賛成者、同、森久。

令和6年3月のダイヤ改正の見直しに関する意見書の提出について。

上記の議案を大多喜町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

令和6年3月のダイヤ改正の見直しに関する意見書。

大多喜町は第三セクター鉄道のいすみ鉄道が上総中野駅（大多喜町）と大原駅（いすみ市）をつなぎ、JR外房線と接続しています。

春は黄色いじゅうたんを敷いたような菜の花を車窓から眺めながら、のどかな田園風景を走るいすみ鉄道での小さな旅、秋になれば養老溪谷での色あざやかな紅葉の見物に、たくさん観光客が本町を訪れます。

また、最寄りのJR駅から東京近郊へ通勤、通学する住民も多くいることから地域住民の日常生活はもとより、観光客の往来のためJR線は大変重要な交通手段となっております。

そのような中、令和6年3月のダイヤ改正では、京葉線における通勤快速の廃止や通勤、通学時間帯の快速がすべて各駅停車になるほか、特急わかしおの運行の減少及び始発駅、終着駅の変更等によって、本町をはじめ千葉県全域に多大な悪影響を及ぼすものとなっております。

以上のことから、大多喜町議会は、ダイヤ改正の更なる見直し、従前の運行本数の維持・拡充を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月。

千葉県夷隅郡大多喜町議会。

東日本旅客鉄道株式会社代表取締役、東日本旅客鉄道株式会社千葉支社長宛て。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 次に、提案理由について提出者の説明を求めます。

3 番野村賢一君。

○3 番（野村賢一君） もう既にこのダイヤは実行されていて、今から提出するというのはちょっと遅いところはあるんですけども、よその市町村はほとんど出しているのに、大多喜町だけ出さないということはちょっと違和感を感じたので、今から読ませていただきます。

発議第1号、提案説明をさせていただきます。

昨年12月15日、東日本旅客鉄道株式会社が発表した2024年3月ダイヤ改正については、京葉線における通勤快速の廃止や、日中帯を除き、全ての快速が各駅停車になるほか、特急わかしおの運転減少や始発駅、終着駅の変更など沿線自治体をはじめ、千葉県全域に大きな影響を及ぼしかねない内容となっております。

県内の多くの自治体から、「ダイヤ改正見直しについて」の申入れがされたことで、全国的にも異例な対応として、本年1月16日に改正の一部変更が発表されたが、早期時間帯の東京方面行きの快速2本が運行を継続するのみでありました。

新型コロナウイルス感染症によって冷え込んだ地域経済が、以前の活気を取り戻しつつある状況の中、本町でも多くの住民が東京近郊へ通勤や通学に利用し、また、多くの観光客が利用する路線となっていることから、このような一方的なダイヤ改正は到底容認できるものではなく、我々大多喜町議会といたしましても、「令和6年3月のダイヤ改正の見直しに関する意見書」を東日本旅客鉄道株式会社代表取締役及び千葉支社長に意見書を提出いたしたく、根本年生議員、渡辺善男議員、山田久子議員、山口定夫議員、森久議員の賛同をいただき、文書をもって発議案を提出させていただいたものでございます。

なお、意見書の内容につきましては、ただいま議会事務局長からも朗読のありましたとおりでございますので、よろしくご審議をいただき、可決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6 番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） 私、賛成なんですけれども、この題目をです、ダイヤ改正だけでなくJR東日本とか外房線とかというあれを、語句を入れたほうがいいんじゃないですか。ただ、ダイヤ改正じゃなくて。

（「外房線と何」「この の令和6年3月のダイヤ改正、分かるんですけれども、分かりやすくするにはJR東日本か外房線かというのをに入れてダイヤ改正のほうがいいんじゃないですか」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 野村賢一君。

○3番（野村賢一君） 吉野僖一議員の意思を尊重したいと思います。

○議長（渡邊泰宣君） はい、分かりました。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎休会について

○議長（渡邊泰宣君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

本定例会は議事の都合により、明日20日から本年6月30日まで休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

よって、明日20日から本年6月30日まで休会することに決定しました。

---

◎散会の宣告

○議長（渡邊泰宣君） 本日はこれをもって散会とします。  
お疲れさまでした。

(午前10時56分)

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 渡 邊 泰 宣

署 名 議 員 麻 生 勇

署 名 議 員 野 村 賢 一